

## <参考資料編：国土の概況>

### 目次

1.	自然環境特性	1
	(1) 国際的な視点からみた生物多様性の概況（東アジアと日本）	1
	(2) 主な水系	17
	(3) 動物の分布	24
2.	土地利用の推移と現況	37
	(1) 国土利用の推移と現況	37
	(2) 都市分布の推移と現況	37
	(3) 都市内農地面積の推移と現況	46
	(4) 農地・農業集落等の推移と現況	51
3.	自然保全に係る法制度の概況	59
	(1) 自然公園・自然環境保全地域の分布	59
	(2) 国内希少野生動植物種の生息地等保護区と保護増殖事業	61
	(3) 保安林の分布	65
	(4) 国有林・民有林の分布	65
	(5) 都市域における緑の保全・緑化	68
	(6) 各種自然再生事業の実施地域	70
	(7) エコロジカル・ネットワークの形成に資する制度・事業	72



# 1. 自然環境特性

## (1) 国際的な視点からみた生物多様性の概況（東アジアと日本）

### 1) 生物多様性の特徴

日本列島は南北に長く、数多くの島嶼を有し、大陸との分断・接続という地史的な経緯を有すること、気候的にはモンスーン地帯に位置することなどから、約 38 万 km<sup>2</sup> と狭い国土面積にもかかわらず、動植物の種数が多く、豊かな生物相を有している。例えば同程度の国土面積を持つドイツと比較すると、維管束植物や哺乳類の種数は 2 倍以上となっている。固有種割合が高いのも特徴であり、両生類の固有種割合は 74% と高い値を示す。

また日本の森林面積率は 68% であり、北欧のフィンランド（67%）と同程度の値を示しており、イギリス（8%）など先進諸国と比較しても非常に高い。

また日本の海洋は黒潮、親潮など海流の影響を受けており、南北に細長く伸びていることとも相まって、多様な環境が形成されている。このため海産動物の種数も多く、豊かな生物相を形成している。

表 1-1：東アジア各国の動植物種数

東アジア													
国名	面積(万km <sup>2</sup> )	島嶼・大陸別	森林率	哺乳類		鳥類		爬虫類		両生類		維管束植物	
				種数	固有種割合	種数	固有種割合	種数	固有種割合	種数	固有種割合	種数	固有種割合
日本	37	島嶼	68%	188	22%	250	8%	87	38%	61	74%	5,565	36%
インドネシア	182	島嶼	60%	457	49%	1,530	27%	514	59%	285	40%	29,375	60%
マレーシア	33	島嶼	45%	300	12%	508	4%	350	20%	189	37%	15,500	23%
フィリピン	30	島嶼	23%	158	65%	196	95%	190	84%	92	79%	8,931	39%
シンガポール	0.06	島嶼	7%	85	1%	118	0%	140	0%	24	0%	2,282	0%
スリランカ	6	島嶼	33%	88	17%	250	10%	144	53%	39	51%	3,314	27%
バングラデッシュ	13	大陸	8%	109	0%	295	0%	119	2%	19	0%	5,000	—
ブータン	5	大陸	60%	99	0%	448	0%	19	11%	24	0%	5,446	1%
カンボディア	18	大陸	56%	123	0%	307	0%	82	1%	28	0%	—	—
中国	933	大陸	14%	400	21%	1,103	6%	340	24%	290	54%	32,200	56%
インド	297	大陸	22%	316	14%	926	6%	390	48%	209	58%	16,000	31%
北朝鮮	12	大陸	50%	—	—	115	1%	19	11%	14	14%	2,898	4%
韓国	10	大陸	80%	49	0%	112	0%	25	4%	14	0%	2,898	8%
ラオス	23	大陸	52%	172	0%	487	0%	66	2%	37	5%	—	—
モンゴル	157	大陸	6%	133	0%	426	0%	22	0%	6	0%	2,823	8%
ミャンマー	66	大陸	41%	251	2%	867	0%	203	18%	75	13%	7,000	15%
ネパール	14	大陸	36%	181	1%	611	0%	100	1%	43	26%	6,973	5%
パキスタン	77	大陸	3%	151	3%	375	0%	172	13%	17	24%	4,950	8%
タイ	51	大陸	24%	265	3%	616	0%	298	12%	112	19%	11,625	—
ベトナム	33	大陸	27%	213	4%	535	2%	187	25%	80	34%	10,500	12%
ロシア連邦	1,689	大陸	45%	269	8%	628	2%	58	0%	41	0%	—	—

(参考) ヨーロッパ

国名	面積(万km <sup>2</sup> )	島嶼・大陸別	森林率	哺乳類		鳥類		爬虫類		両生類		維管束植物	
				種数	固有種割合	種数	固有種割合	種数	固有種割合	種数	固有種割合	種数	固有種割合
イギリス	24	島嶼	8%	50	0%	230	0%	8	0%	7	0%	1,623	1%
フィンランド	30	大陸	67%	60	0%	248	0%	5	0%	5	0%	1,102	—
フランス	55	大陸	27%	93	0%	269	0%	32	3%	32	9%	4,630	3%
ドイツ	35	大陸	31%	76	0%	239	0%	12	0%	20	0%	2,632	0%
イタリア	29	大陸	22%	90	3%	234	0%	40	3%	41	29%	5,599	13%
スペイン	50	大陸・島嶼	16%	82	5%	278	2%	53	21%	28	14%	5,050	19%

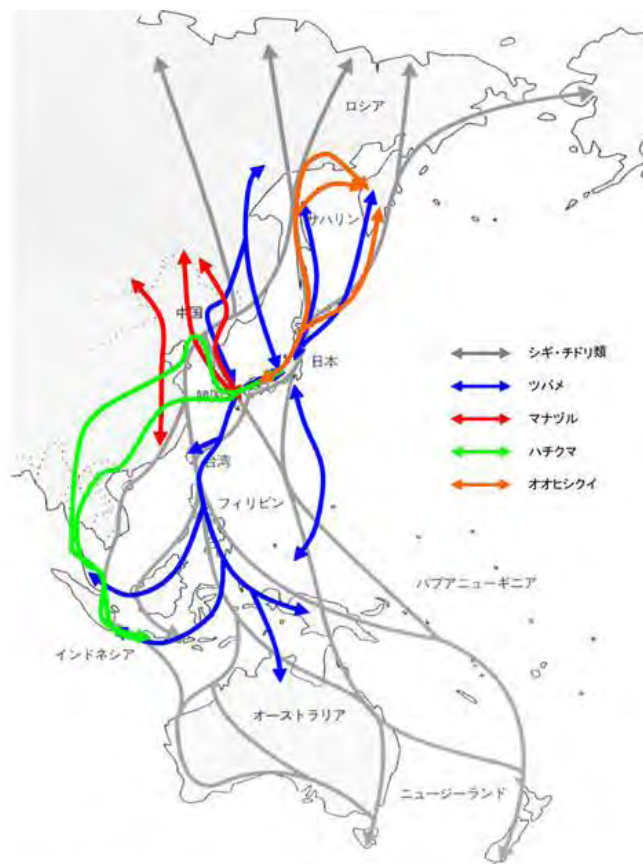
World Resources 2000-2001, WRI, 2001による

出典：新生物多様性国家戦略，平成 14 年，環境省

## 2) 渡り鳥・海生動物等のネットワーク

国際的視点から、わが国の生物多様性及びエコロジカル・ネットワークを考える際、国境を越えて移動する渡り鳥や海棲動物等の生息地・生息地の保全が重要になる。

渡り鳥やその生育環境である湿地の保全のためには、アジア地域など、関連諸国が協力して取り組むことが求められる。これまでにラムサール条約、二国間渡り鳥条約等保護条約や、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略などを締結して保全への取組みが進められてきている。今後もアジア地域の渡り鳥モニタリングネットワークの構築や、渡り鳥だけでなく多様な生物の生息・生育環境としての干潟・藻場・サンゴ礁等の浅海域や、様々なタイプの湿地の保全・再生を通じた国際的な枠組みでのエコロジカル・ネットワークの形成が求められる。同時に、わが国固有の生物種、生態系等についても配慮する必要がある。



東アジア・オーストラリアにおける鳥類の渡りルート  
 WWF ジャパン「95 東アジア渡り鳥ルートツアー報告書」1995  
 小田英智 構成「ツバメ観察事典」1997 & 菅原高二「ツバメの暮らし」2005  
 日本野鳥の会ホームページ (<http://www.wbsj.org/index.html>)  
 樋口広芳「鳥たちの旅」2005  
 水の公園福島潟ホームページ (<http://www.pavc.ne.jp/~hishikui/index.html>)  
 「霞ヶ浦のヒシクイ-オオシクイの生態-」(江戸崎町・桜川村・美津村) より作成

図 1-1 : 東アジア・オーストラリアにおける鳥類の渡りルート

出典：第 4 回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会資料 2-7 (平成 18 年 12 月 4 日)



図1-2 : わが国に来遊するトドの繁殖地

出典：環境庁自然保護局（1998）自然環境保全基礎調査 海棲動物調査報告書

#### 渡り鳥等保護条約及び協定

渡り鳥や絶滅のおそれがある鳥類とその生息環境を保護するため、日本が他国と結んでいる2国間での条約または協定。協定も含めて単に「渡り鳥条約」と言われることもある。日本に生息する野生の鳥類の4分の3（約4,000種）は、太平洋、北米大陸、中国、ロシア、東南アジア諸国などを渡っていることが確認されている。これらの鳥類の保護のためには、国際的に捕獲禁止などの措置を講じる必要がある。

日本が条約または協定を結んでいるものには、米国との条約（昭和47年署名）、ロシア（旧ソビエト連邦）との条約（昭和48年署名）、オーストラリアとの協定（昭和49年署名）、中国との協定（昭和56年署名）の4つがある。相手国と約2年おきに条約・協定に基づく会合を開き、施策についての情報交換や共同調査の協議などを行っている。なお、中国との協定では締結当時、すでにワシントン条約が発効（昭和50年）していたため対象は渡り鳥だけだが、日米、日露、日豪の条約・協定では、絶滅のおそれのある鳥類も対象としている。また、韓国との間には、渡り鳥保護のための条約・協定はないが、日韓環境保護協力協定（平成3年発効）の下に「日韓渡り鳥保護協力会合」が開催されている。

出典：環境用語集, EICネット

## アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略

### 1) 背景

平成6年(1994年)12月、アジア・太平洋地域に生息する水鳥を守るため、環境庁(現環境省)とオーストラリア自然環境庁(現オーストラリア環境省)の共催による「東アジア～オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ」が釧路市で開催。ここではアジア・太平洋地域内の水鳥を保全するために様々な議論がなされ、「釧路宣言」が採択された。釧路宣言の中では、次のことが勧告された。

- ・アジア・太平洋地域の渡り性水鳥保全戦略の策定
- ・同地域の水鳥の種類群ごとの湿地ネットワークの構築
- ・同地域の水鳥の種類群ごとの保全のための行動計画(アクションプラン)の策定

さらに翌年平成7年(1995年)10月、マレーシアのクアラルンプールで開催された「国際湿地と開発会議」において、上記「釧路宣言」中で述べられた水鳥保全戦略を策定することが支持された。そして平成8(1996年)3月に「釧路宣言」を具体化するものとして、アジア湿地局(AWB)(現国際湿地保全連合アジア太平洋支部)と国際水禽・湿地調査局日本委員会(IWRB-J)(現国際湿地保全連合日本委員会)が、水鳥保全に必要な行動やその優先順位を示した「アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略:1996-2000」をまとめた。

続いて、平成12年(2000年)10月には、沖縄県で環境省・那覇市・豊見城村が開催した「渡り性水鳥とその生息地保全に関する沖縄ワークショップ」において平成13年～平成17年(2001年～2005年)の渡り性水鳥戦略が決定された。この渡り性水鳥戦略にはツル類、ガンカモ類、シギ・チドリ類、それぞれのネットワークが実施する行動計画が含まれており、平成17年(2005)年までの各ネットワークの活動の指針となるものである。

ラムサール条約は、この水鳥保全戦略を支持しており、ブリスベンの第6回締約国会議における勧告6.4「東アジア～オーストラリア地域の渡りのルート沿いの登録湿地のネットワークの構築に関する勧告(ブリスベン・イニシアチブ:日豪共同提案)」、また、コスタリカでの第7回締約国会議における勧告7.3において、「アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力」が採択された。

### 2) 概要

「アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」は、アジア・太平洋地域において水鳥とその生息地を、政府・NGO・地域住民の協力によって保全していくことを目的としている。この戦略では、NGOの現在の活動や政府間の条約に基づく活動についての考察や、渡り鳥とその生息地を保全する上で現在問題となっていること、またそれを克服するために必要なこととその優先順位が述べられている。フライウェイネットワークの個々の具体的な行動計画はこの保全戦略に基づいて決められている。

出典: 渡り鳥生息地ネットワーク, インターネット自然研究所資料

### 3) 気候区分

わが国はユーラシア大陸の東側に位置する弧状列島であり、数千の島嶼から成り立っている。気候帯としては亜熱帯から亜寒帯までを含み、気候は湿潤で、季節風の影響を受けて四季の別がはっきりしている。脊梁山脈を挟んで降水量の季節配分の差が顕著であり、太平洋型、日本海型の2タイプの気候が見られる。

また植生分布と気温との相関を表す指標として、吉良竜夫(昭和46年)が提唱した「暖かさの指数」がある。これは年間のうち、月平均気温が5℃以上の月について、5℃を引いた平均値を合計した値で示される値であり、様々な場面での指標に用いられている。

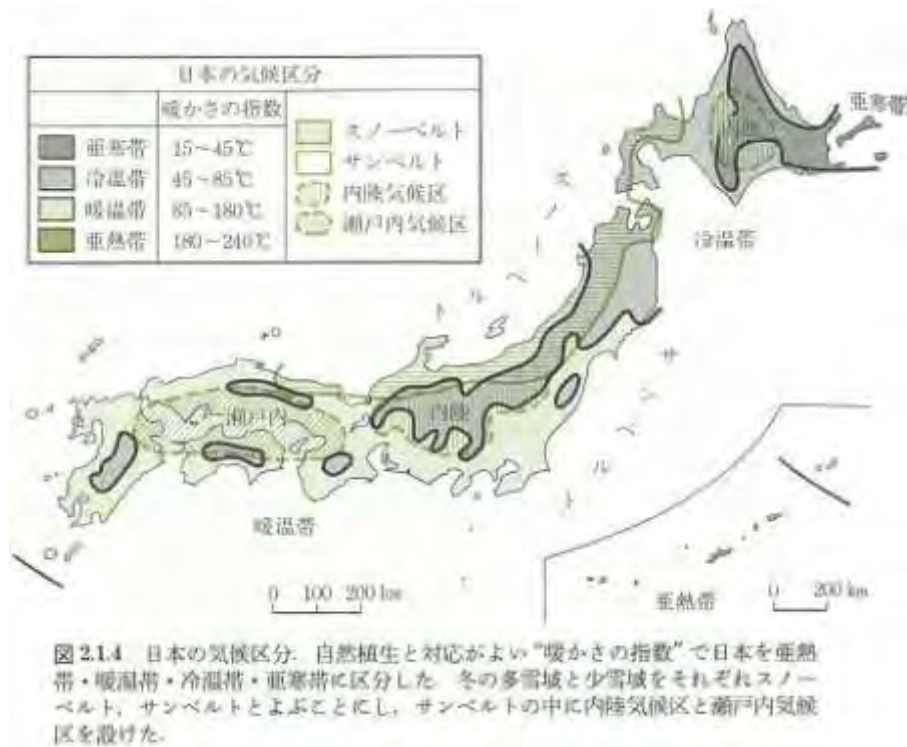


図 1-3 : 日本の気候区分

出典：中村和郎・木村竜治・内嶋善兵衛（1986）日本の気候

また3次メッシュ単位で暖かさの指数を算出すると、図1-4のような分布になる。

### 4) 地形区分

日本列島は、世界で最も新しい地殻変動帯に属しているため地学的現象が活発に起こっており、地形は起伏に富み、火山地や丘陵地を含む山地は国土の3/4を占める。山地の斜面は一般に急傾斜で谷により細かく刻まれ、山地と平野の間には丘陵地が分布している。平野、盆地は河川の堆積作用により形成されたものが多いのが特徴である。

図1-4：暖かさの指数による気候区分図

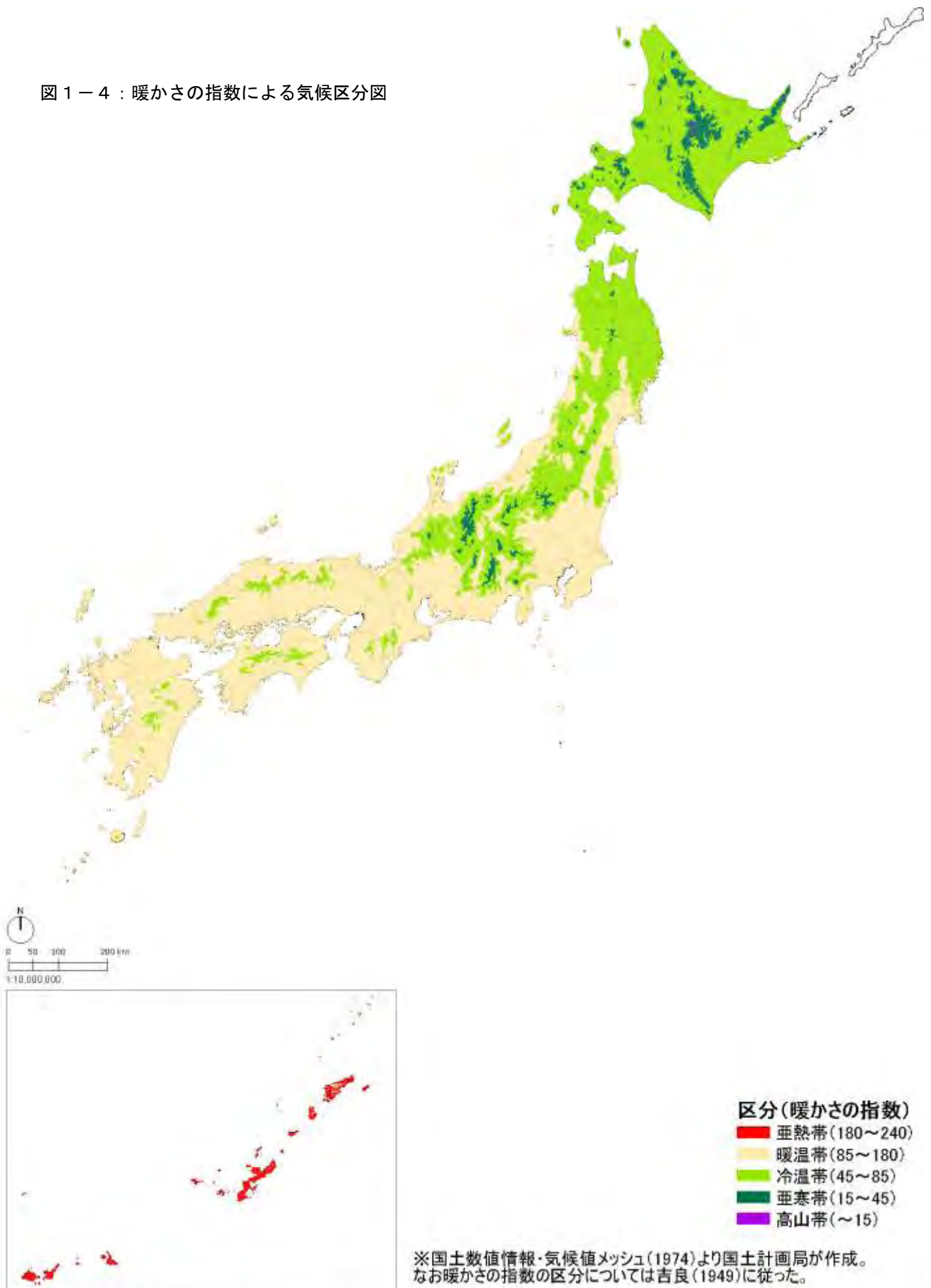
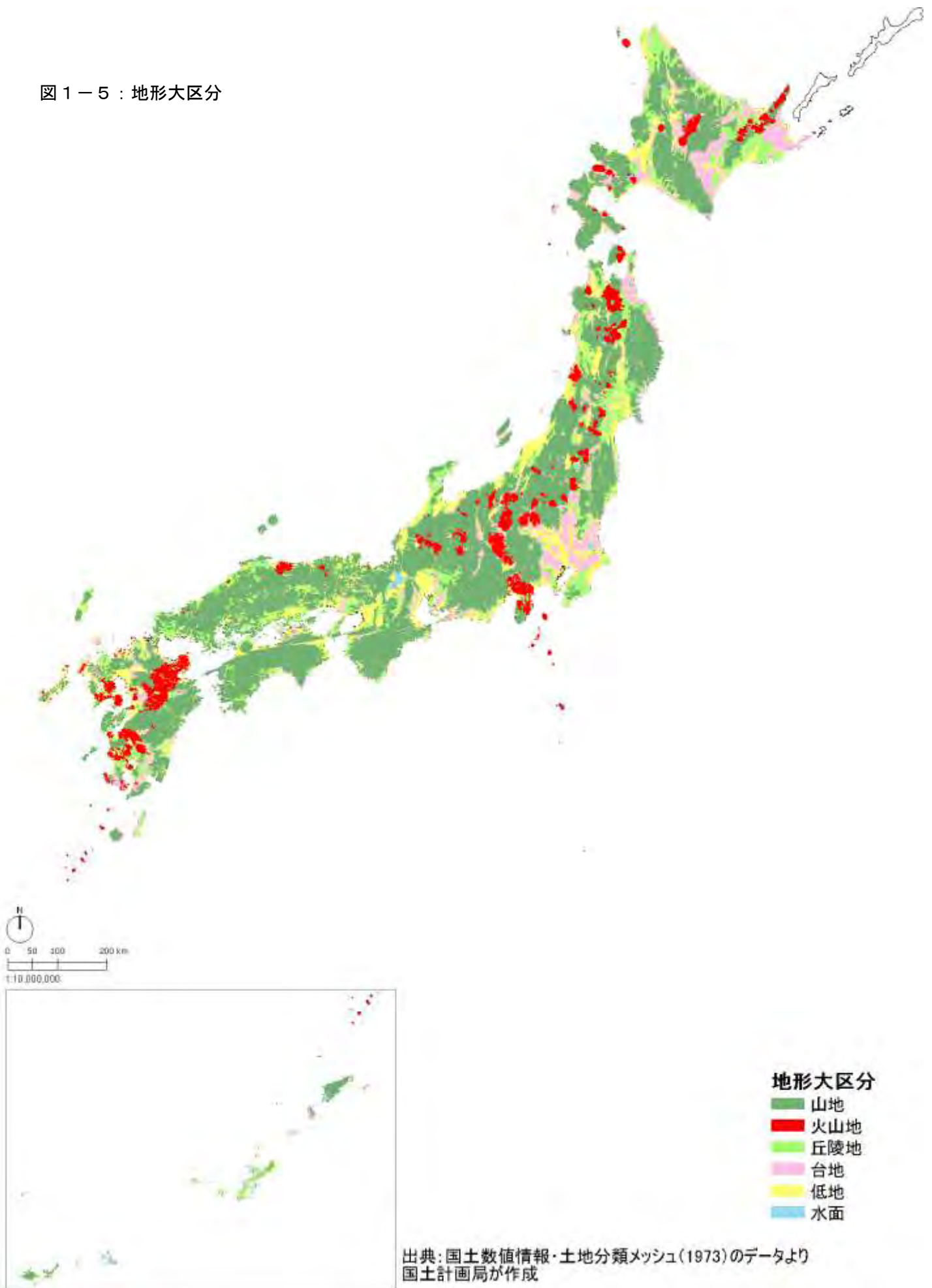




図 1 - 5 : 地形大区分



## 5) 植生区分

植物は、土地の環境条件に応じて立地に固有の群落を形成しているが、わが国においては、その特性からヤブツバキクラス、ブナクラス、コケモモトウヒクラスの3つの自然植生と、その生息域に大きく分けることができる<sup>1</sup> (図1-6)。例えば関東地方以南の平地や丘陵地、低山地は常緑広葉樹のヤブツバキクラス域となっている。また本州の紀伊半島以西・四国・九州の一部の山地と、本州中部の山地、および東北地方から北海道の南あたりは、夏緑広葉樹のブナクラス域となっている。本州中部の高山帯や、北海道の大部分は亜高山針葉樹林のコケモモトウヒクラス域、北海道から本州南アルプスあたりまでの高山には、ハイマツ群落とそれともなう高山植物の草原がみられる。

植生自然度区分等から自然草原、自然林、二次林など9つの自然環境特性に区分した (図1-7)。全体に占める割合をみると、植林地が24.8%と最も多く、自然林、二次林、植林地を合わせた森林地域は全体の66.5%になっている。

自然林、自然草原は、急峻な山岳地や半島部、離島等人為の及ぶにくい場所を中心に分布する (図1-8)。北海道のエゾイタヤシナノキ群落 (夕張山地、天塩山地、根釧台地)、チシマザサブナ群落 (白糖丘陵、天塩山地、北見山地、渡島半島) や、東北から北陸にかけての日本海側のチシマザサブナ群落、ブナーミズナラ群落が、大きなまとまりとして存在する。一方、西日本に眼を向けると、近畿 (大台ヶ原)、中国 (大仙、冠山山地)・四国 (剣山、石鎚山)、九州南部 (国見岳、霧島山、屋久島) にも、自然林のまとまりが存在する。

二次林を植生タイプで大まかに区分すると、「ミズナラ林」、「コナラ林」、「アカマツ林」、「シイ・カシ萌芽林」、「その他」の5タイプ<sup>2</sup>に区分できる (図1-9、図1-10)。分布状況を見ると、日本海側のミズナラ、東北太平洋側のコナラ、瀬戸内～近畿のアカマツ、中国～近畿の日本海側のコナラ、九州、四国、近畿の太平洋側のシイ・カシ萌芽林に大別できる。

植林地について、植生タイプ別にみるとスギ・ヒノキ・サワラが全国的に広く分布しているが、北海道のトドマツ、エゾマツ、岩手や茨城、山梨、三重、鳥取のアカマツ、岩手、長野のカラマツ等地域によって特性がある (図1-11)。

二次草原、自然草原の分布を見ると、阿蘇、広島・岡山の北部、福島県西部に二次林のまとまりが見られる。自然草原は、全国土の1%程度と非常に少ないが、主に高山帯など人為の及ぶにくい地域に分布する (図1-12)。

また森林面積や蓄積量についての推移をみる (図1-13) と、昭和35年 (1960年) 頃から森林面積は横ばいになっており、伐採面積も減少している。森林蓄積量は年々増加しており、平成14年 (2002年) でおよそ400千万m<sup>3</sup>になっている。

<sup>1</sup> 宮脇昭 (1977) 日本の植生, 学研研究社

<sup>2</sup> この5区分は、第5回自然環境保全基礎調査の結果に基づき提唱された。なお「その他」は主に北海道のシラカンバ二次林と西日本のイヌシデ・アカシデ二次林が占める。出典：新・生物多様性国家戦略, 平成14年, 環境省

図1-6：植生区分

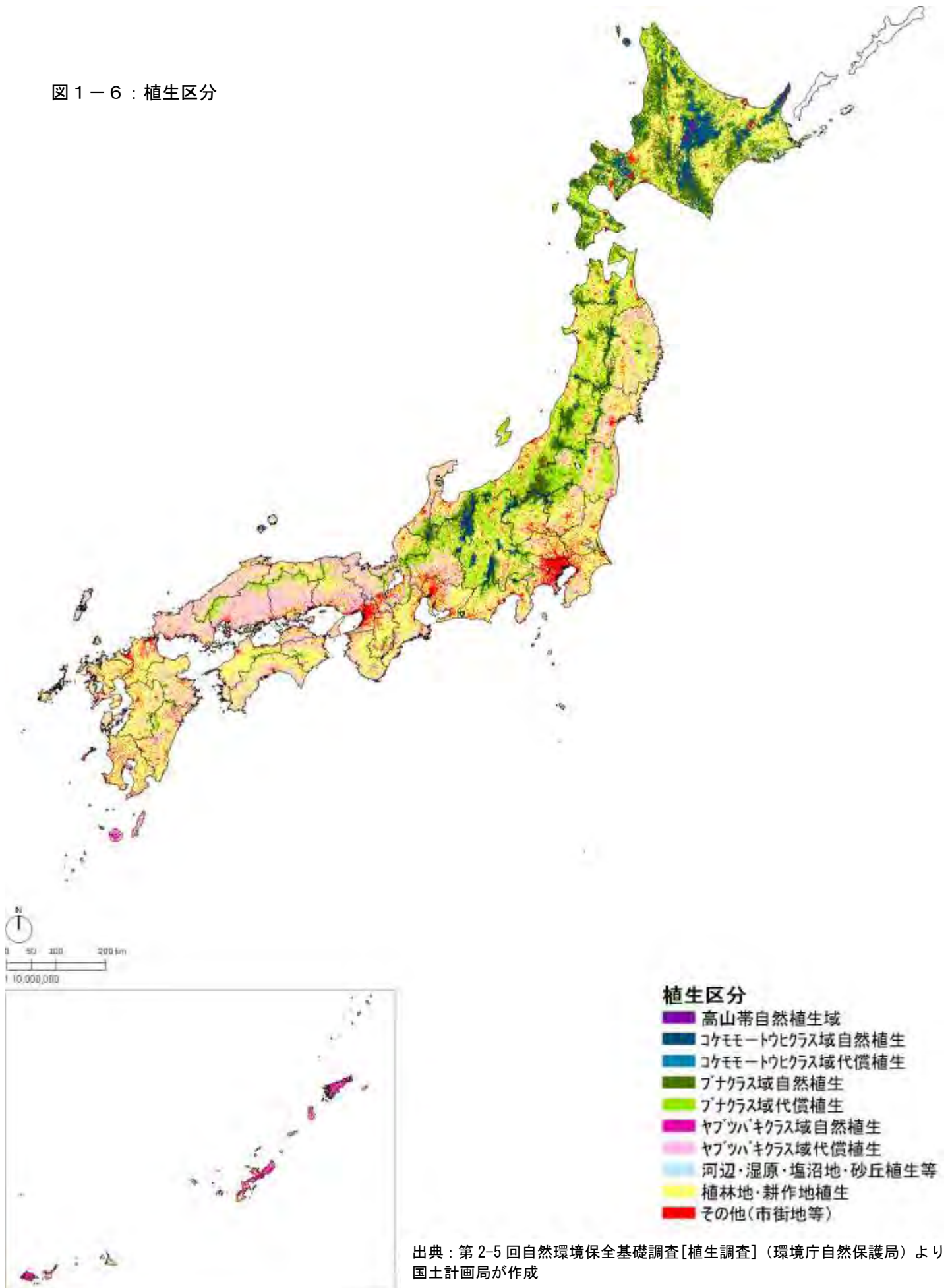


図 1-7 : 自然環境特性区分

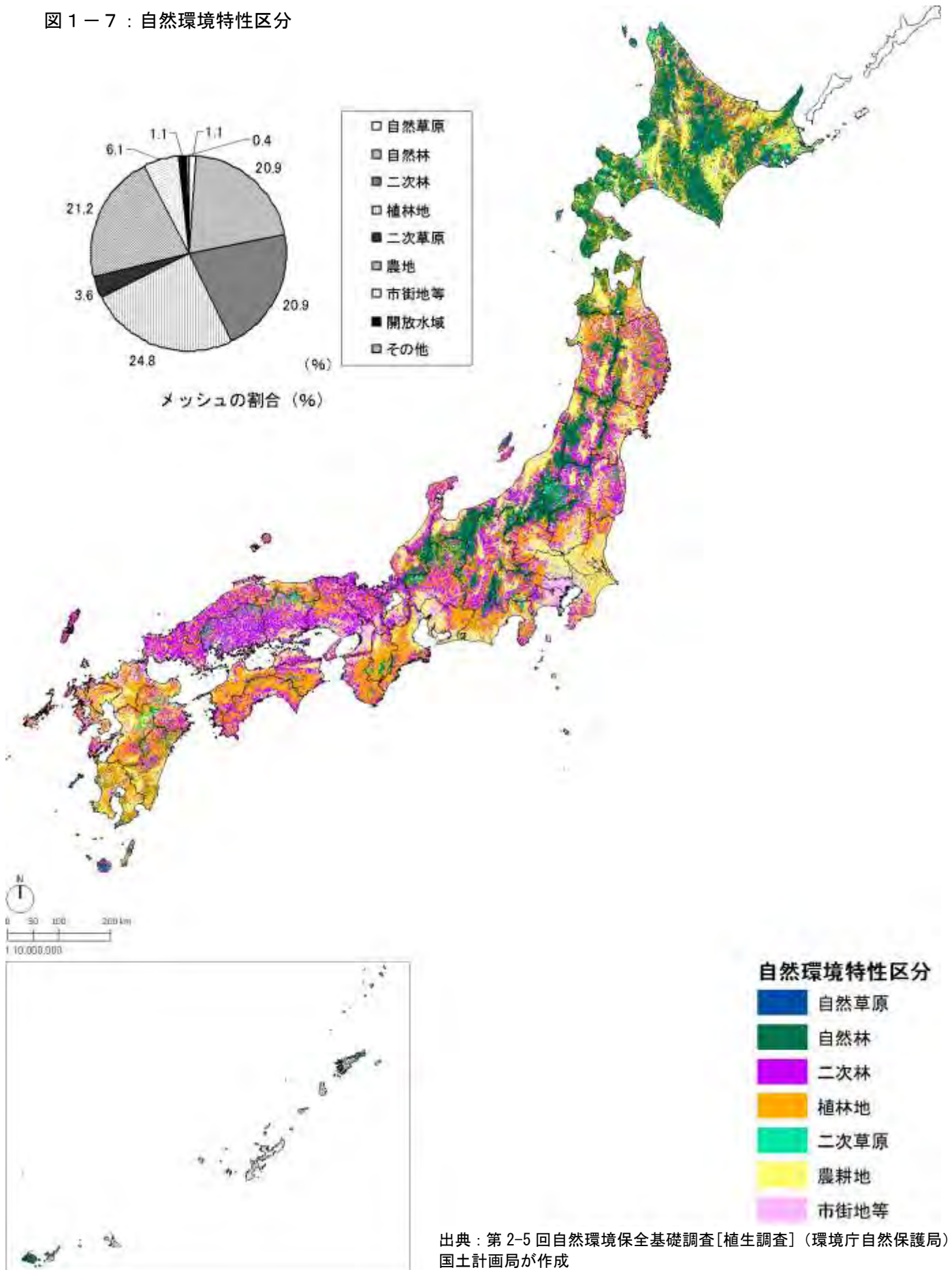
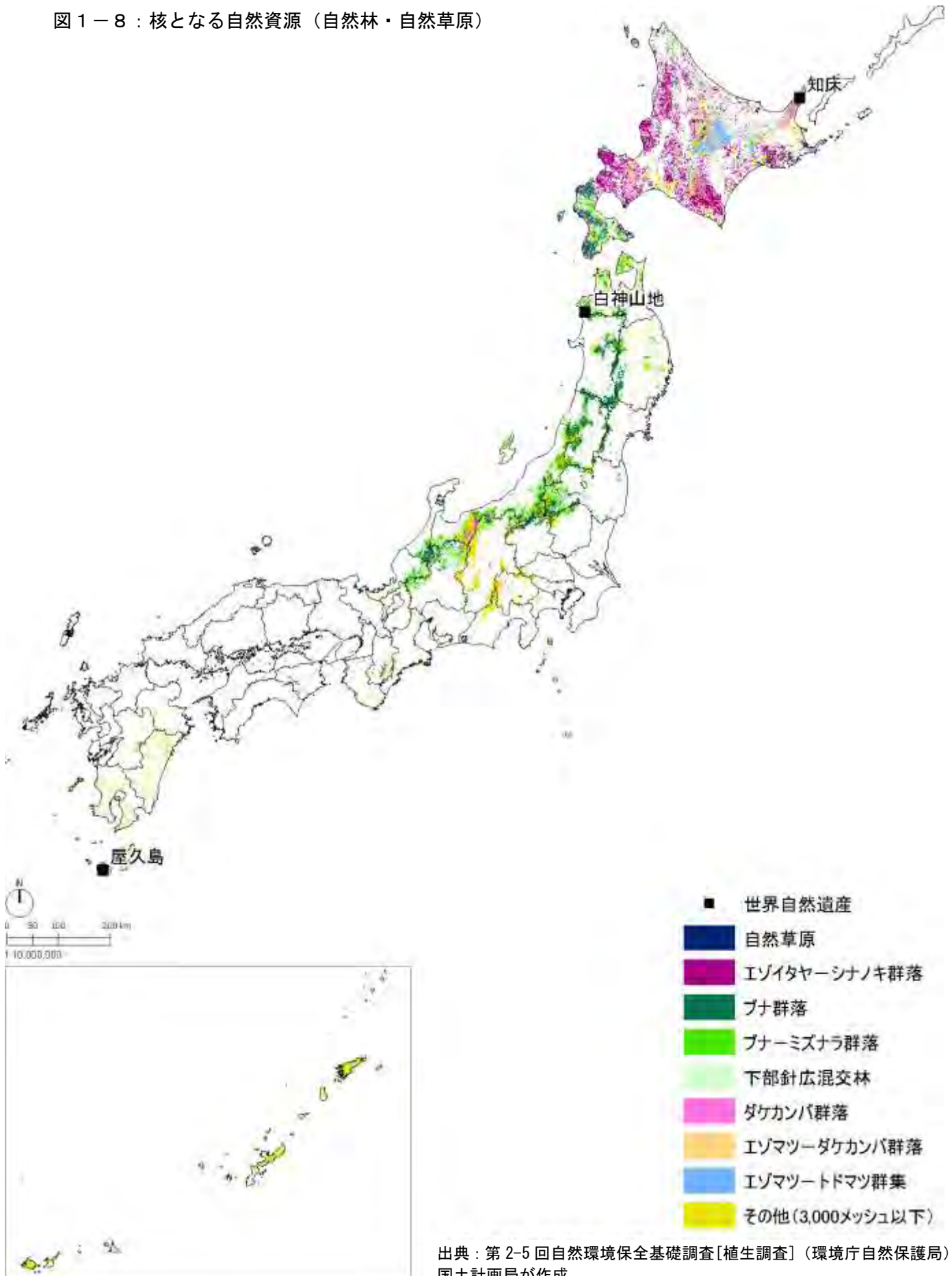
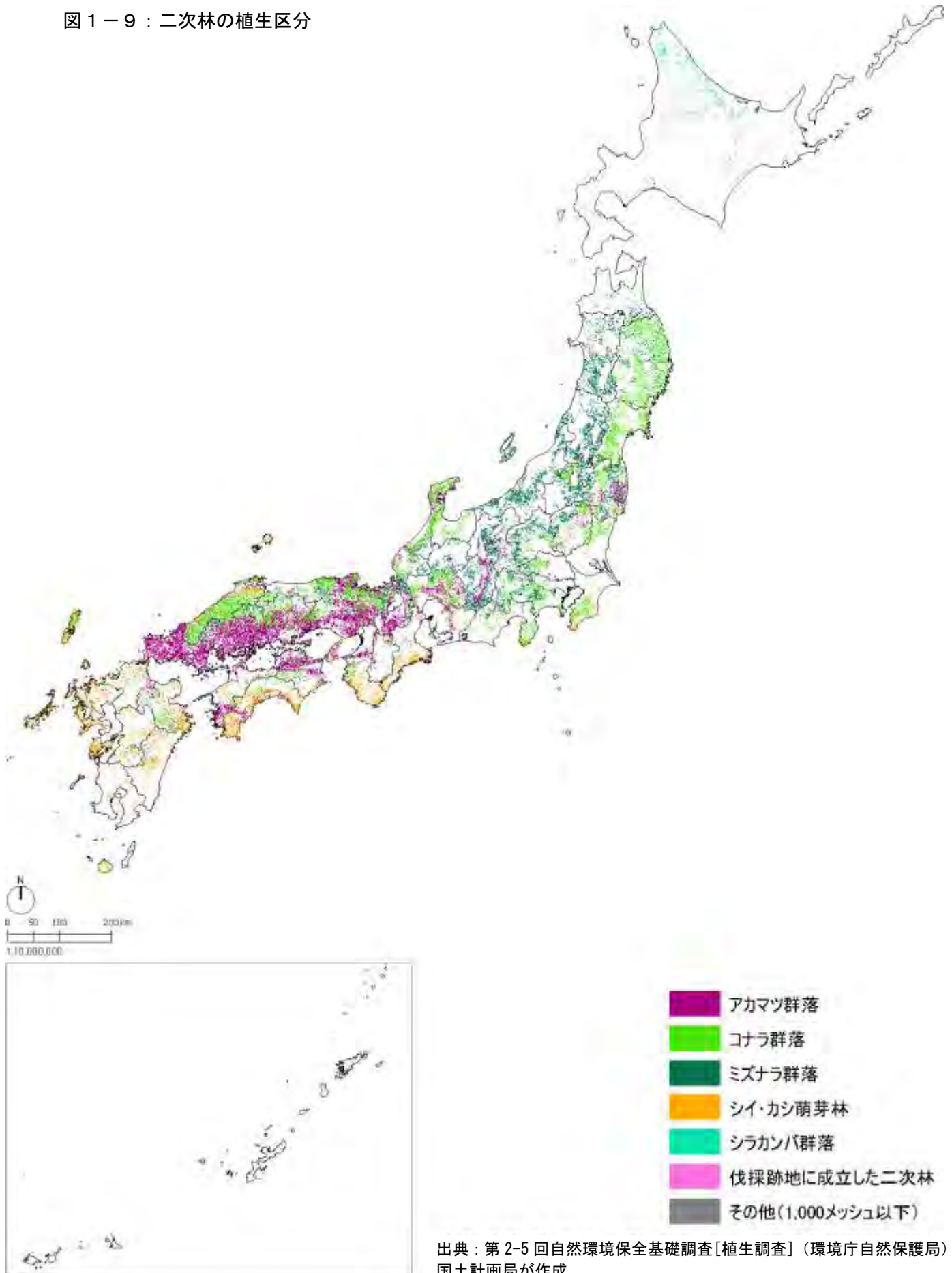


図1-8：核となる自然資源（自然林・自然草原）



出典：第2-5回自然環境保全基礎調査[植生調査]（環境庁自然保護局）より国土計画局が作成

図 1-9 : 二次林の植生区分



出典：第 2-5 回自然環境保全基礎調査[植生調査]（環境庁自然保護局）より  
国土計画局が作成

図1-10：里地里山の全国分布とタイプ分類

**里地里山・・・集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念**

里地里山のタイプ	面積(万ha)	国土面積比
①二次林を中心とした里地里山	770	20.8%
ミズナラ二次林を中心	180	4.9%
コナラ二次林を中心	230	6.2%
アカマツ二次林を中心	230	6.2%
シイ・カシ萌芽林を中心	80	2.2%
シラカンバ二次林等その他	50	1.4%
②二次林が混在する農地を中心とした里地里山	700	18.9%
③二次草原を中心とした里地里山	100	2.7%
<b>合計</b>	<b>1,570</b>	<b>42.4%</b>

- ミズナラ林タイプ
- コナラ林タイプ
- アカマツ林タイプ
- シイ・カシ萌芽林タイプ
- その他(シラカンバ等)

シラカンバ二次林などを中心とした里地里山を放置すると、やがて自然林に代わっていく。



ミズナラ二次林を中心とした里地里山を放置すると、やがてブナなどの自然林に代わっていく。



シイ・カシ萌芽林を中心とした里地里山  
タケが繁茂しなければ、やがてシイ・カシの自然林に移行する。



コナラ二次林を中心とした東日本の里地里山  
人口が密集していて開発が多くタケ・ササの繁茂が目立つ。



コナラ二次林を中心とした西日本の里地里山  
人口密度が低く、雪のやや少ないところではタケの繁茂が目立つ。



アカマツ二次林を中心とした里地里山  
人口が密集しているが、ため池なども多く、希少種も多い。開発やマツ枯れ、タケの繁茂の問題がある。



※二次林及び二次林が混在する農地について、二次林のタイプにより分布を記載

出典：第3回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会（平成18年11月2日）資料

図 1 - 1 1 : 植林地の植生区分

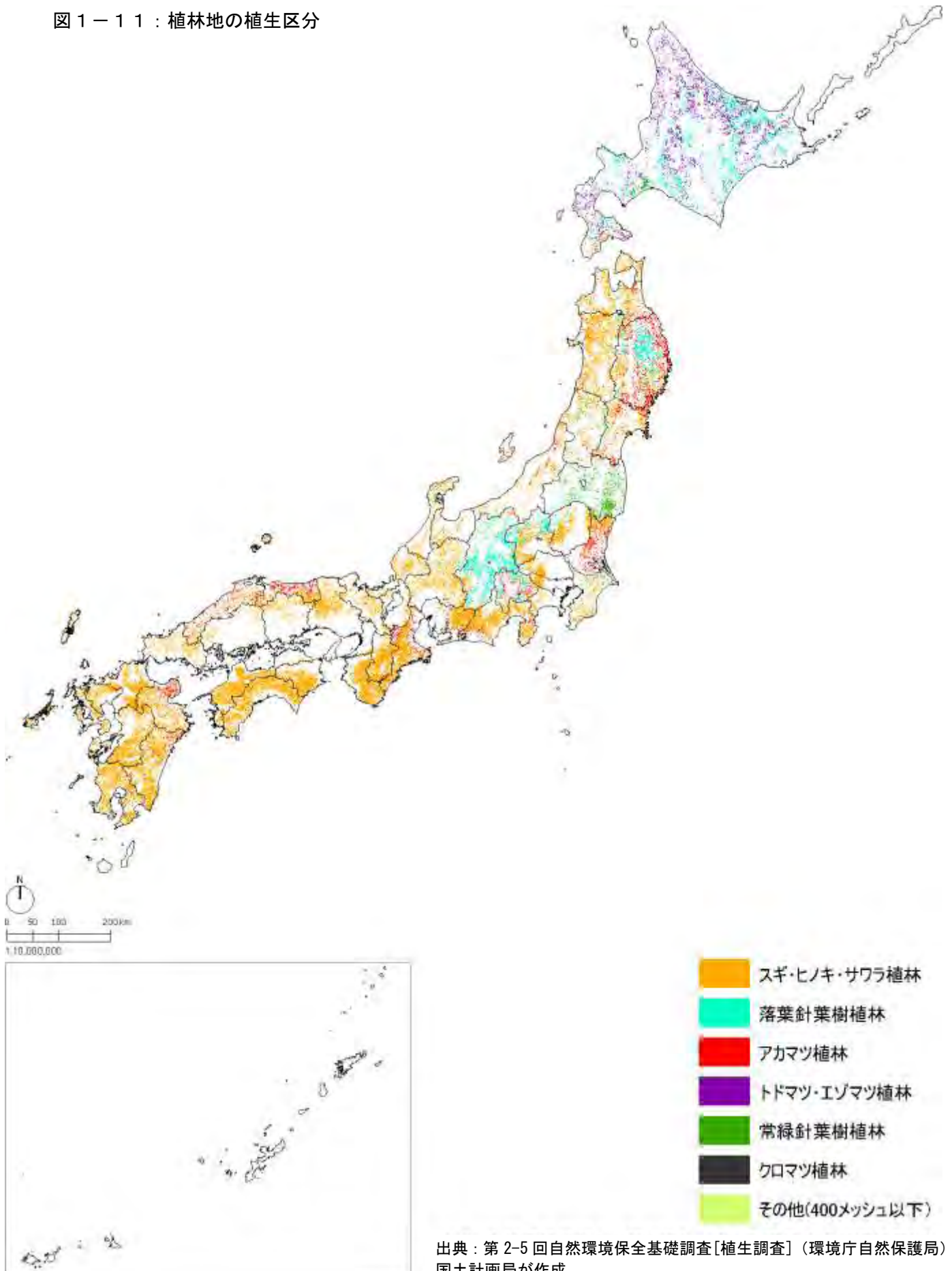
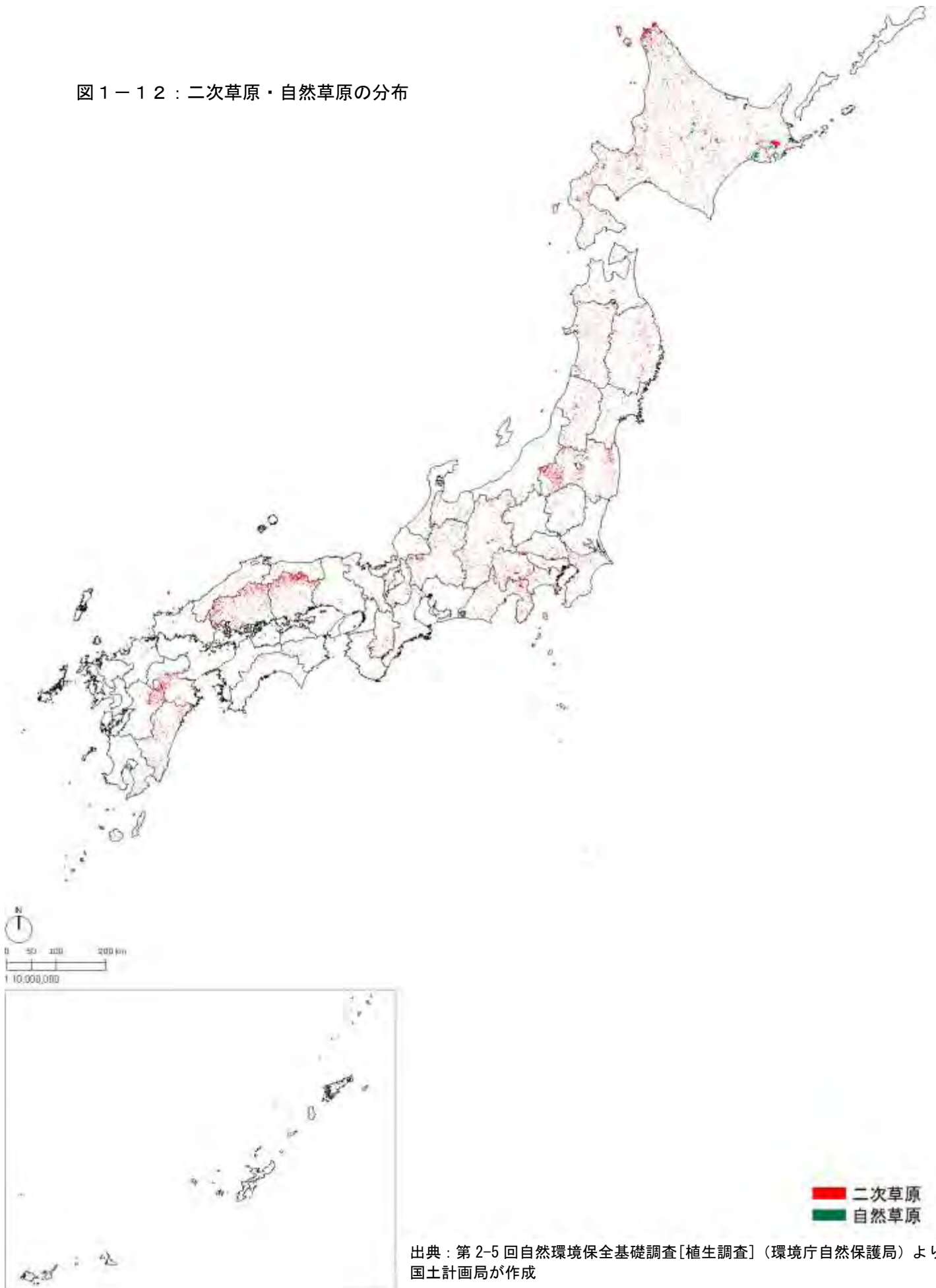


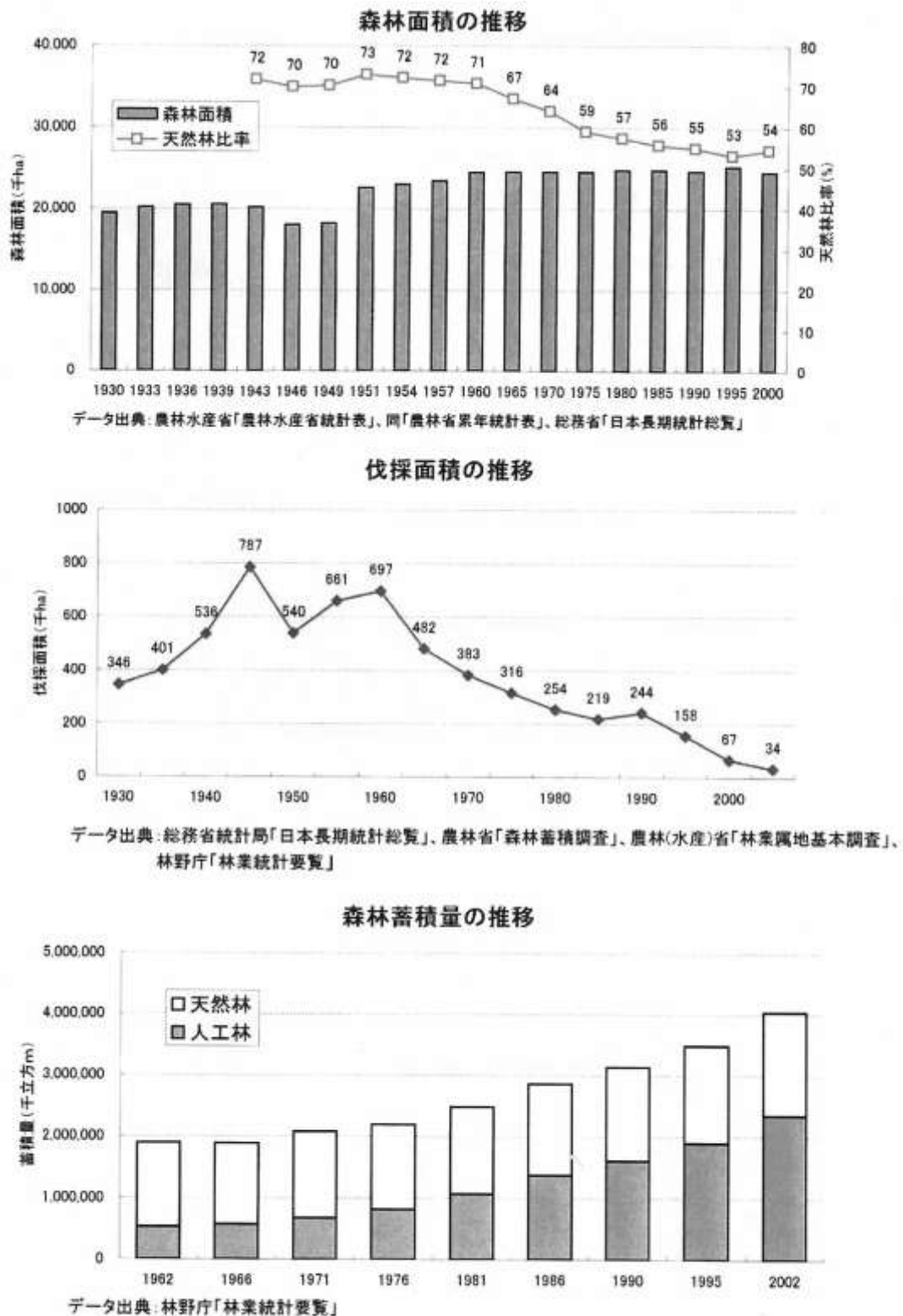


図 1-12 : 二次草原・自然草原の分布



出典：第 2-5 回自然環境保全基礎調査[植生調査]（環境庁自然保護局）より  
国土計画局が作成

図 1-13 : 森林面積、伐採面積、森林蓄積量の推移



出典: 第1回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会(平成18年9月26日)資料1-2

## (2) 主な水系

わが国は急峻な地形と年降水量の多さによって、急流部分が多く流量が不安定な河川が多いことが特徴である（図1-14）。一級河川は全国に109水系分布している。

湖沼は、変化に富んだ地形を反映してカルデラ湖、せき止め湖、潟湖等様々なタイプが存在する。湿原は、群落の種類組成や泥炭の構成植物から低層湿原、中間湿原、高層湿原まで区分される。低層湿原は沖縄から北海道まで広い範囲に分布し、中間湿原及び高層湿原は、屋久島を南限に、冷温帯に分布する。

海岸線の総延長は約32,800kmであり、屈曲に富む。海岸の前面には内湾を中心に浅海域が広がり、干潟、藻場、サンゴ礁が見られる（図1-15、図1-16、図1-17）。干潟や藻場は太平洋岸、瀬戸内海沿岸及び九州に多く分布する。サンゴ礁地形は、わが国ではトカラ列島以南に分布する。

河川水際線の改変状況の推移をみると、年々人工化が進んでいることがわかる（図1-18）。干潟面積の推移では、特に昭和20年（1945年）から昭和53年（1978年）にかけて減少面積が非常に大きいことがわかる。さらに、自然海岸の経年変化をみると、第4回基礎調査の時点での自然海岸は、約18,100km（約55.2%）となっている（図1-19）。

図 1-14 : 主な水系 陸水系

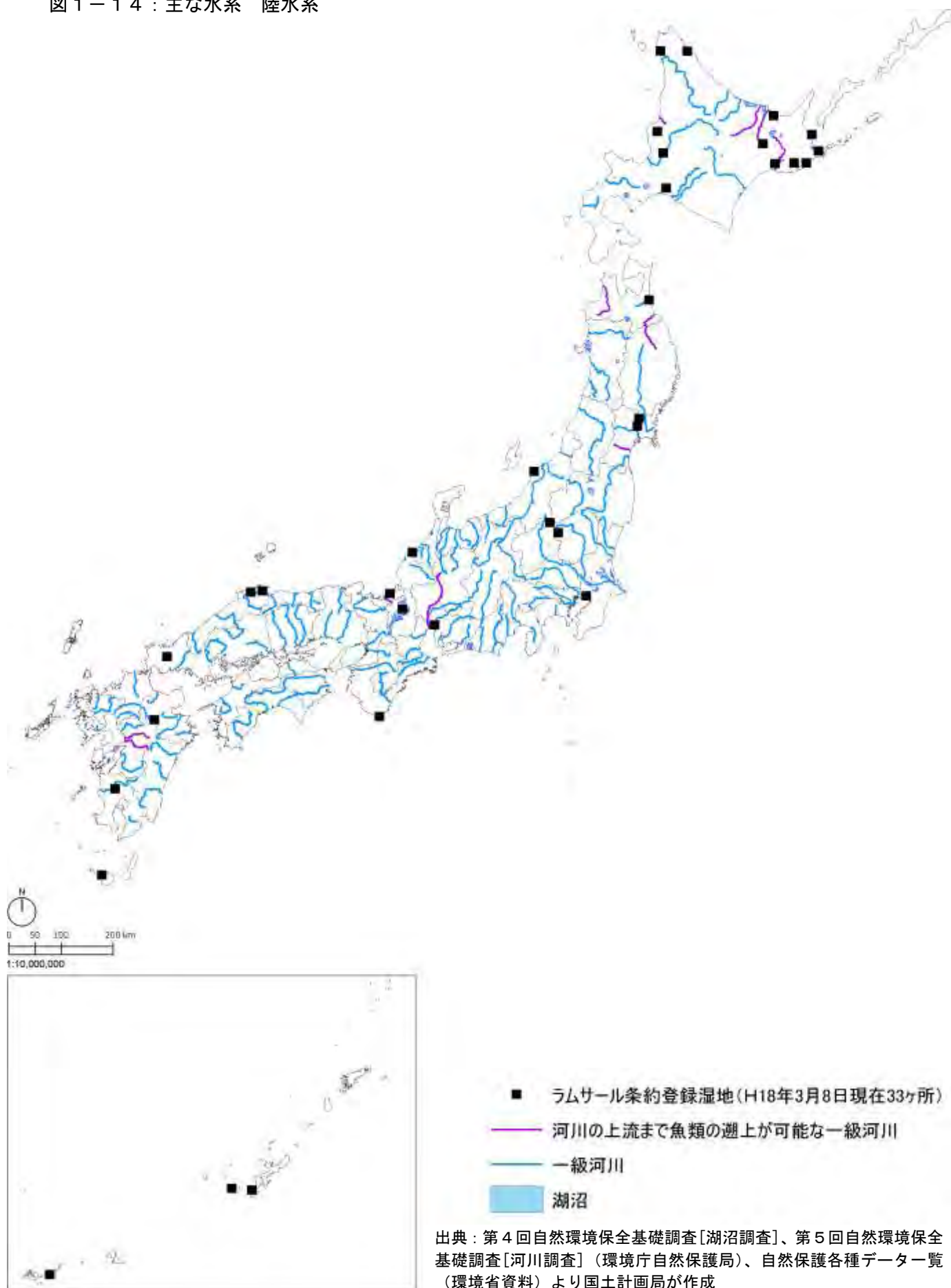


図1-15：主な水系 沿岸域 ①干潟



図1-16：主な水系 沿岸域 ②藻場

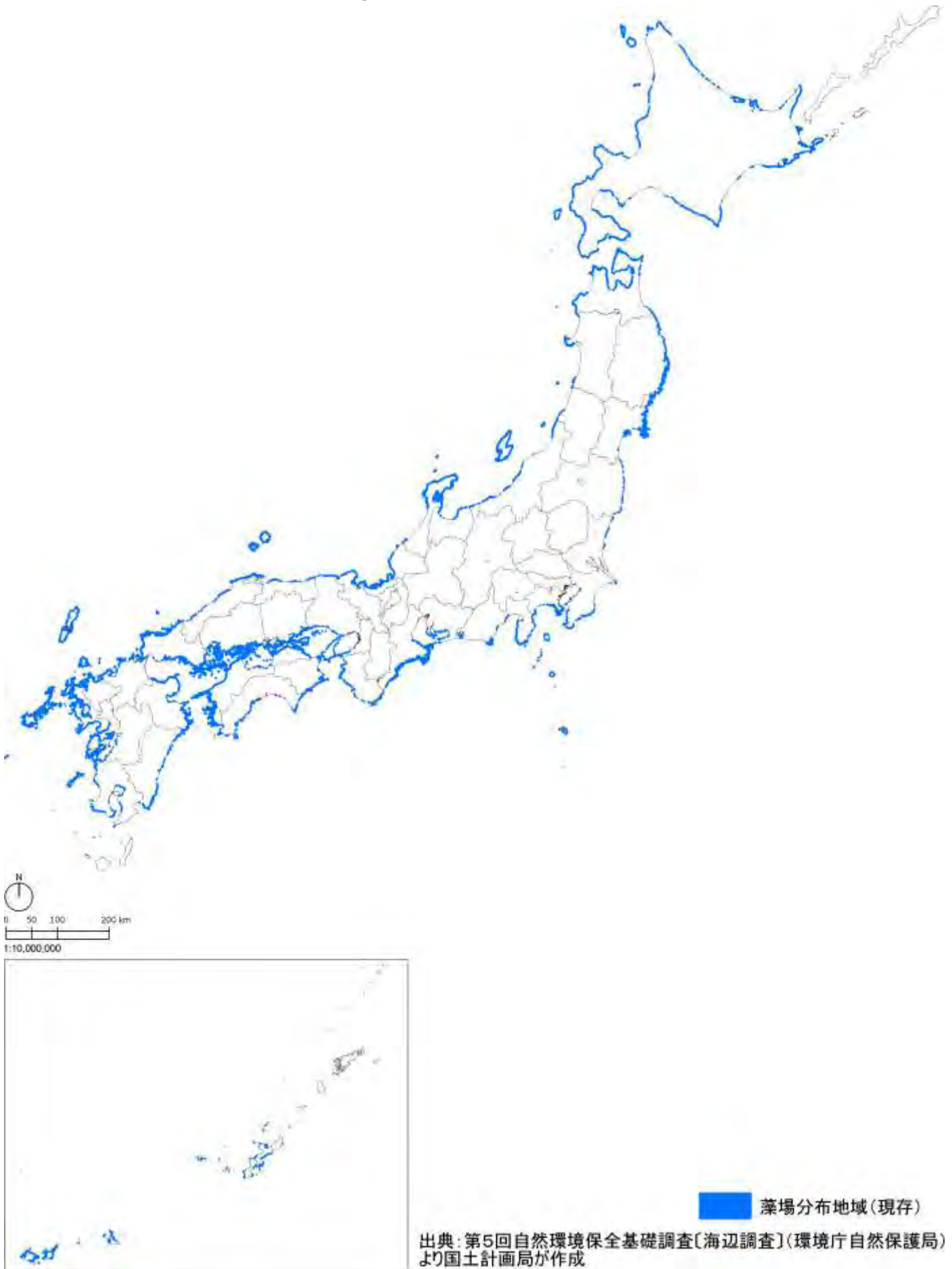


図1-17：主な水系 沿岸域 ③サンゴ礁

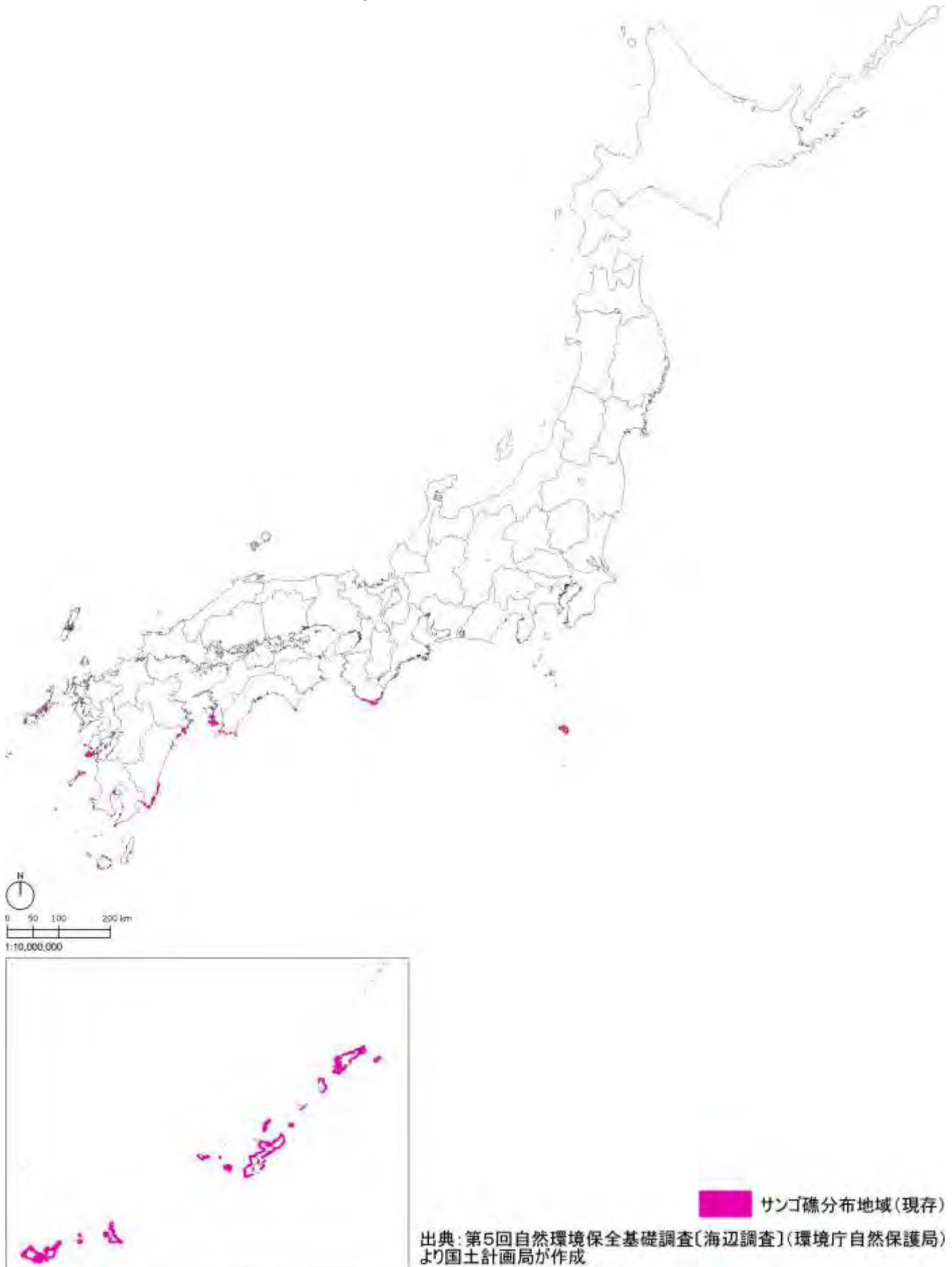
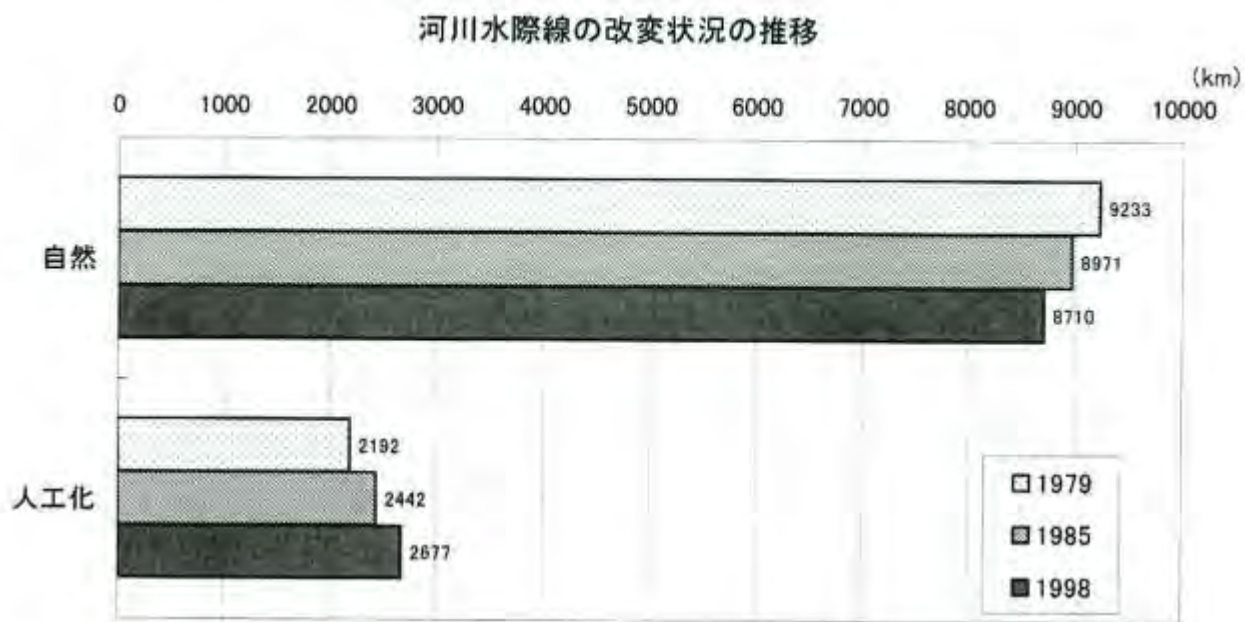
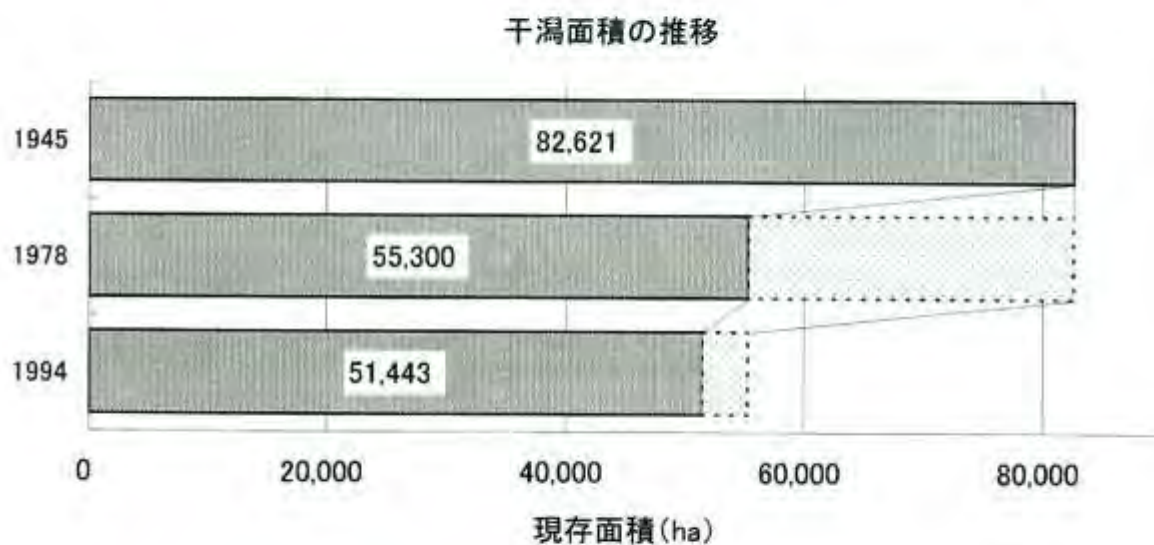


図 1 - 1 8 : 河川水際線の改変状況の推移



出典：第2,3,5回自然環境保全基礎調査

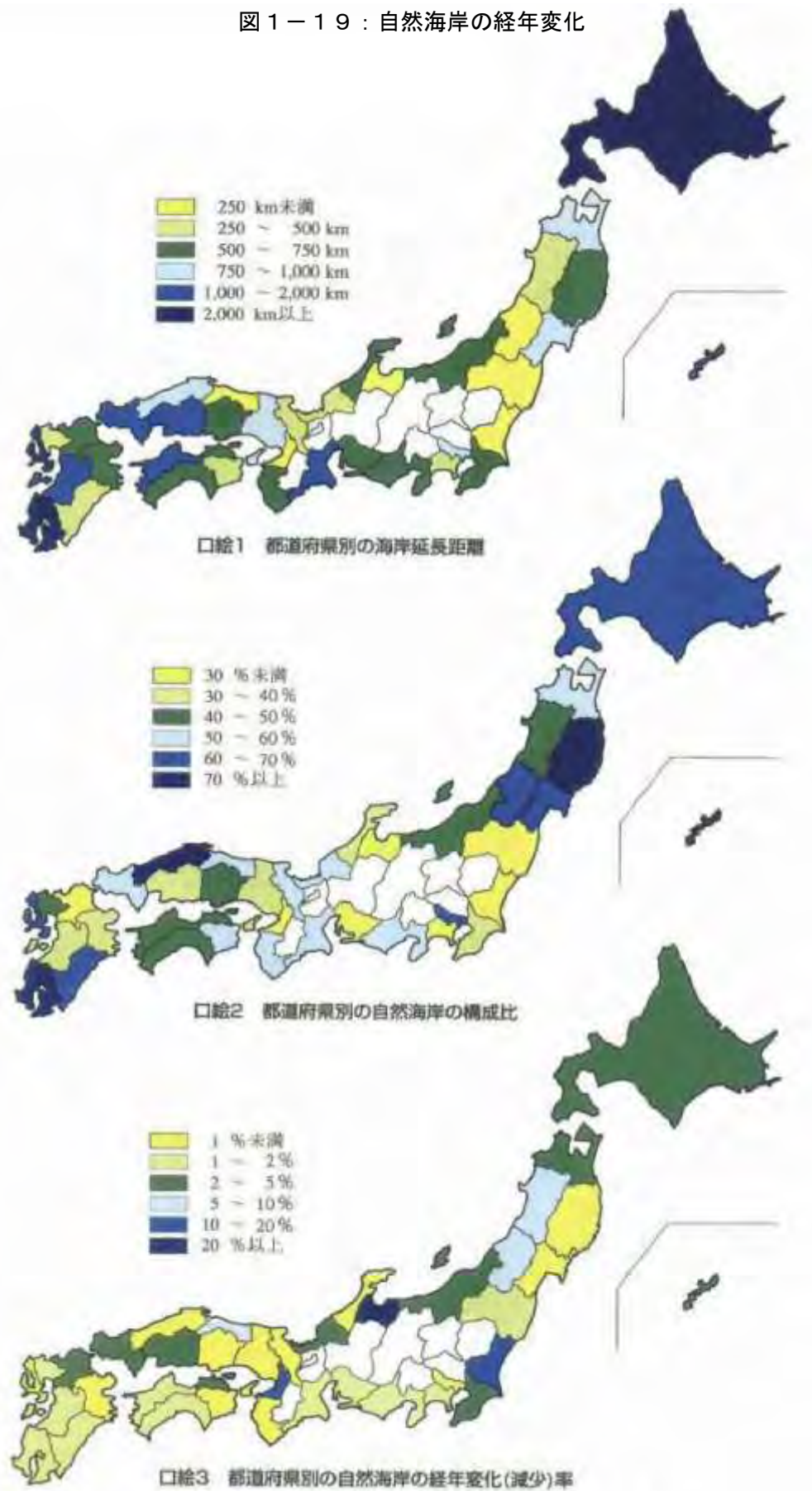


出典：第2,4回自然環境保全基礎調査

出典：第1回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会（平成18年9月26日）資料1-2



図 1 - 19 : 自然海岸の経年変化



出典：環境庁（1994）第4回自然環境保全基礎調査・海岸調査報告書

### (3) 動物の分布

#### 1) 哺乳類・鳥類の分布状況

環境省では、自然環境保全基礎調査の動物分布調査として、第2回(1978年[昭和53年])、第6回(2003年[平成15年])の2回にわたり、大型哺乳類の生息分布に関する調査を実施している。

調査対象種の生息確認区画数の変化を見ると、アナグマを除いてどの種においても増加しており、特にニホンジカ、カモシカにおいては170%の増加となっている。

表1-2：調査対象種の生息区画数、生息区画率、生息区画数の増減及び割合（全国）

	生息区画数 (2003年)	生息区画数 (1978年)	生息区画率 (%) (2003年)	生息区画率 (%) (1978年)	増減	
					区画数 (2003年-1978年)	割合(%) (2003年/1978年)
ニホンジカ	7,344	4,220	42.3%	24.3%	+3,124	174%
カモシカ	5,010	2,947	28.8%	17.0%	+2,063	170%
ニホンザル	3,471	2,288	20.0%	13.2%	+1,183	152%
ツキノワグマ	4,511	3,789	26.0%	21.8%	+722	119%
ヒグマ	2,224	1,962	12.8%	11.3%	+262	113%
イノシシ	6,693	5,188	38.5%	29.9%	+1,505	129%
キツネ	11,668	10,101	67.2%	58.1%	+1,567	116%
タヌキ	11,476	10,195	66.0%	58.7%	+1,281	113%
アナグマ	5,062	6,213	29.1%	35.8%	-1,151	81%
ジャワマンゲース	87	-	0.5%	-	-	-

出典：第6回自然環境保全基礎調査[種の多様性調査]，哺乳類分布調査報告書

また、猛禽類やサンバ・アオサギについても生息分布に関する調査が実施されている。猛禽類の生息分布域をみると、東北地方や中部地方で確認されたメッシュ数が多くなっている。

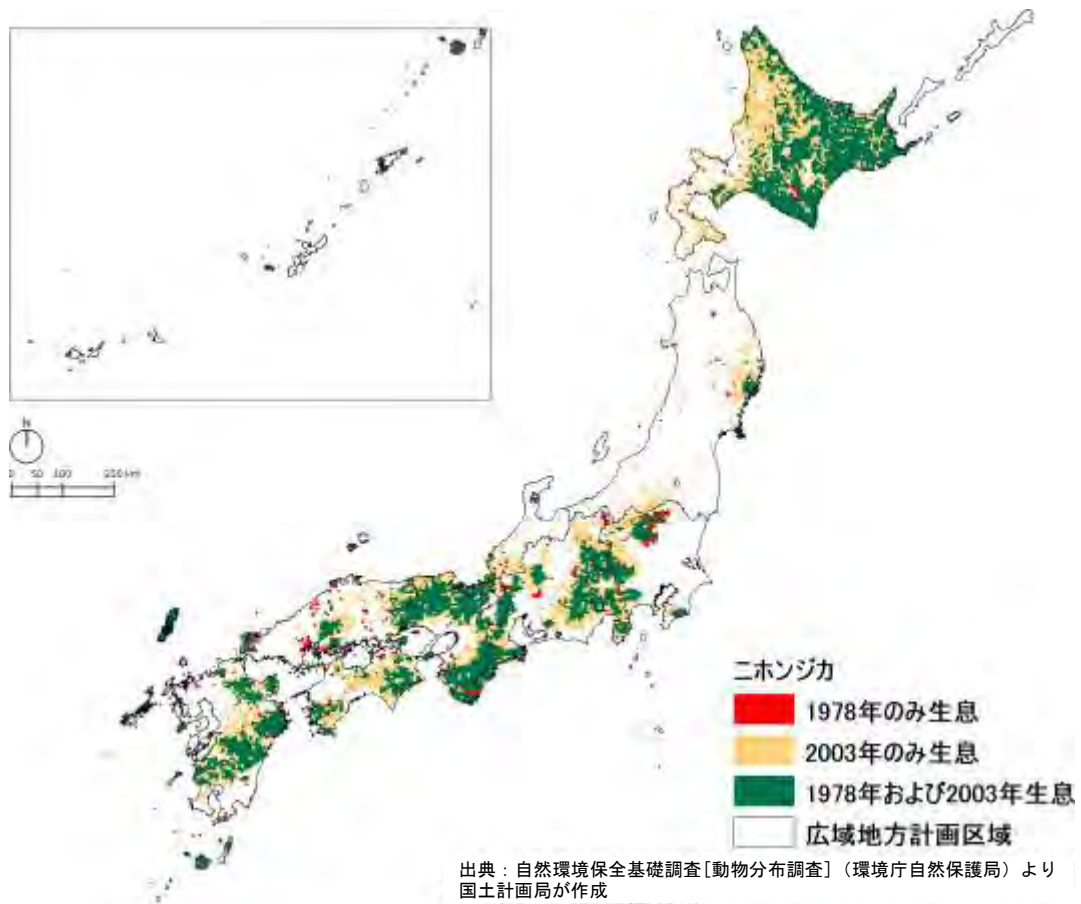


図 1-20：大型哺乳類の生息分布等（ニホンジカ）

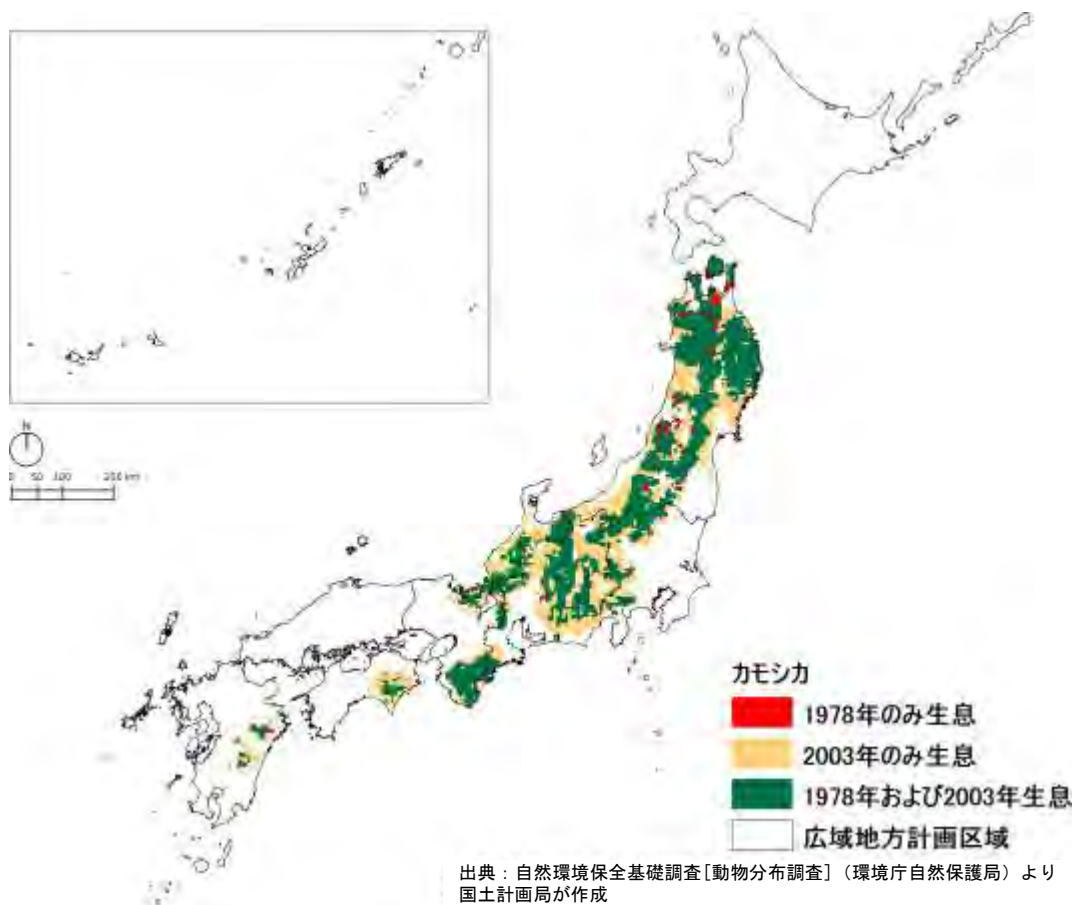


図 1-21：大型哺乳類の生息分布等（カモシカ）

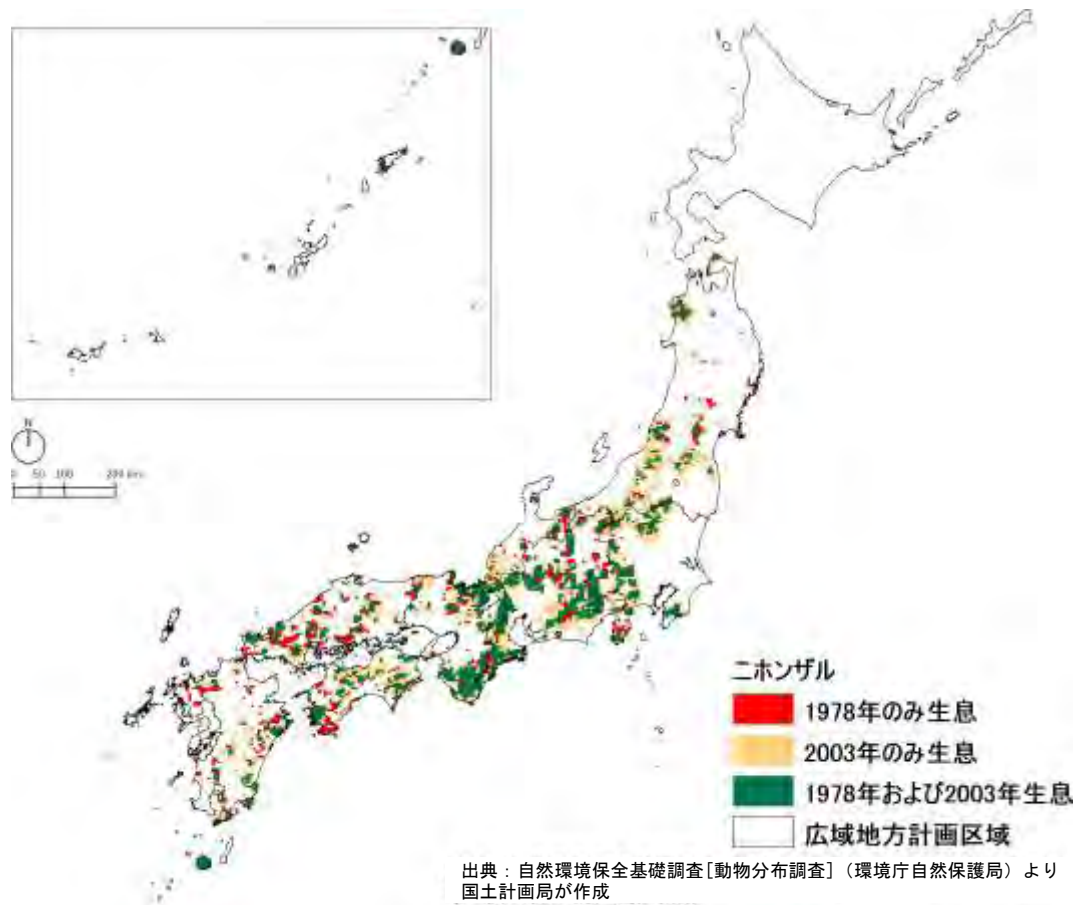


図1-22：大型哺乳類の生息分布等（ニホンザル）

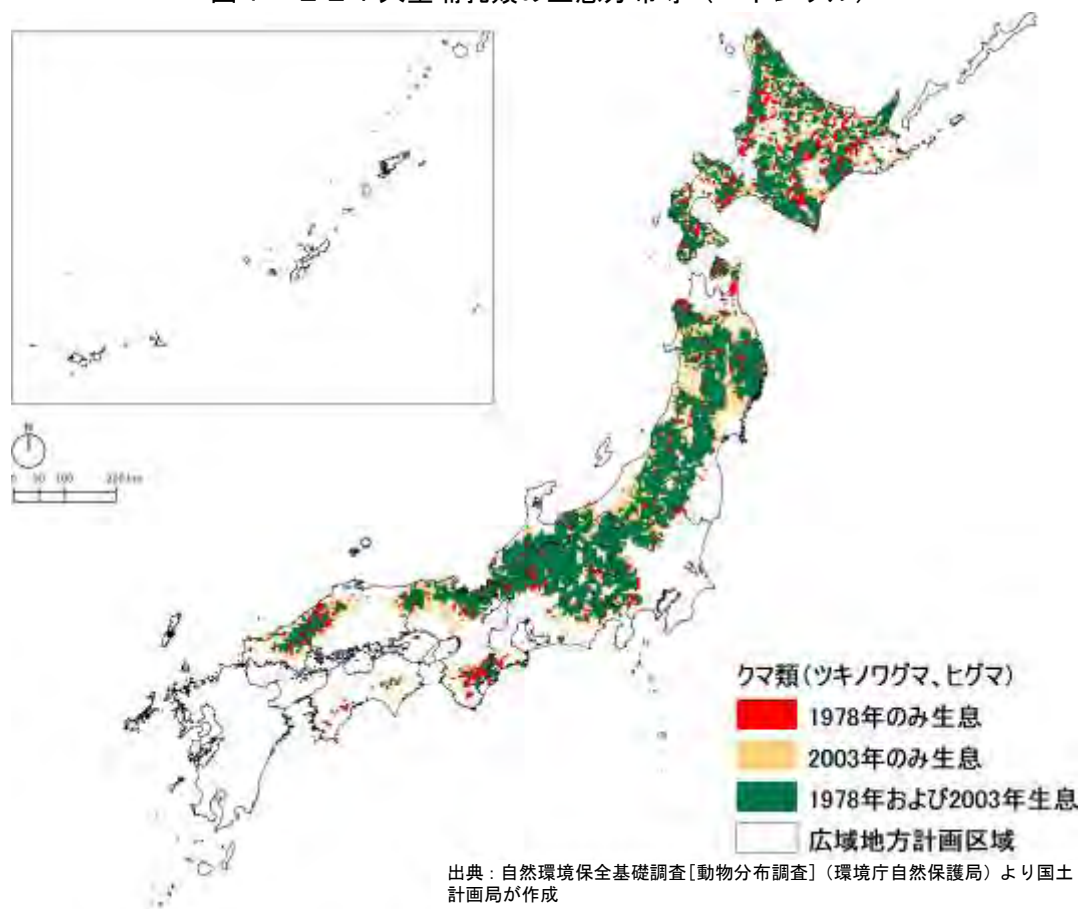


図1-23：大型哺乳類の生息分布等（クマ類）

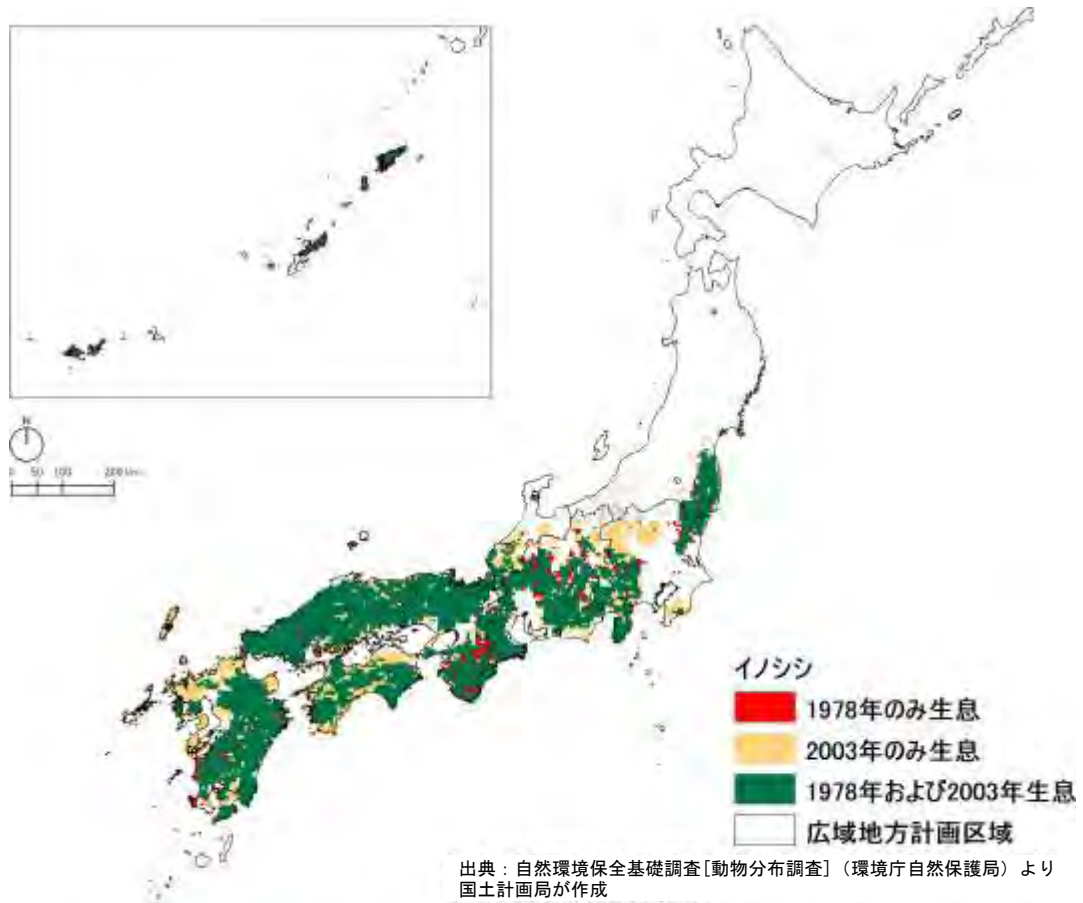


図 1 - 2 4 : 大型哺乳類の生息分布等 (イノシシ)



図1-25: 猛禽類の生息分布(クマタカ)(1990~2000.3)

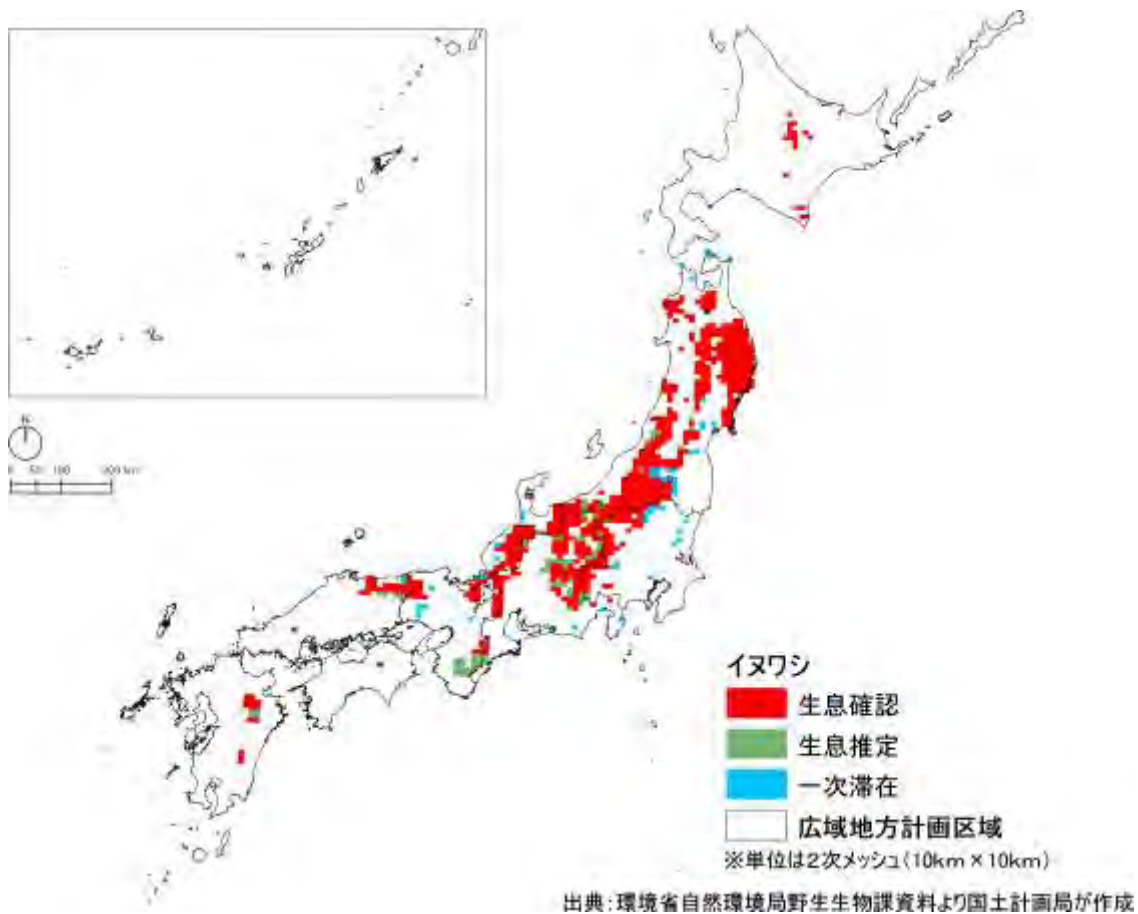
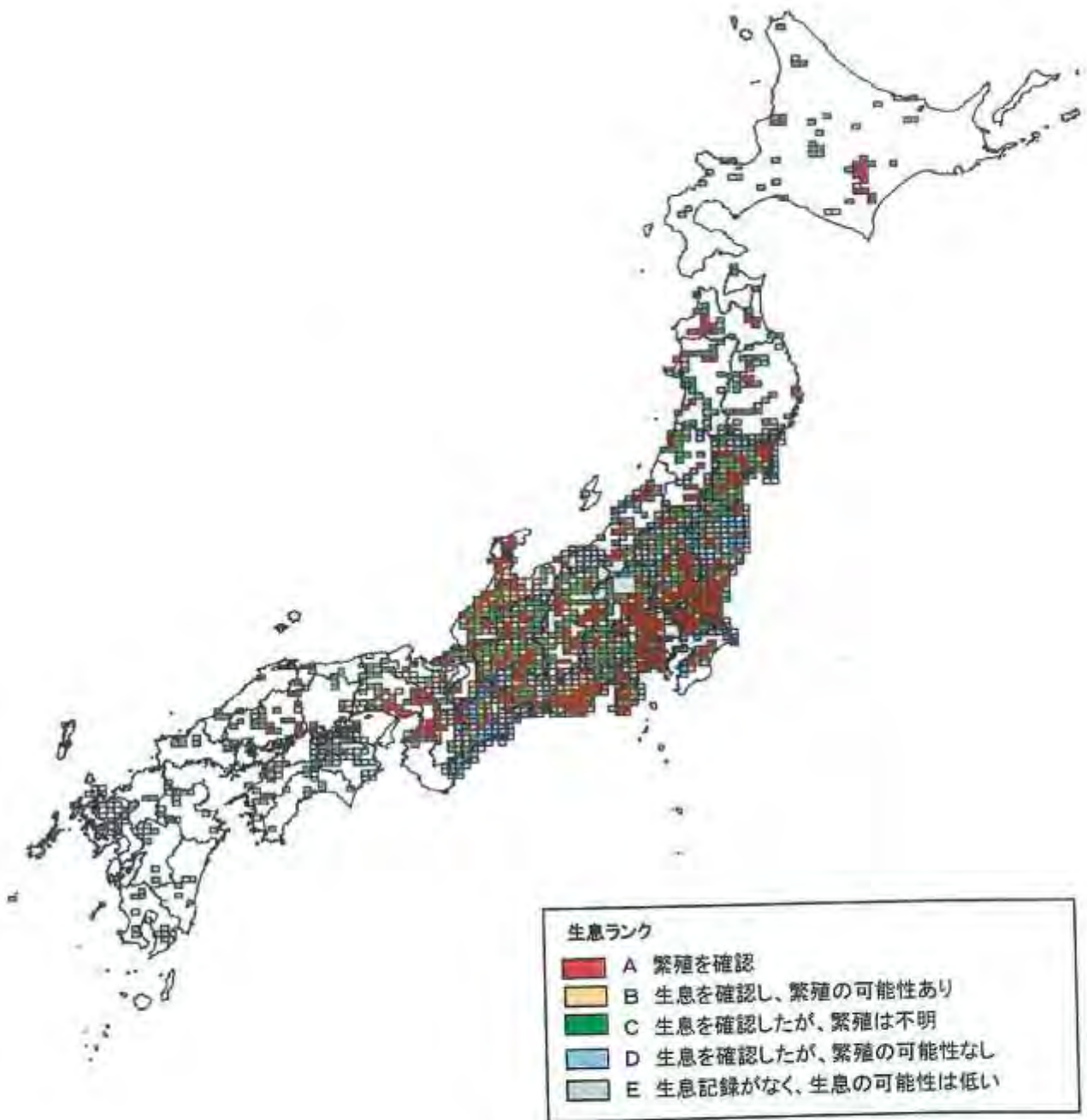


図1-26: 猛禽類の生息分布(イヌワシ)(1990~2002.3)

図1-27：猛禽類の生息分布（オオタカ）（1996～2000年）



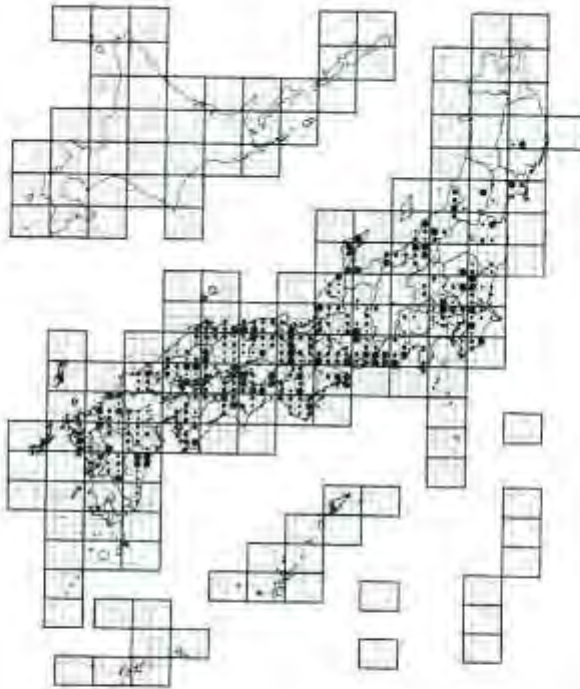
※メッシュがないところは、生息情報が得られなかったところ

出典：第2回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会（平成18年9月26日）資料1-2

図1-28：サシバの分布

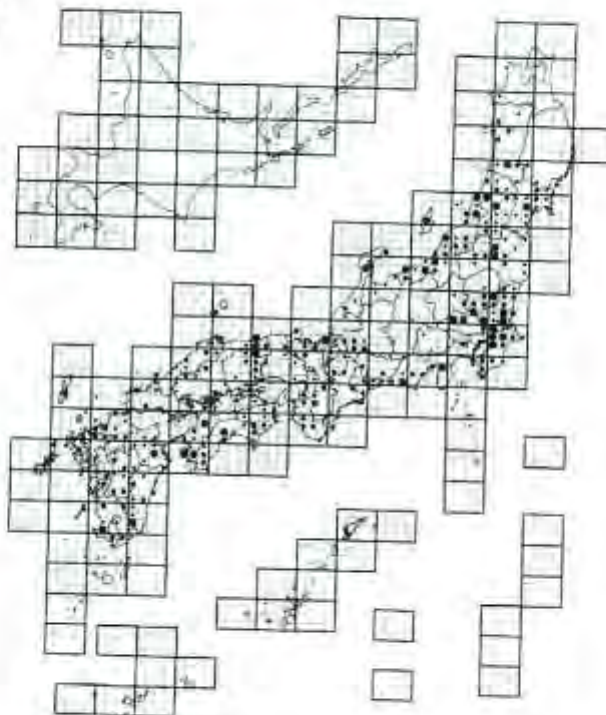
1974年-1978年の分布  
(昭和49年-53年)

メッシュ数  
A=81  
B=152  
C=138



1997年-2002年の分布  
(平成9年-14年)

メッシュ数  
A=38  
B=109  
C=131



凡例

- A(繁殖を確認した)
- ◐ B(繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性がある)
- ◑ C(生息を確認したが、繁殖の可能性は、何ともいえない)

出典：環境省自然環境局生物多様性センター（2004）第6回自然環境保全基礎調査

出典：第1回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会（平成18年8月24日）資料1-1



図 1-29 : アオサギの分布

1974 年-1978 年の分布

メッシュ数

A=15

B=12

C=42



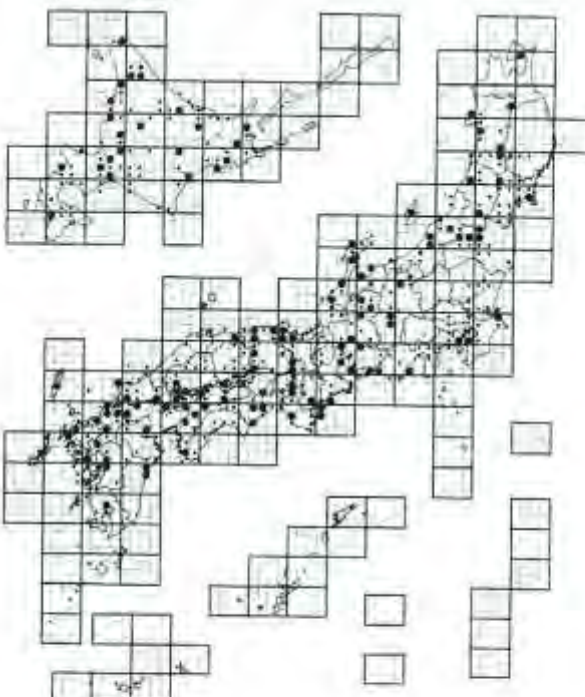
1997 年-2002 年の分布

メッシュ数

A=114

B=13

C=279



凡例

● A(繁殖を確認した)

● B(繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性はある)

● C(生息を確認したが、繁殖の可能性は、何ともいえない)

出典：環境省自然環境局生物多様性センター（2004）第6回自然環境保全基礎調査

出典：第1回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会（平成18年8月24日）資料1-1

## 2) 絶滅危惧種の分布状況

絶滅危惧種が集中している地域は環境の変化に弱い、もしくは現在変化にさらされている地域と考えられる。環境省の分布調査対象種のうち、2006年時点でレッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類、準絶滅危惧種として記載されている種（動物830種、植物1,233種）の分布状況（図1-30）をみると、全国に一様に分布するわけではなく、環境タイプをセットとして、ある程度のまとまりを持って分布している。これらは以下の4つのタイプに分けられる。

- ①南部の離島（固有種が多い南西諸島・小笠原など）
- ②高山地域（南北アルプス、八ヶ岳、富士山、浅間山周辺など）
- ③河川、池、湿地などの水域
- ④草原

特に①②については国立公園などの保護施策に関する法的担保があるが、③④については伝統的に人為の影響下にある里地に多く、担保措置がなされていないことに留意が必要である。

対象種の生息環境に着目すると水辺、草原、森林の3タイプに区分することができる。

里地の水辺環境に生息するトンボ、タナゴ類、シギ類などの絶滅危惧種は、小規模湿地や湧水地の多い地域、伝統的にため池の多い地域等に分布する。これらはいずれも小規模な水辺が地域に密に配置されていることが生物相の保全上、重要である。近年、急速に環境が変化している環境であり、保全上の重要性が高い（図1-31）。

里地の草原性のチュウヒ、ヒョウモンチョウなどの絶滅危惧種は、ほとんどが半自然の草原に分布している。半自然の草原の維持に必要な火入れや刈り取りなどの作業が近年、行われなくなった結果、こうした環境の草原が全国的に大きく減少している。そのため、少数残った半自然草原に多くの希少種が集中している（図1-32）。

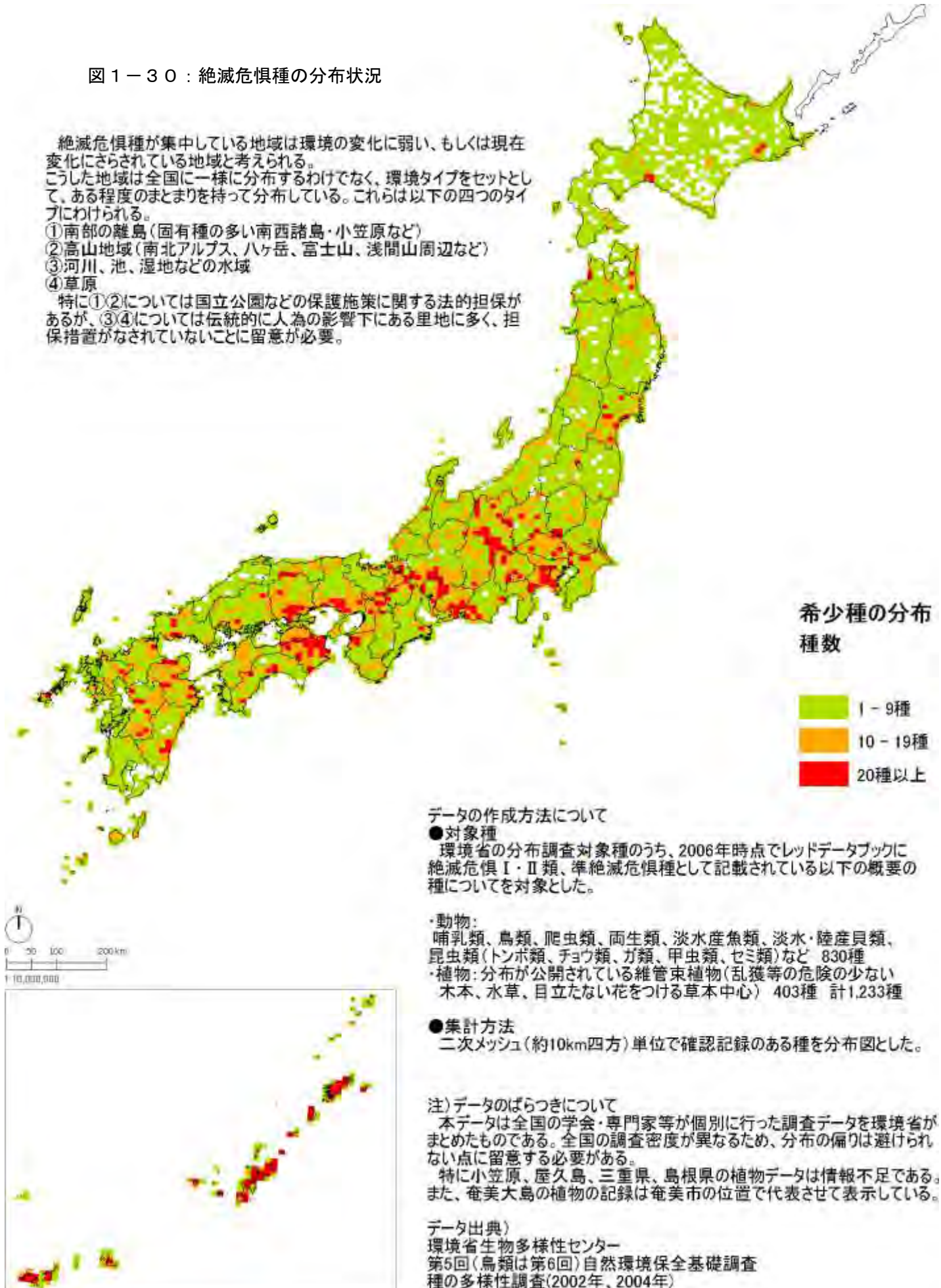
また雑木林と呼ばれる里地の森林に生息するギフチョウやオオムラサキ、サンショウクイなどの絶滅危惧種は、水辺及び草原の種と異なり、あまり集中する傾向が見られず、全国に広く分布する（図1-33）。

図1-30：絶滅危惧種の分布状況

絶滅危惧種が集中している地域は環境の変化に弱い、もしくは現在変化にさらされている地域と考えられる。こうした地域は全国に一律に分布するわけではなく、環境タイプをセットとして、ある程度のまとまりを持って分布している。これらは以下の四つのタイプに分けられる。

- ① 南部の離島（固有種が多い南西諸島・小笠原など）
- ② 高山地域（南北アルプス、八ヶ岳、富士山、浅間山周辺など）
- ③ 河川、池、湿地などの水域
- ④ 草原

特に①②については国立公園などの保護施策に関する法的担保があるが、③④については伝統的に人為の影響下にある里地に多く、担保措置がなされていないことに留意が必要。



希少種の分布  
種数

- 1 - 9種
- 10 - 19種
- 20種以上

データの作成方法について

●対象種

環境省の分布調査対象種のうち、2006年時点でレッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類、準絶滅危惧種として記載されている以下の概要の種についてを対象とした。

・動物：

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水産魚類、淡水・陸産貝類、昆虫類（トンボ類、チョウ類、ガ類、甲虫類、セミ類）など 830種

・植物：分布が公開されている維管束植物（乱獲等の危険の少ない木本、水草、目立たない花をつける草本中心） 403種 計1,233種

●集計方法

二次メッシュ（約10km四方）単位で確認記録のある種を分布図とした。

注）データのばらつきについて

本データは全国の学会・専門家等が個別に行った調査データを環境省がまとめたものである。全国の調査密度が異なるため、分布の偏りは避けられない点に留意する必要がある。

特に小笠原、屋久島、三重県、島根県の植物データは情報不足である。また、奄美大島の植物の記録は奄美市の位置で代表させて表示している。

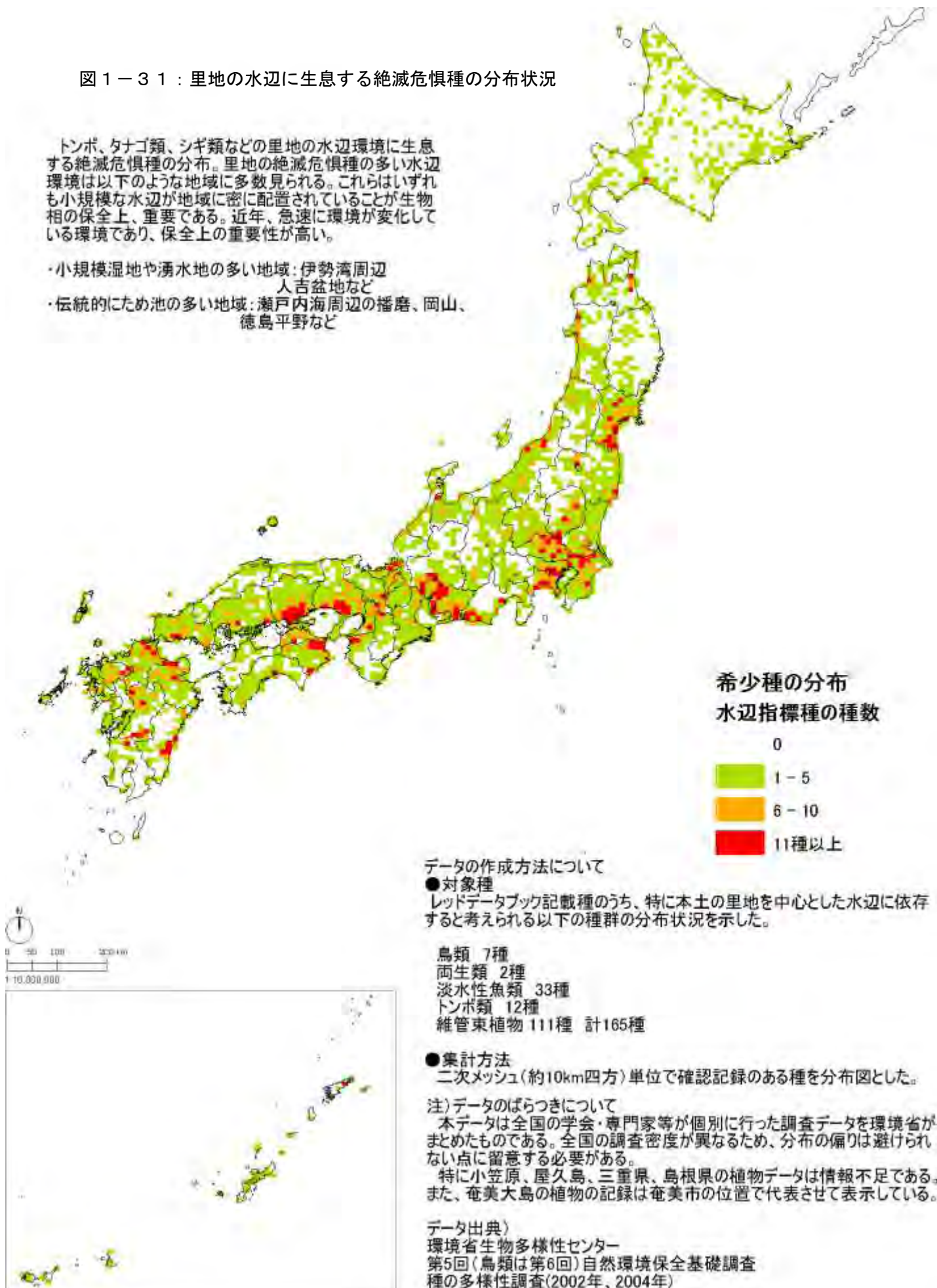
データ出典）

環境省生物多様性センター  
第5回（鳥類は第6回）自然環境保全基礎調査  
種の多様性調査（2002年、2004年）

図1-31：里地の水辺に生息する絶滅危惧種の分布状況

トンボ、タナゴ類、シギ類などの里地の水辺環境に生息する絶滅危惧種の分布。里地の絶滅危惧種の多い水辺環境は以下のような地域に多数見られる。これらはいずれも小規模な水辺が地域に密に配置されていることが生物相の保全上、重要である。近年、急速に環境が変化している環境であり、保全上の重要性が高い。

- ・小規模湿地や湧水地の多い地域：伊勢湾周辺  
人吉盆地など
- ・伝統的にため池の多い地域：瀬戸内海周辺の播磨、岡山、徳島平野など



希少種の分布  
水辺指標種の種数



データの作成方法について

●対象種

レッドデータブック記載種のうち、特に本土の里地を中心とした水辺に依存すると考えられる以下の種群の分布状況を示した。

- 鳥類 7種
- 両生類 2種
- 淡水性魚類 33種
- トンボ類 12種
- 維管束植物 111種 計165種

●集計方法

二次メッシュ(約10km四方)単位で確認記録のある種を分布図とした。

注)データのばらつきについて

本データは全国の学会・専門家等が個別に行った調査データを環境省がまとめたものである。全国の調査密度が異なるため、分布の偏りは避けられない点に留意する必要がある。

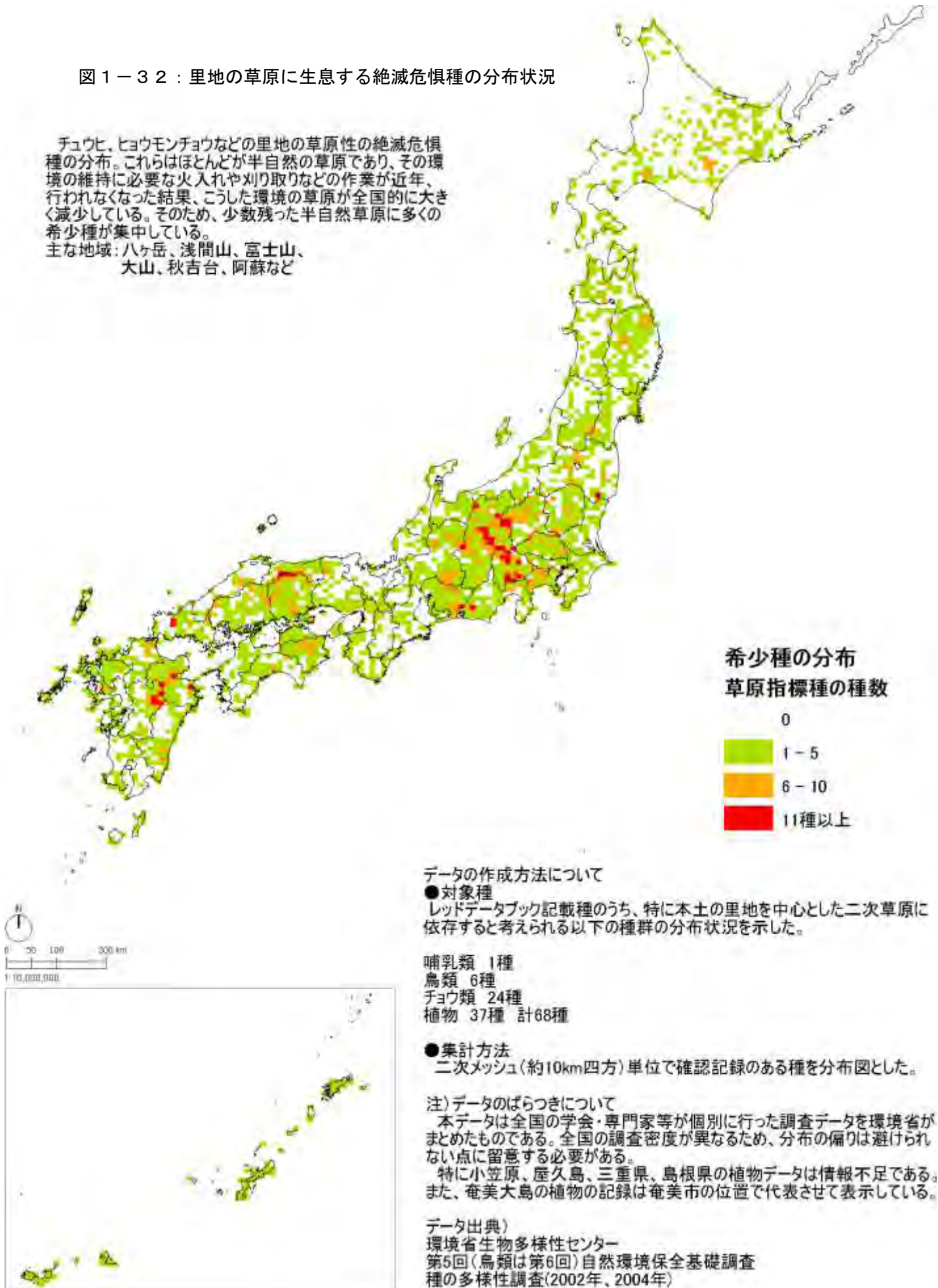
特に小笠原、屋久島、三重県、鳥根県の植物データは情報不足である。また、奄美大島の植物の記録は奄美市の位置で代表させて表示している。

データ出典)

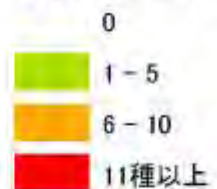
環境省生物多様性センター  
第5回(鳥類は第6回)自然環境保全基礎調査  
種の多様性調査(2002年、2004年)

図1-32：里地の草原に生息する絶滅危惧種の分布状況

チュウヒ、ヒヨモンチョウなどの里地の草原性の絶滅危惧種の分布。これらはほとんどが半自然の草原であり、その環境の維持に必要な火入れや刈り取りなどの作業が近年、行われなくなった結果、こうした環境の草原が全国的に大きく減少している。そのため、少数残った半自然草原に多くの希少種が集中している。  
 主な地域：八ヶ岳、浅間山、富士山、大山、秋吉台、阿蘇など



希少種の分布  
 草原指標種の種数



データの作成方法について

●対象種

レッドデータブック記載種のうち、特に本土の里地を中心とした二次草原に依存すると考えられる以下の種群の分布状況を示した。

- 哺乳類 1種
- 鳥類 6種
- チョウ類 24種
- 植物 37種 計68種

●集計方法

二次メッシュ(約10km四方)単位で確認記録のある種を分布図とした。

注)データのばらつきについて

本データは全国の学会・専門家等が個別に行った調査データを環境省がまとめたものである。全国の調査密度が異なるため、分布の偏りは避けられない点に留意する必要がある。

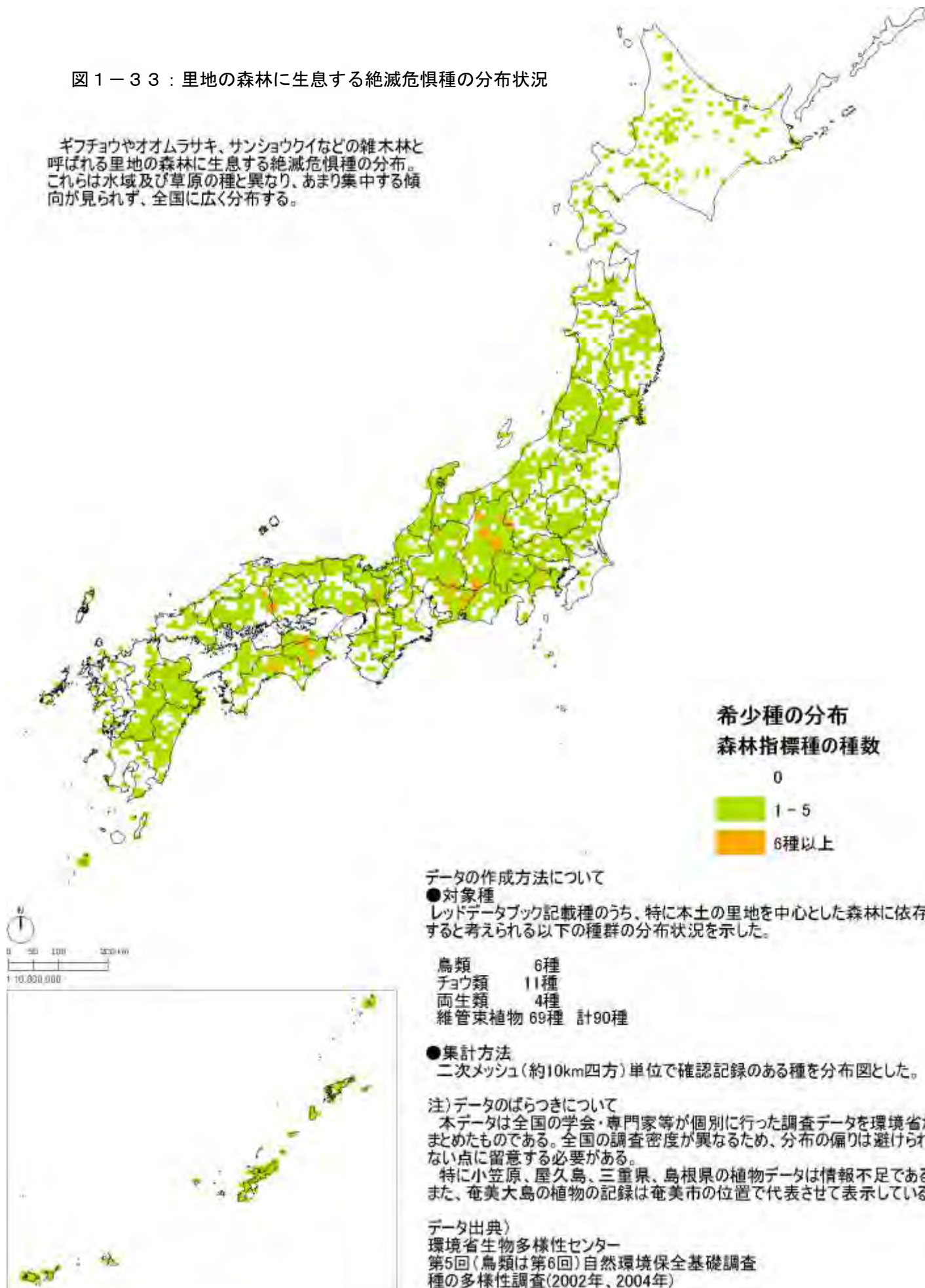
特に小笠原、屋久島、三重県、島根県の植物データは情報不足である。また、奄美大島の植物の記録は奄美市の位置で代表させて表示している。

データ出典)

環境省生物多様性センター  
 第5回(鳥類は第6回)自然環境保全基礎調査  
 種の多様性調査(2002年、2004年)

図1-33：里地の森林に生息する絶滅危惧種の分布状況

ギフチョウやオオムラサキ、サンショウクイなどの雑木林と呼ばれる里地の森林に生息する絶滅危惧種の分布。これらは水域及び草原の種と異なり、あまり集中する傾向が見られず、全国に広く分布する。



## 2. 土地利用の推移と現況

### (1) 国土利用の推移と現況

わが国の土地利用現況を見ると、面積の67%は森林が占める。都市域は首都圏、中部圏、近畿圏のほかに、北九州等にも集中している(図2-1)。

1965年(昭和40年)以降の国土利用の推移を見ると、森林、原野、農地、採草放牧地が減少しているが、特に農地の減少幅が大きい(図2-2)。道路、宅地面積は増加している。

さらに近世末からの国土利用の変化をみると、近世末から昭和末期にかけて、森林面積はほとんど変わっていないが、都市的利用が大幅に増加していることがわかる(表2-1)。また明治期と昭和末期の比較からは「都市・集落に変化」や「森林に変化」した地域が多くみられる(図2-3)。

農林・林地から、都市的土地利用への土地利用転換の推移を見ると、1980年(昭和55年)代から土地利用転換面積が増加しているものの、1991年(平成3年)ごろをピークに減少傾向にある。また目的別用途でみると、1980年(昭和55年)代中ごろからゴルフ場やレジャー用地への転換が大きかったが、1990年(平成2年)代後半からは全体的に減少傾向にある。(図2-4)。

### (2) 都市分布の推移と現況

都市分布の変化を見ると、1980年(昭和55年)から2000年(平成12年)にかけて、仙台や瀬戸内海沿岸地域において、総人口が増加した地域がみられる(図2-5)。

また近畿圏を事例に、大都市圏周辺の土地利用をみると、六甲山系や北摂・金剛生駒、和泉葛城山系、吉野の山麓地等外郭の山地の連なり、自然環境の大きなまとまりや、琵琶湖、淀川水系、大和川水系など主要水系がおりなす良好な自然環境が、大都市圏と近接して存在している(図2-6)。

次に二次林分布と市街化区域の分布をみる(図2-7)。二次林総数にしめる距離帯別二次林メッシュの割合をみると、近畿では全二次林メッシュの80%が20km圏内、57%が10km以内に位置していた。また関東の61%、中国52%、四国50%が、それぞれ20km圏内に位置する。北海道、九州・沖縄を除けば、総じて二次林は市街化区域周辺に位置しており、身近な自然環境であるといえる。従って、今後の市民参加型の管理活動を推進する仕組みが期待される。

図 2 - 1 : 土地利用の現況

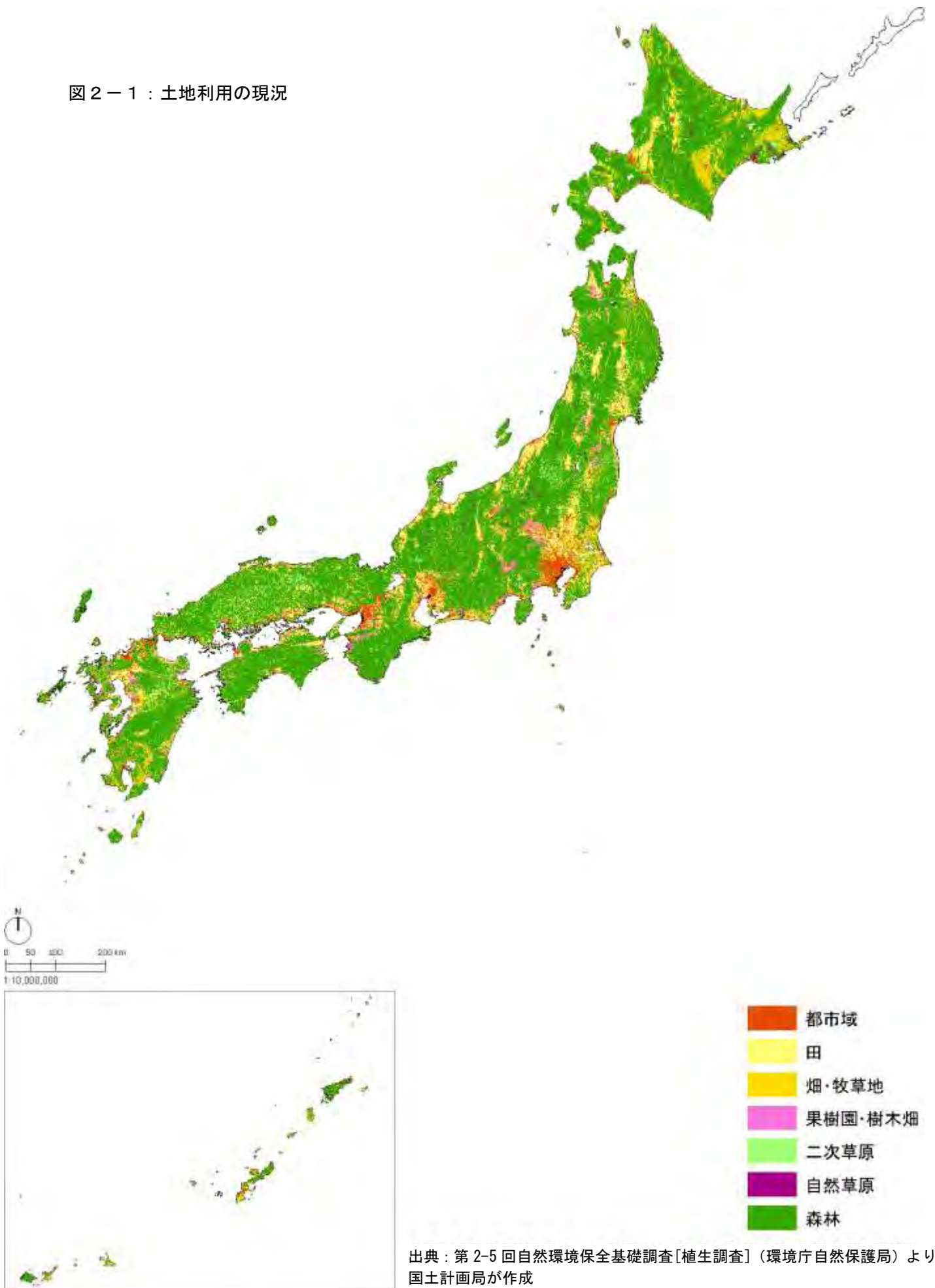
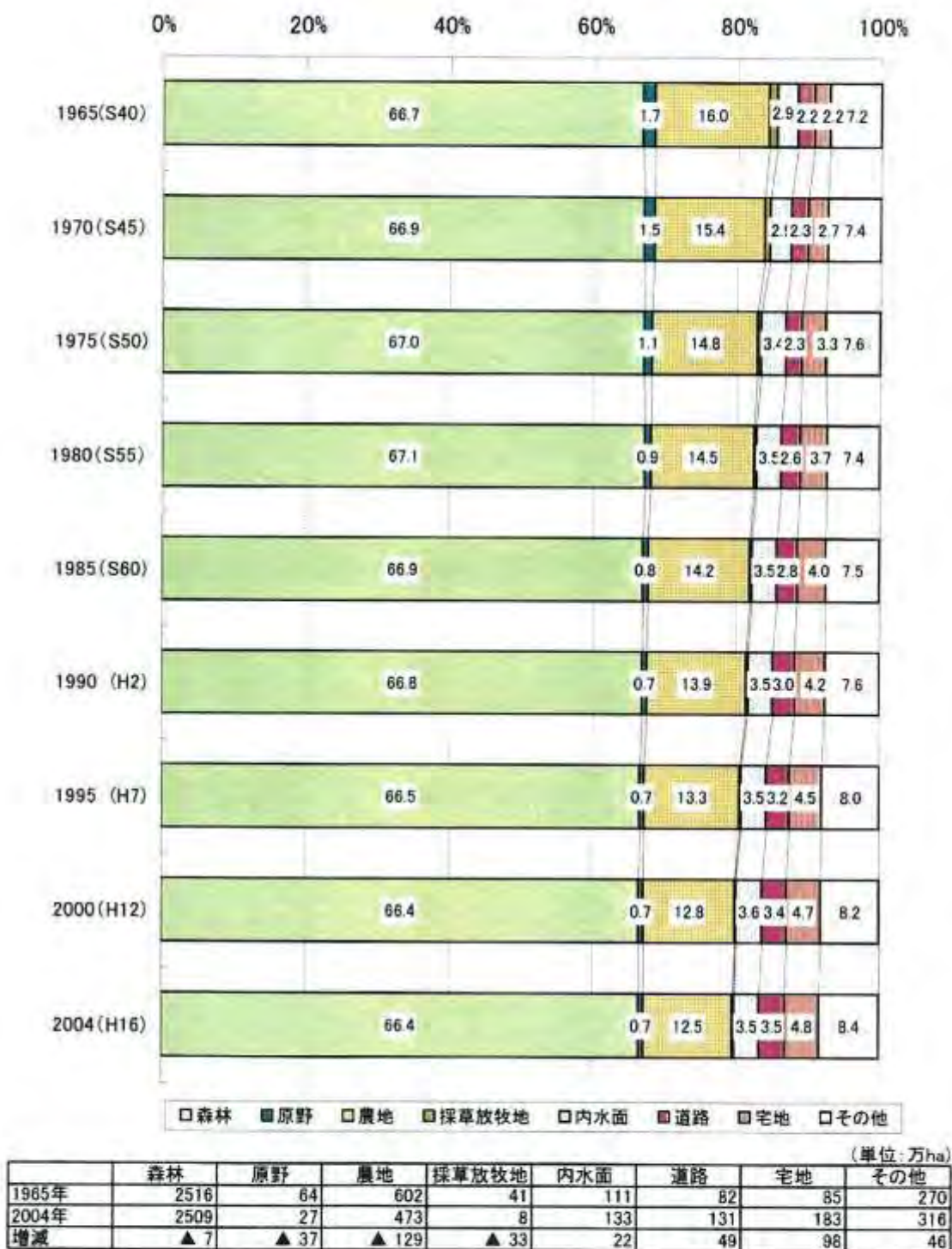




図 2-2 : わが国の国土利用の推移と現況

わが国の国土利用の推移と現況



出典: 国土庁「国土利用白書」、同「土地白書」、総務省統計局「日本統計要覧」より作成

出典: 第2回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会(平成18年9月26日)資料1-2

表 2 - 1 : 国土利用の変化

国土利用の変化

時代区分 国土利用区分	①近世末 <sup>(注1)</sup> 1850年頃		②明治・大正期 <sup>(注1)</sup> 1900年頃		③昭和中期 <sup>(注1)</sup> 1950年頃		④昭和末期 <sup>(注1)</sup> 1985年頃	
	面積(0km <sup>2</sup> )	割合(%)	面積(0km <sup>2</sup> )	割合(%)	面積(0km <sup>2</sup> )	割合(%)	面積(0km <sup>2</sup> )	割合(%)
<b>都市的利用</b>	<b>1,064</b>	<b>2.9</b>	<b>1,548</b>	<b>4.2</b>	<b>2,269</b>	<b>6.1</b>	<b>3,767</b>	<b>10.1</b>
都市・集落	612	1.6	645	1.7	975	2.6	2,032	5.5
道路	452	1.2	862	2.3	1,202	3.2	1,645	4.4
鉄道	0	0.0	41	0.1	92	0.2	90	0.2
<b>農業的利用</b>	<b>5,345</b>	<b>14.4</b>	<b>6,222</b>	<b>16.7</b>	<b>6,303</b>	<b>16.9</b>	<b>6,417</b>	<b>17.2</b>
田	3,592	9.7	3,462	9.3	3,623	9.7	3,573	9.6
畑	1,752	4.7	2,323	6.2	2,224	6.0	2,179	5.8
桑畑	0	0.0	343	0.9	352	0.9	145	0.4
茶畑	0	0.0	17	0.0	14	0.0	50	0.1
果樹園	0	0.0	40	0.1	76	0.2	454	1.2
その他の樹木畑	1	0.0	38	0.1	13	0.0	16	0.0
<b>森林</b>	<b>25,497</b>	<b>68.6</b>	<b>24,348</b>	<b>65.4</b>	<b>24,885</b>	<b>66.9</b>	<b>24,818</b>	<b>66.6</b>
広葉樹林	11,176	30.1	9,856	26.5	9,485	25.5	5,314	14.3
針葉樹林	4,572	12.3	4,410	11.9	4,377	11.8	3,854	10.3
混交樹林	9,426	25.4	9,773	26.3	10,757	28.9	15,138	40.6
竹林・雑地	323	0.9	309	0.8	268	0.7	512	1.4
<b>その他</b>	<b>5,265</b>	<b>14.2</b>	<b>5,090</b>	<b>13.7</b>	<b>3,751</b>	<b>10.1</b>	<b>2,274</b>	<b>6.1</b>
荒地	4,401	11.8	4,180	11.2	2,917	7.8	1,372	3.7
湿地	161	0.4	152	0.4	101	0.3	73	0.2
水面	702	1.9	722	1.9	724	1.9	760	2.0
ゴルフ場	0	0.0	0	0.0	0	0.0	68	0.2
その他	2	0.0	36	0.1	8	0.0	0	0.0
<b>計</b>	<b>37,171</b>	<b>100.0</b>	<b>37,207</b>	<b>100.0</b>	<b>37,207</b>	<b>100.0</b>	<b>37,275</b>	<b>100.0</b>

出典：西川治監修 水見山幸夫他編 アトラス[日本列島の環境変化]，朝倉書店，1995年。

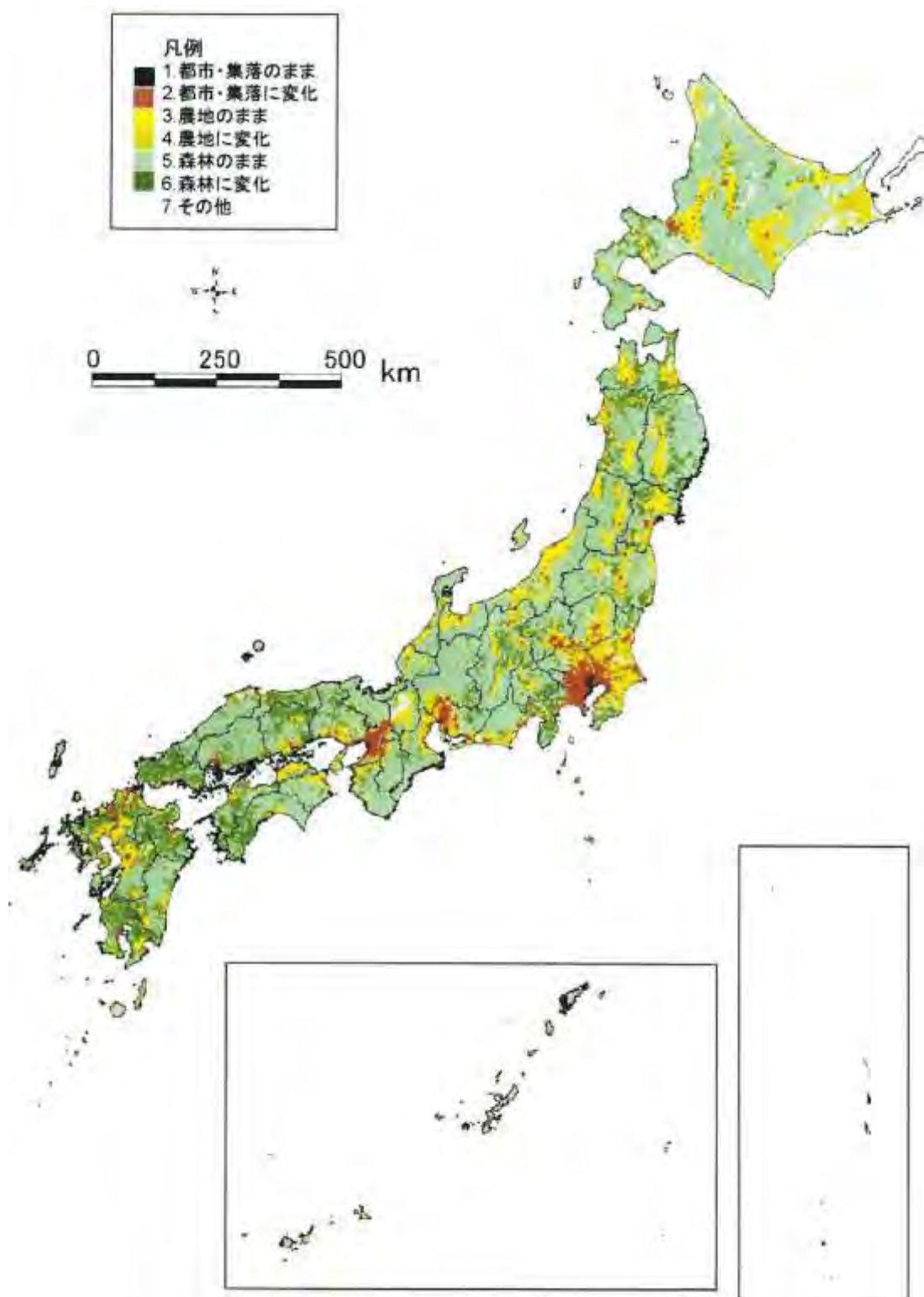
注1) 本データは各時代の国土地理院の5万分1地形図に基づいている。そのため、各凡例の用語は生態学・林学等で使用される場合とは定義が多少異なるものがある。

また、地形図の存在しない近世末については、明治・大正期の図を元に各種史料を用いて復元した。

注2) 作成：有瀬正一郎

注3) 作成：水見山幸夫

図2-3：1900年（明治期）－1985年（昭和末期）の国土利用変化



1900年(明治期)-1985年(昭和末期)の国土利用変化

出典)LUIS(Land Use Information System) (代表:北海道教育大学水見山幸夫教授)を用いて作成

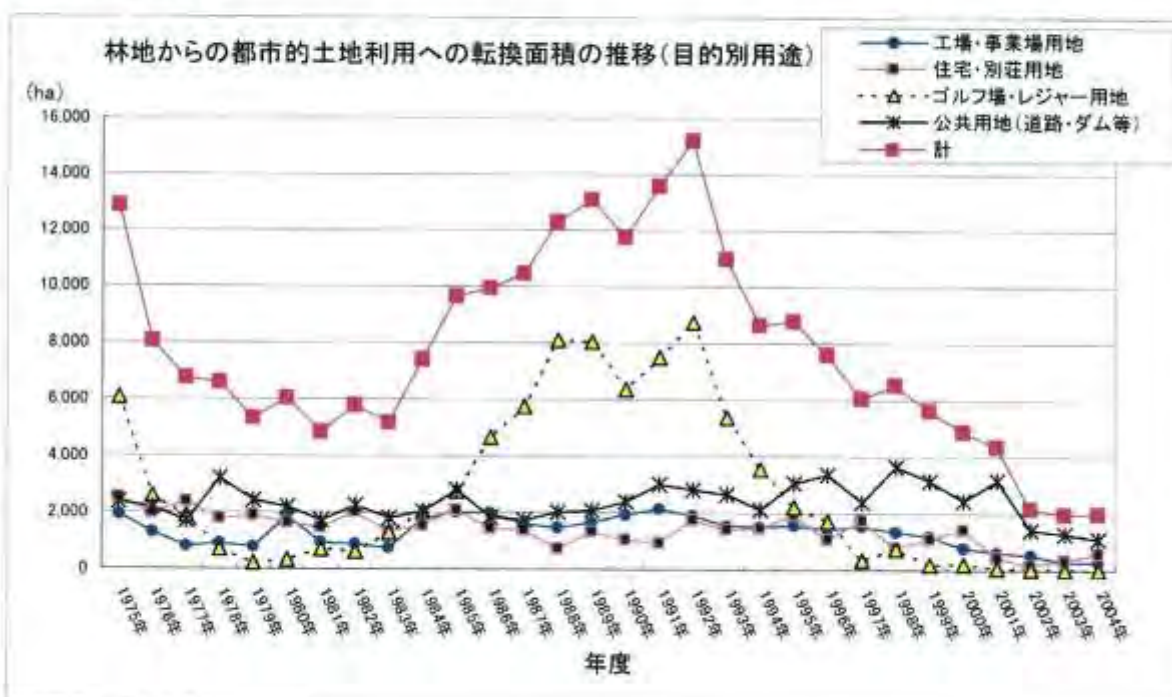
注)上の図は各時代の国土地理院の5万分1地形図に基づいている。そのため、各凡例の用語は生態学・林学等で使用される場合とは定義が多少異なるものがある。

出典：第2回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会（平成18年9月26日）資料1-2

図2-4：農地・林地から都市的土地利用への土地利用転換の推移等



データ出典：土地白書



データ出典：土地白書

出典：第2回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会（平成18年9月26日）資料1-2

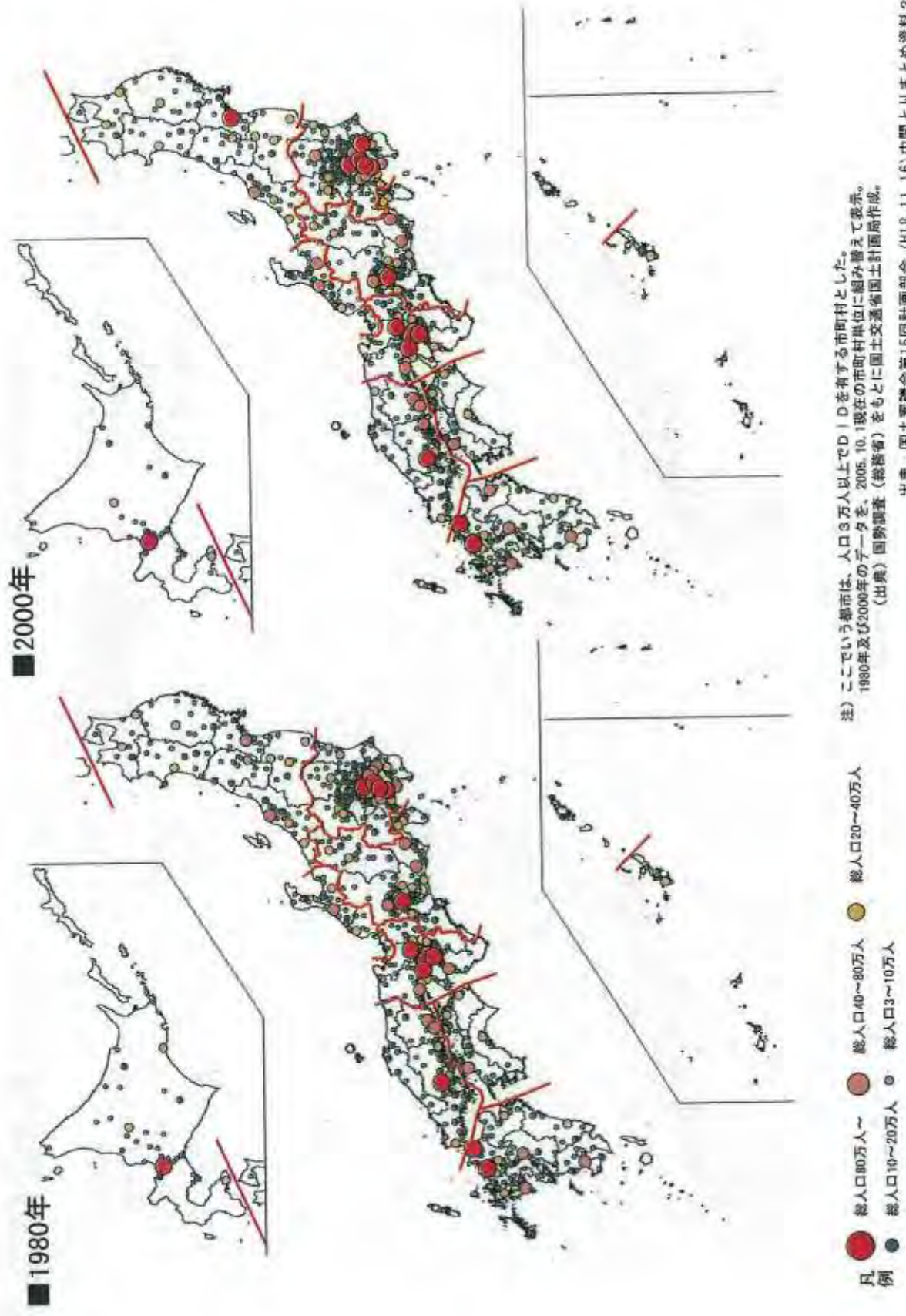


図2-5: わが国の都市の分布

図2-6：大都市圏周辺の土地利用（近畿圏）

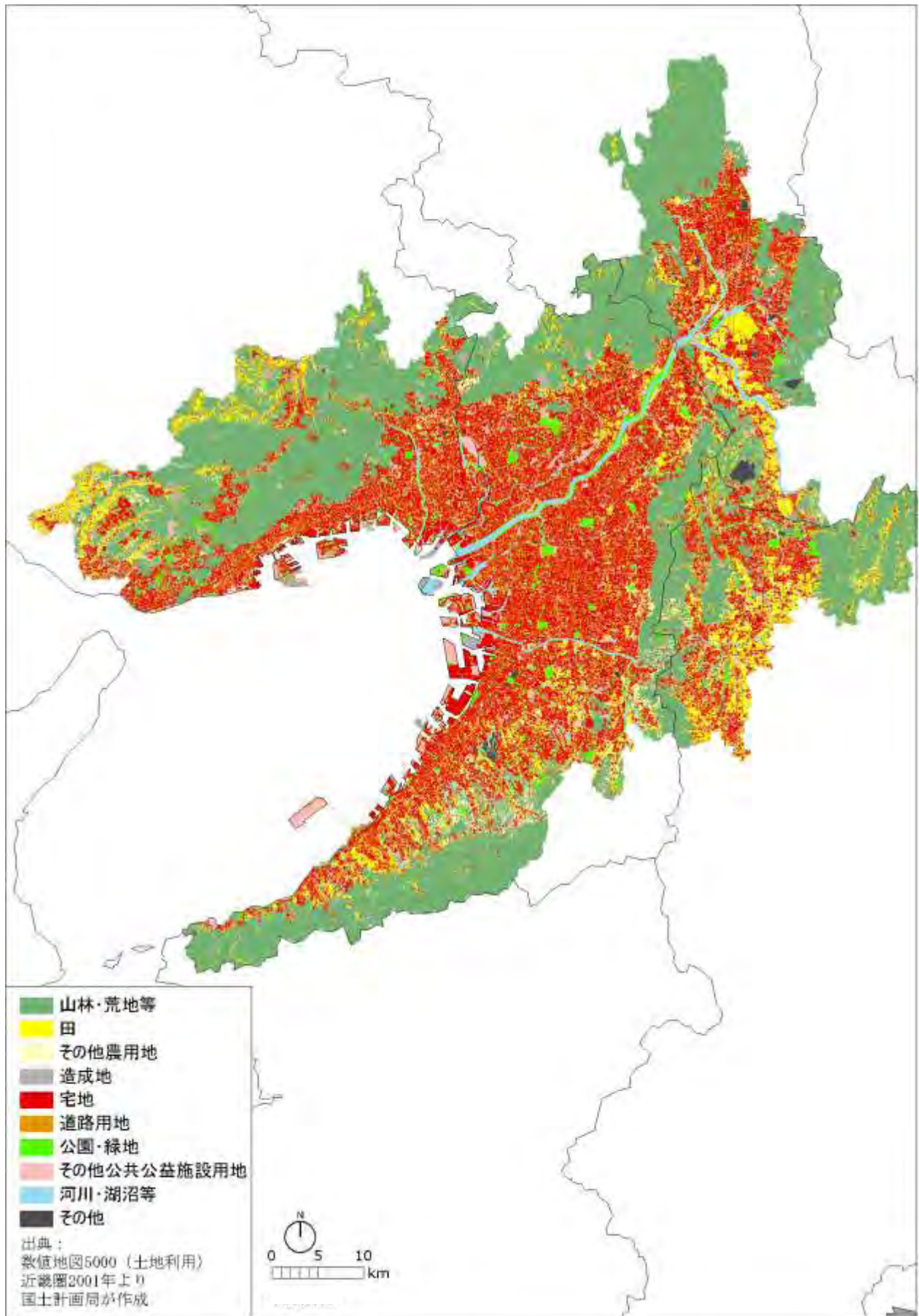
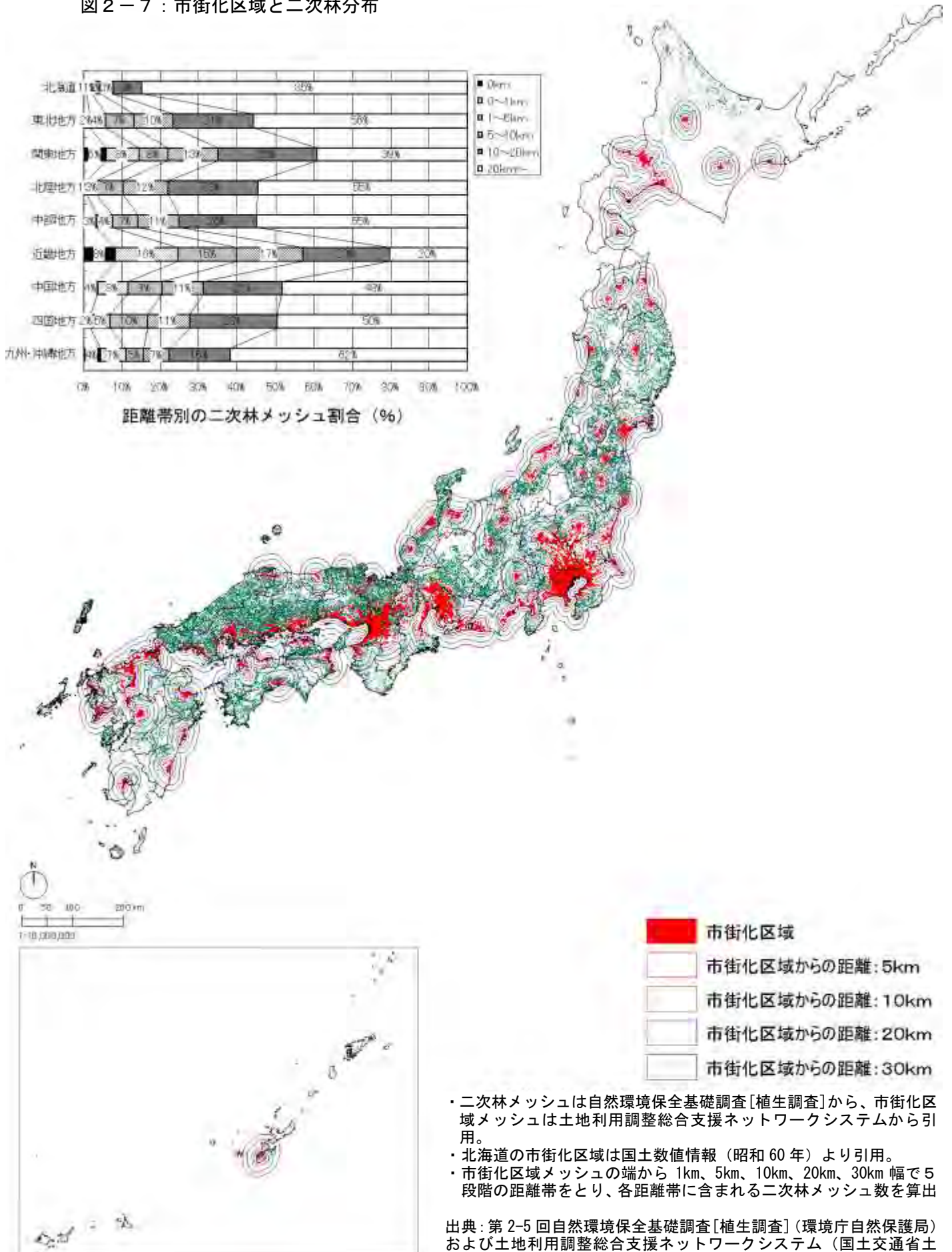


図 2-7 : 市街化区域と二次林分布

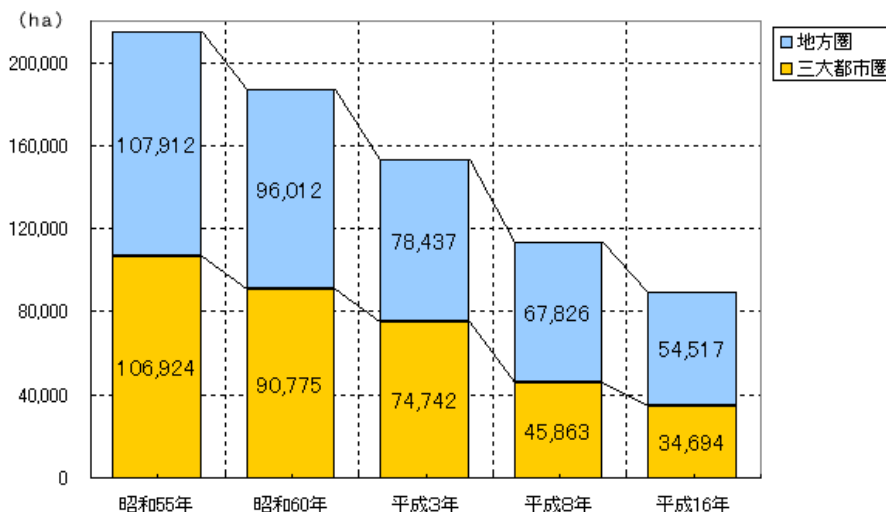


### (3) 都市内農地面積の推移と現況

大都市圏の市街化区域内農地については、宅地供給源としての役割以外にも農地が存在していることにより多くの役割を果たしており、それが多面的機能として注目されている。

市街化区域内農地面積の推移を見ると、平成8年には11万3,689haであったが、平成16年には8万9,211haと減少傾向にある。また三大都市圏についてみると、宅地化農地面積は平成5年には3万haを超えていたが、平成13年現在ではその2/3の約2万haとなっている。また生産緑地面積は、平成5年以降、ほぼ1万5千haで推移している。

図2-8：市街化区域内農地面積の推移（三大都市圏と地方圏）

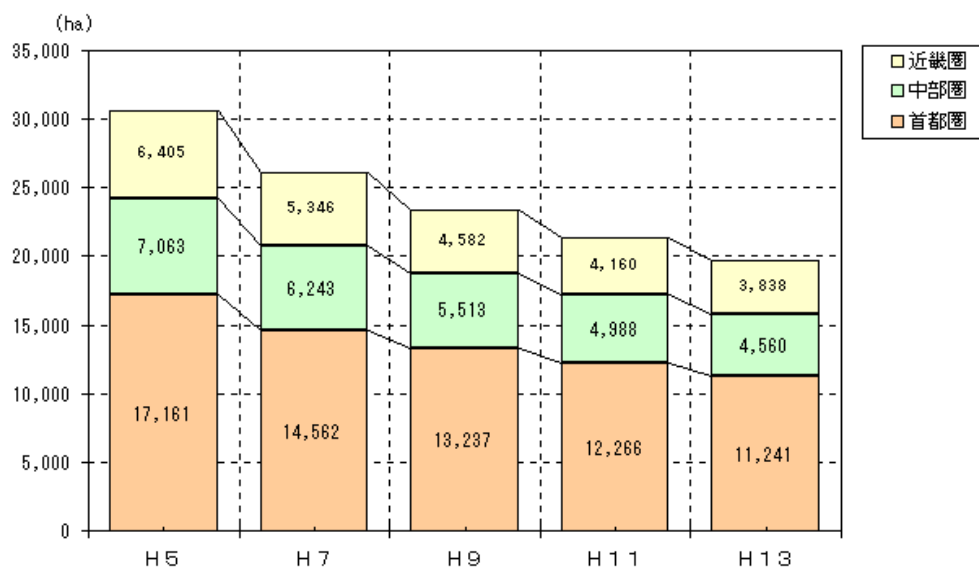


資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」による。（1月1日現在の数値）

(注1) 三大都市圏とは、東京圏、中部圏及び近畿圏をいい、東京圏は茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、中部圏は愛知県及び三重県、近畿圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。また地方圏とは、三大都市圏以外の道県をいう。（以下の表において同じ。）

(注2) 市街化区域内農地面積には、生産緑地、都市計画施設として定められた公園又は緑地の区域等の内の農地面積を含まない。  
出典：国土交通省 土地・水資源局土地情報課資料

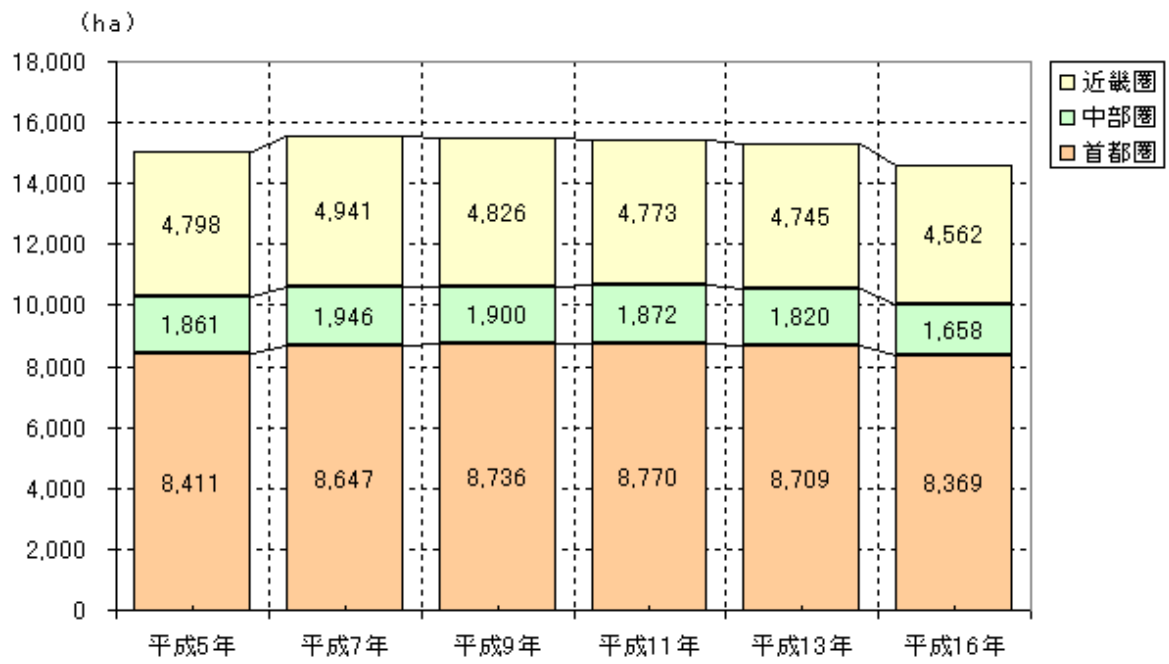
図2-9：三大都市圏宅地化農地面積の推移



出典：「宅地ハンドブック」（国土交通省）



図 2 - 1 0 : 三大都市圏生産緑地面積の推移



出典： 国交省資料

東京都の市街化区域内農地に関する基礎調査<sup>3</sup>により以下の結果が得られている。

- ・都全体（特別区 11 区及び特定市 26 市を言う。以下同じ。）の総面積は 7,228ha。
- ・市街化区域内農地の市街化区域に占める割合は、都の平均で 8.2%である。
- ・市街化区域内人口の 1 人当たりの市街化区域内農地の面積は約 8m<sup>2</sup>である。
- ・市街化区域内農地の連担性の状況は 1,000m<sup>2</sup>未満の件数が多い。

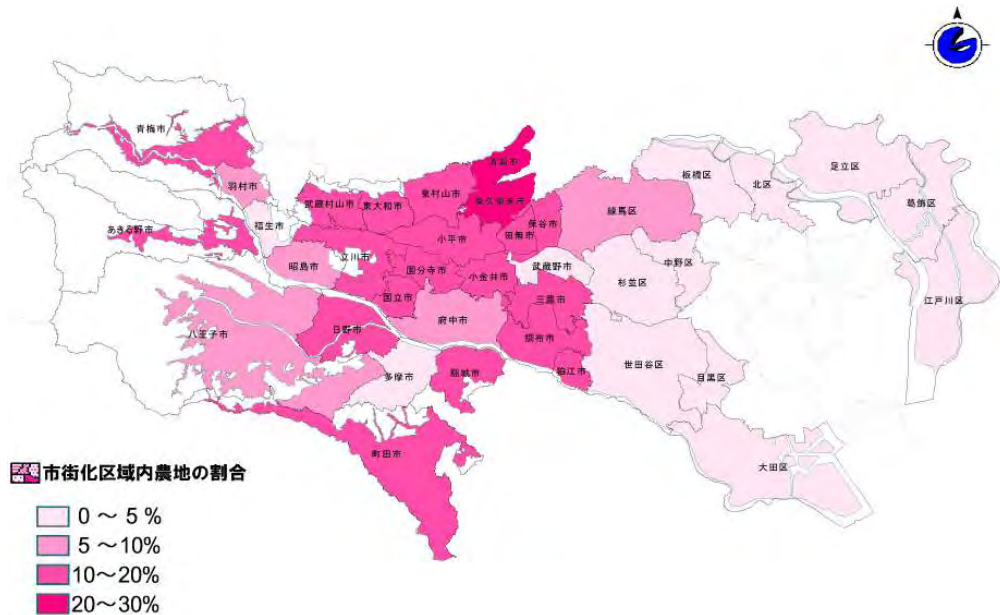


図 2-11：市街化区域内農地の割合

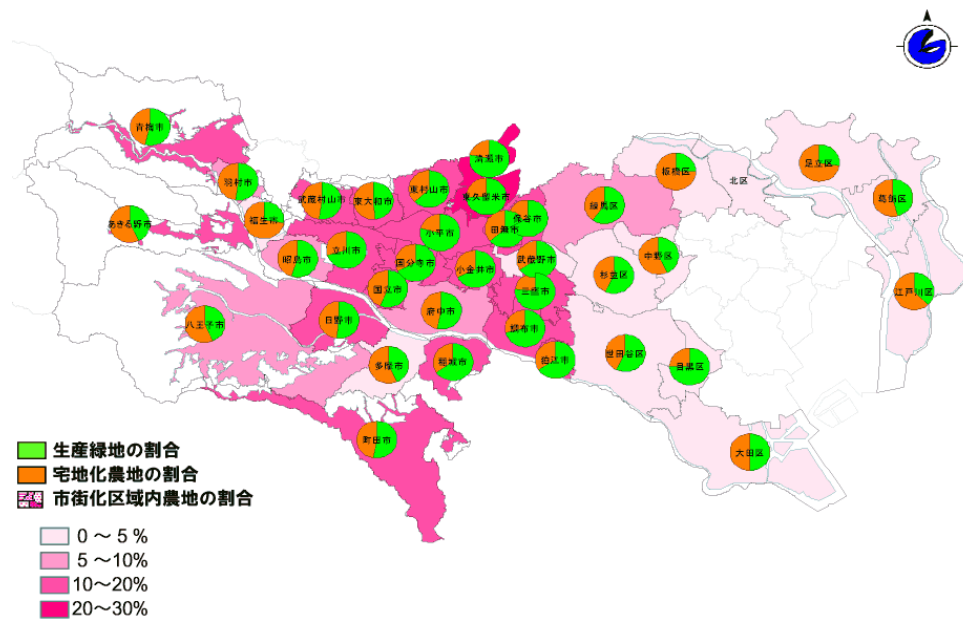


図 2-12：市街化区域内農地の割合と内訳

出典：東京都の市街化区域内農地に関する基礎調査（国土交通省土地・水資源局）

<sup>3</sup> 東京都の市街化区域内農地に関する基礎調査（国土交通省土地・水資源局）では、市街化区域内農地の有効活用と良好なまちづくりを促進するための基礎的資料を整備することを目的として、地方自治体が所有する GIS（地理情報システム）データを活用し市街化区域内農地の分析や定量的な集計を行うとともに、経年変化を把握した農地データベースを作成している。

図 2-13 : 首都圏における市街化調整区域と農用地区域の分布

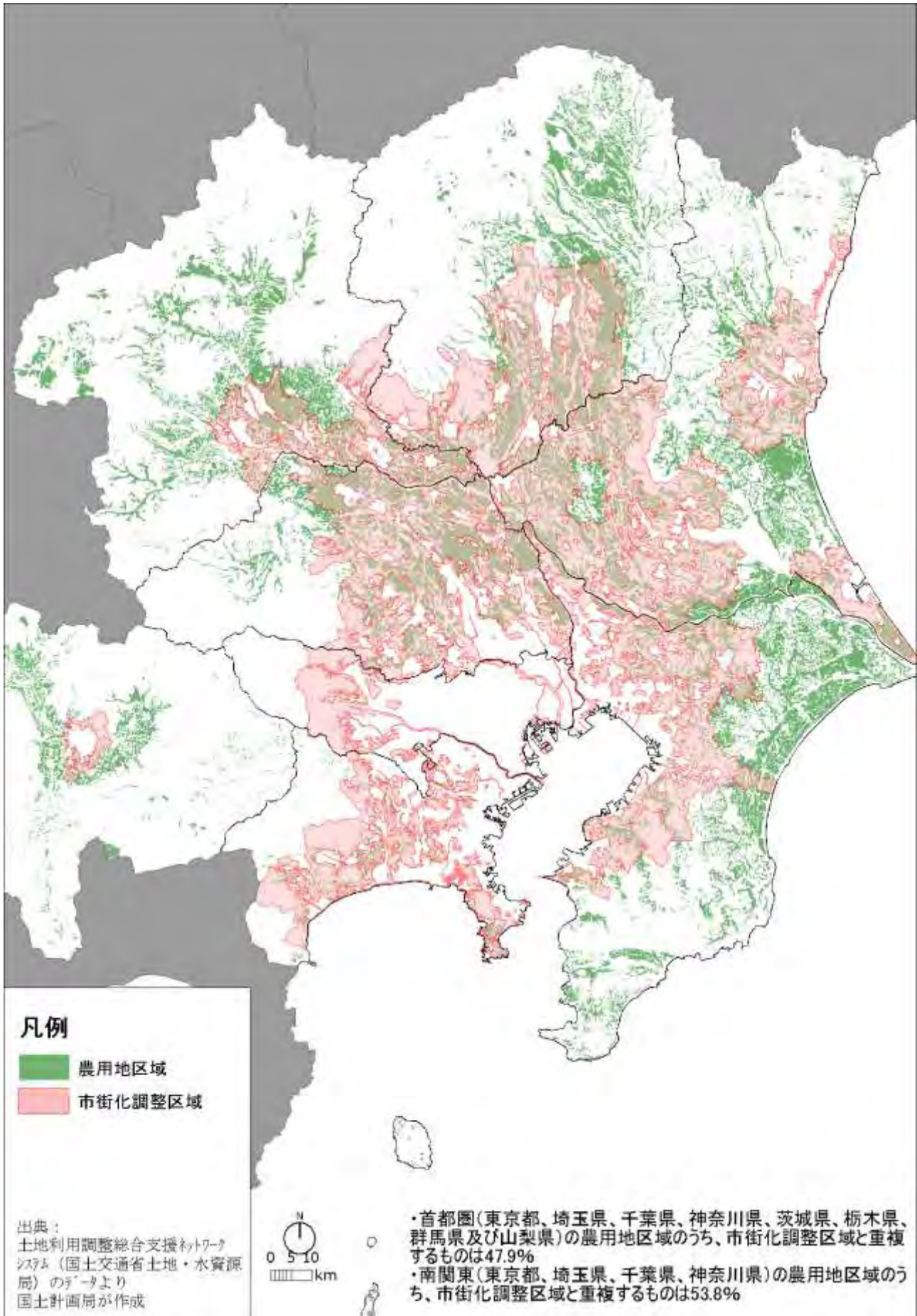
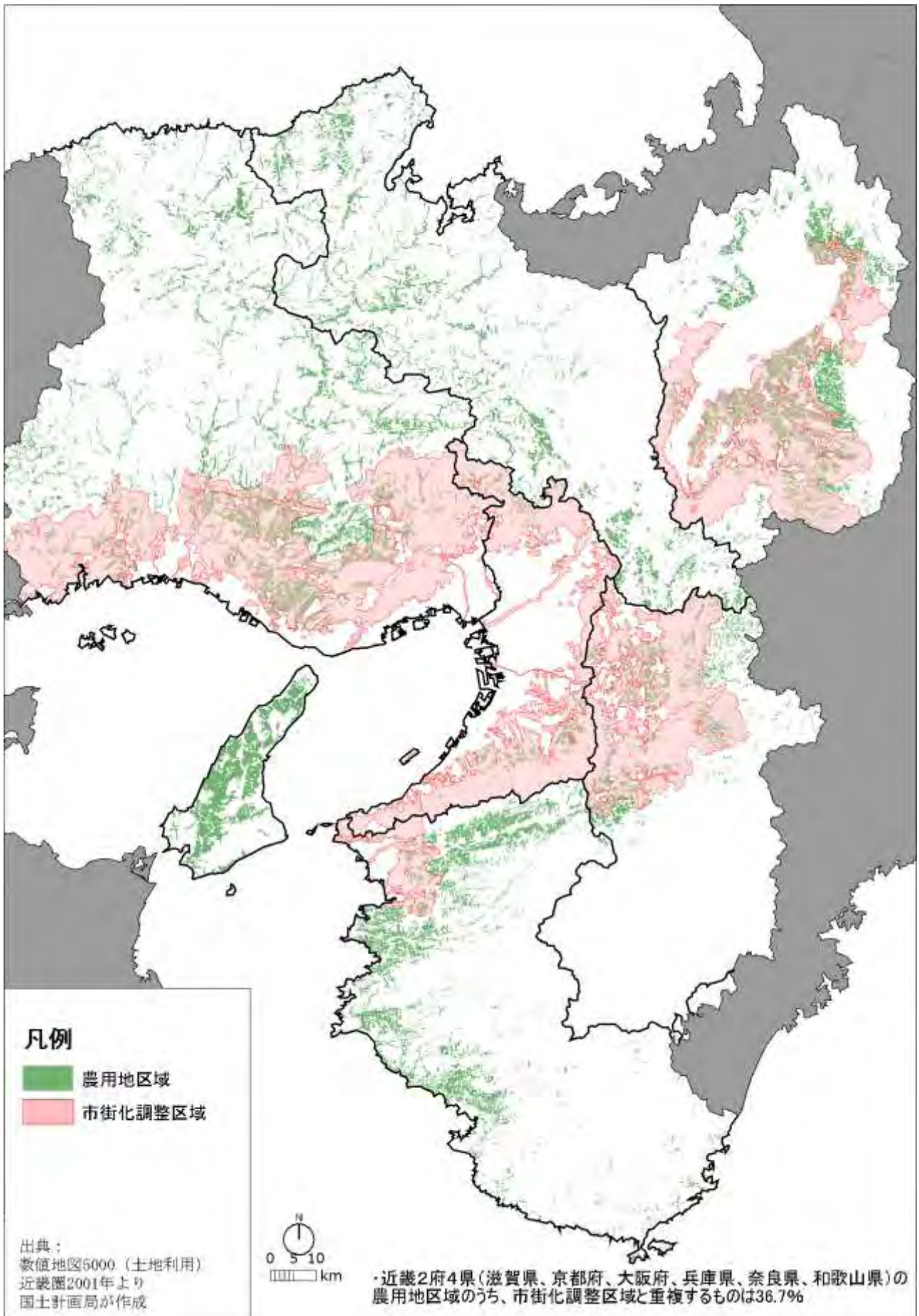


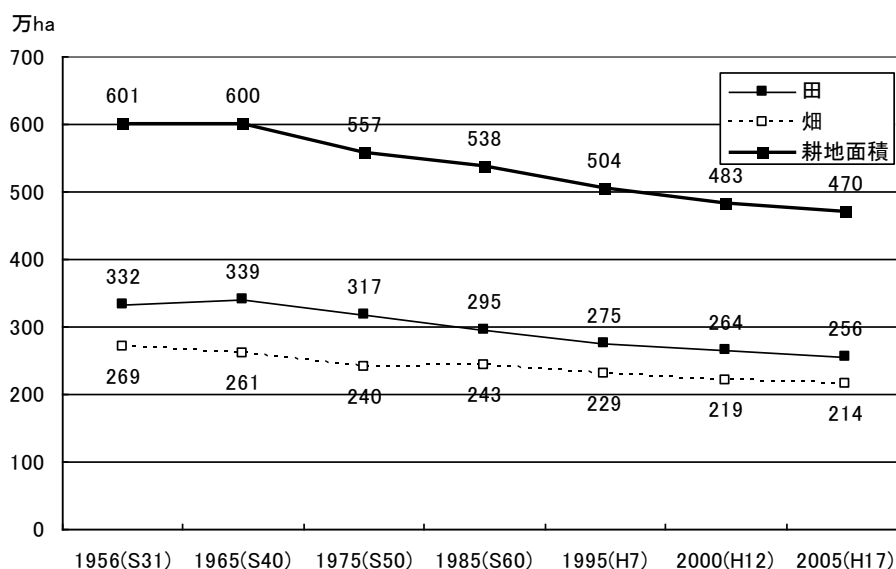
図2-14：近畿圏における市街化調整区域と農用地区域の分布



#### (4) 農地・農業集落等の推移と現況

##### 1) 農地面積の推移

農地面積の推移をみると、1956年（昭和31年）から2005年（平成17年）の49年間で131万ha減少している。



出典：耕地及び作付面積統計（農林水産省統計部）より作成

図2-15：農地面積の推移

##### 2) 農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く農業集落）の現況

###### ア) 農業集落の総数

農業集落数は全国で139,465であり、農業地域区別の分布は下表の通りである。

表2-2：区別の農業集落数

区分	所属都道府県	集落数	割合
北海道	-	7,325	5.3%
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	17,629	12.6%
北陸	新潟、富山、石川、福井	11,028	7.9%
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、	24,776	17.8%
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	11,688	8.4%
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	10,849	7.8%
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	19,738	14.2%
四国	徳島、香川、愛媛、高知	11,083	7.9%
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	24,603	17.6%
沖縄	-	746	0.5%
計		139,465	100.0%

出典：2005年農林業センサス

### イ) DID までの所要時間別農業集落数割合

～DID まで 30 分以内の農業集落が約 7 割～

農業集落の中心地から距離が最も近い DID（平成 12 年国勢調査の人口集中地区）の中心地までの居住者が普段利用している交通手段による所要時間をみると「15 分未満」である農業集落は 36.4%、「15 分から 30 分」である農業集落は 33.2%、「30 分から 1 時間」である農業集落は 24.2%、「1 時間以上」である農業集落は 6.2%となっている。

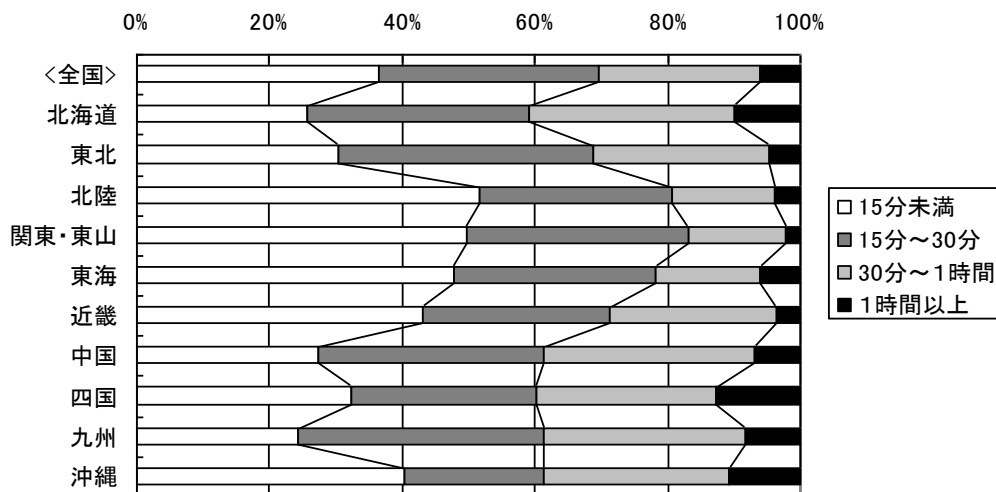


図 2-16: DID までの所要時間別農業集落数の割合

調査対象農業集落数を 100%として構成比を算出

出典: 2005 年農林業センサス

### ウ) 地域資源の保全状況別農業集落数割合

～棚田を保全している農業集落は約 5 割～

農業用排水路のある農業集落は 12 万 2 千集落、棚田のある農業集落は 1 万 9 千集落、ため池・湖沼のある農業集落は 4 万 1 千集落となっている。

そのうち条例または地域住民等の協定（取り決め）によって、国土や景観、水資源等の保全を目的に、これらの地域資源が保全されている農業集落は、農業用排水路では 60.2%、棚田では 49.2%、ため池・湖沼では 45.2%となっている。

表 2-3: 地域資源別の保全状況別農業集落数

全国農業地域・都道府県	農業用排水路			棚田			ため池・湖沼			河川・水路			農地			谷地田			森林		
	実数	保全	構成比	実数	保全	構成比	実数	保全	構成比	実数	保全	構成比	実数	保全	構成比	実数	保全	構成比	実数	保全	構成比
全 国	122.1	73.5	60.2%	19.6	9.6	49.3%	40.9	18.5	45.2%	116.7	41.5	35.5%	134.2	29.3	21.9%	6.9	1.4	20.3%	107.8	20.6	19.2%
北 海 道	5.2	1.1	21.7%	-	-	-	1.8	0.4	22.8%	6.7	4.8	71.2%	6.8	1.1	15.9%	-	-	-	6.1	2.7	43.7%
東 北	16.2	10.8	66.9%	1.0	0.5	53.8%	5.6	1.6	29.1%	15.2	4.8	31.7%	17.1	2.8	16.5%	0.6	0.0	5.6%	13.4	2.5	18.4%
北 陸	10.6	5.8	54.4%	2.1	1.7	79.1%	2.8	1.2	42.0%	9.3	2.9	31.4%	10.7	2.4	22.5%	1.1	0.3	31.6%	7.3	1.8	25.2%
関 東・東 山	21.2	11.7	55.0%	1.3	0.7	53.5%	5.1	1.8	36.0%	18.8	6.5	34.4%	24.2	4.1	17.0%	1.5	0.1	9.2%	18.2	4.1	22.4%
東 海	10.0	5.1	50.9%	0.7	0.2	22.0%	2.5	0.8	33.8%	10.1	2.3	22.5%	11.3	1.5	13.1%	0.6	0.0	2.9%	7.8	1.2	15.3%
近 畿	10.2	7.1	69.8%	1.7	0.6	35.2%	5.1	3.2	63.2%	9.5	3.0	31.3%	10.5	2.6	24.8%	0.7	0.2	28.1%	8.9	1.8	20.3%
中 国	17.6	11.5	65.3%	7.9	3.4	42.2%	7.6	4.1	54.3%	16.7	4.9	29.6%	18.7	6.1	32.7%	0.4	0.1	24.0%	17.4	2.2	12.6%
四 国	9.8	7.4	75.4%	1.3	0.5	43.2%	3.2	2.2	67.3%	9.7	4.5	46.3%	10.8	2.5	23.4%	0.2	0.0	16.3%	8.2	0.9	11.0%
九 州	21.0	13.0	61.9%	3.6	2.1	58.8%	7.0	3.1	44.2%	20.1	7.6	37.8%	23.4	6.1	26.0%	1.7	0.6	31.6%	19.8	3.4	17.0%
沖 縄	0.3	0.0	3.3%	-	-	-	0.3	0.0	7.3%	0.4	0.1	35.1%	0.7	0.1	13.8%	-	-	-	0.7	0.2	22.4%

出典: 2005 年農林業センサス

## エ) 地域資源を活用した交流事業の取組別農業集落数割合

～交流事業に取り組んでいる農業集落は約3割～

地域資源を活用した都市と農山村との交流事業に取り組んでいる農業集落は30.2%となっている。

交流事業の内容別にみると「産地直送を介した交流」は19.8%で最も多く、次いで「児童、生徒の農林業体験学習の受入」は9.7% 「農山村地域資源を活用した観光客の受入」は9.7%、「農林業ボランティア活動を介した交流」は1.2%となっている。

## オ) 地域資源を活用した施設がある農業集落数割合

～地域資源を活用した施設で最も多いのは「産地直売所」～

地域資源を活用した施設がある農業集落を施設別にみると「産地直売所」がある農業集落は6.4%で最も多く、次いで「森林レクリエーション施設」は3.4% 「市民農園」は2.0%となっている。

### 3) 耕作放棄地<sup>4</sup>の現状等について

#### ア) 耕作放棄地面積の推移

- ・ 耕作放棄地は年々増加しており、昭和60年～平成17年の20年間で約3倍の38万haに増加している。
- ・ 特に土地持ち非農家によるものの増加が著しく、20年間で約4倍の16万2千haに増加しており、全耕作放棄地面積の42%を占めるに至っている。
- ・ 農業地域類型別の耕作放棄地面積の状況を見ると、平地農業地域においては5.6%に止まっているものの、都市的地域、中間農業地域及び山間農業地域ではいずれも12%を超え、特に山間農業地域では14.7%となっている。

表2-4：耕作放棄地面積の推移と農業地域類型別の耕作放棄地面積の現況

#### 【耕作放棄地面積の推移等】

(単位：千ha、%、倍)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家の耕作放棄地面積	93 (68.7%) <1.0>	151 (69.5%) <1.6>	162 (66.2%) <1.7>	210 (61.3%) <2.3>	223 (58.0%) <2.4>
うち販売農家	73	113	120	154	144
うち自給的農家	19	38	41	56	79
土地持ち非農家の耕作放棄地面積	42 (31.3%) <1.0>	66 (30.5%) <1.6>	83 (33.8%) <2.0>	133 (38.7%) <3.1>	162 (42.0%) <3.8>
合 計	135 (100.0%) <1.0>	217 (100.0%) <1.6>	244 (100.0%) <1.8>	343 (100.0%) <2.5>	385 <2.9>

資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：農家の耕作放棄地面積は、総農家の数値である。

2：「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地又は耕作放棄地を5a以上所有している世帯である。

3：( )は各年の合計値に占めるそれぞれの面積の割合である。

4：< >は昭和60年を「1.0」とした場合の倍率である。

5：平成17年は概数値である。

12.2%増加

出典：耕作放棄地対策推進の手引き，平成18年4月，農林水産省

#### 【農業地域類型別の耕作放棄地面積の状況】

(単位：ha、%)

	経営耕地面積 A	耕作放棄地面積		耕作放棄地率 B/(A+B) × 100	
		B=C+D	うち農家 C		うち土地持ち非農家 D
全 国	3,595,498	384,680	222,948	161,732	9.7%
都市的地域	528,249	77,302	39,154	38,148	12.8%
平地農業地域	1,693,799	99,748	62,898	36,850	5.6%
中間農業地域	1,023,780	147,508	87,476	60,032	12.6%
山間農業地域	349,669	60,121	33,420	26,701	14.7%

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」(概数値)

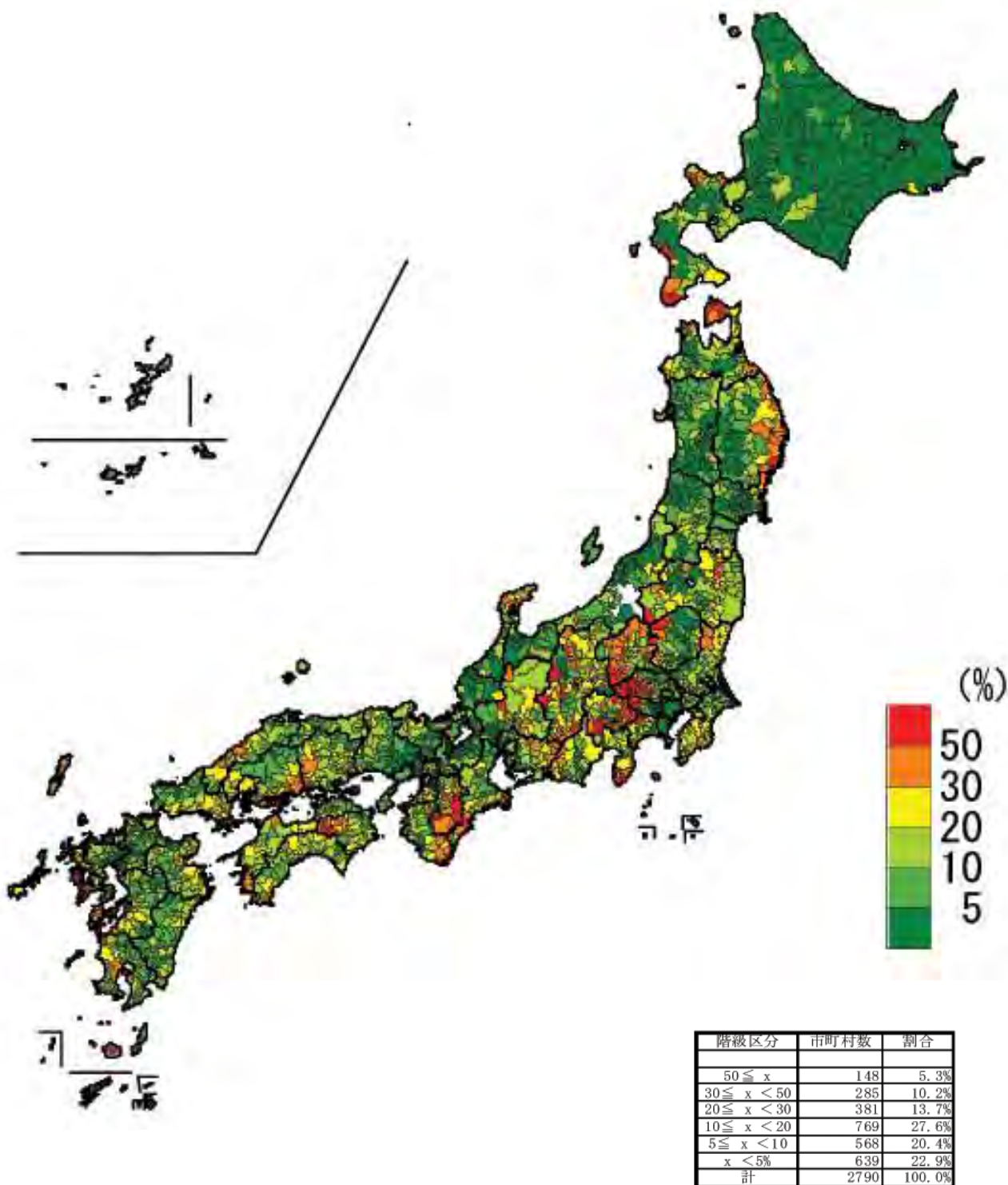
出典：耕作放棄地対策推進の手引き，平成18年4月，農林水産省

<sup>4</sup> 農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なおこれに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。(出典：農林水産省資料)



### イ) 耕作放棄地の分布

- ・ 2005 年農林業センサスにより、市町村単位で耕作放棄地率を算出して区分した図面は以下の通りである。
- ・ 埼玉県や山梨県など首都圏近郊、奈良県など紀伊半島山間部などに、耕作放棄率の高い市町村が見られる。



資料：2005年農林業センサス（概数値）

注：1 調査対象から、新潟県長岡市他6市町村（新潟県中越地震による）及び東京都三宅村（三宅島の火山活動による）を除く

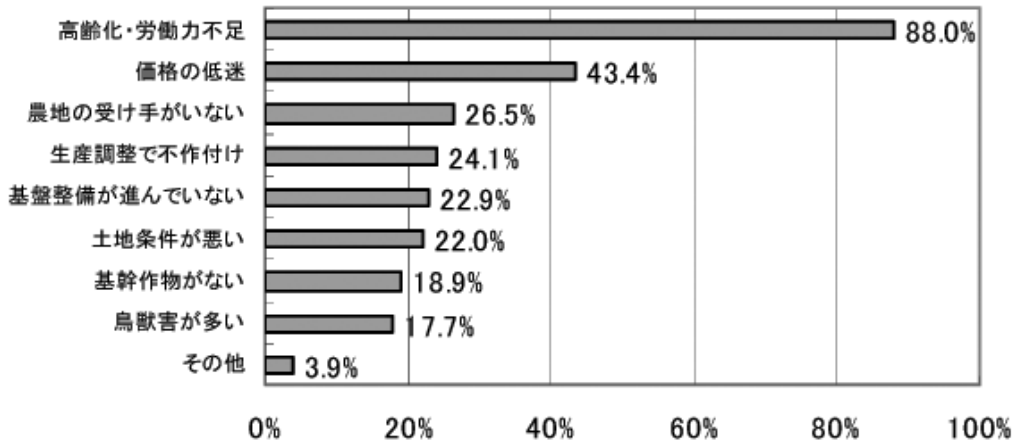
2 耕作放棄地率 = (耕作放棄地面積) / (耕作放棄地面積 + 経営耕地面積)

図2-17：市町村別耕作放棄地率の分布図

出典：農林水産省資料

ウ) 耕作放棄地の発生要因

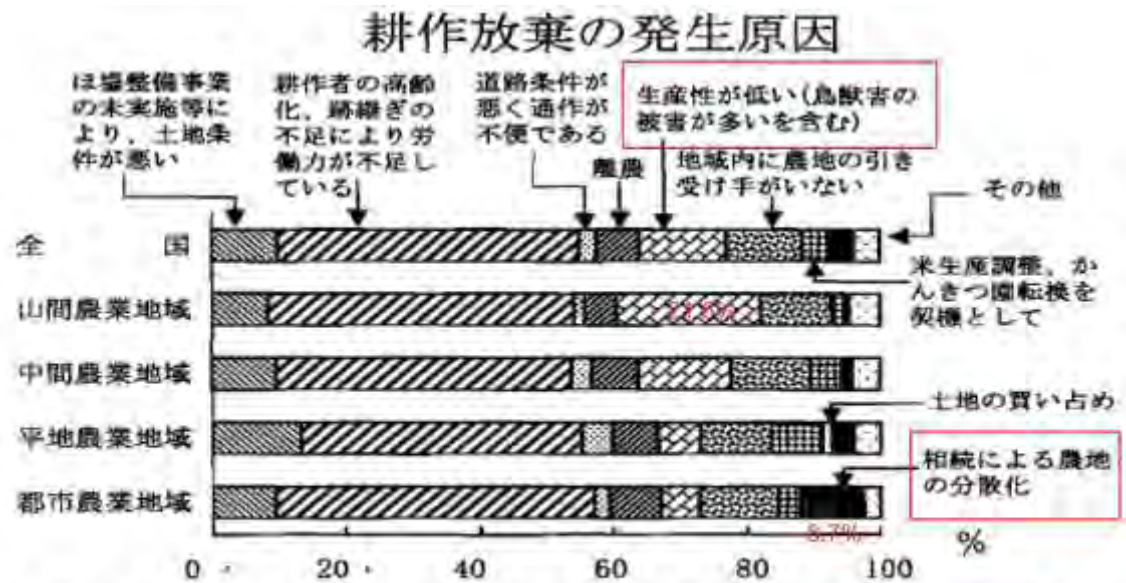
- 耕作放棄地の発生要因では「高齢化・労働力不足」によるものが 88%と突出している。次に「農産物価格の低迷」43%、「農地の受け手がいない」27%等となっている。
- 耕作放棄地の発生原因を農業地域類型別にみると、高齢化や労働力不足が主な原因となっているが、中間・山間農業地域では生産性が低い（山間農業地域 21.6%、中間農業地域 13.8%）こと、都市的地域では相続による農地の分散化の割合（8.7%）も比較的高くなっている。



資料：全国農業会議所「平成14年地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

出典：耕作放棄地対策推進の手引き，平成 18 年 4 月，農林水産省

図 2-18：耕作放棄地の発生要因



資料：(財)農政調査会「農業振興地域・農地制度等の実態把握及び効果分析に関する調査結果」(16年3月公表)

注：全国の市町村3,170を対象として実施(回収率47%)

出典：耕作放棄地対策推進の手引き，平成 18 年 4 月，農林水産省

図 2-19：耕作放棄地の発生原因

## エ) 耕作放棄地の復元可能性についての評価

- ・ 全国農業会議所では、「2005年農林業センサス」の結果による都道府県別・市町村別の遊休農地<sup>5</sup>面積や、農水省実地の「平成12年度遊休農地実態調査」に基づいて試算した遊休農地の活用可能性（農地の集団性、日照条件、排水条件など）を、「遊休農地対策データベース（<http://www.nca.or.jp/Nochi/yukyu-db/Yuukyu2/index.html>）」としてインターネット上で公開している。

表2-5：遊休農地対策データベースで公開されている情報

項目	内容
都道府県	名
市町村	名
地目	田・畑・樹園地
農業地域類型区分	山間地域・中間農業地域・都市的地域
農業振興地域	農振農用地・農振白地・農振外
遊休農地	面積(a)
圃場整備	整備済み(%)・未整備(%)
集団性	5ha未満(%)・5ha以上10ha未満(%)・10ha以上20ha未満(%)・20ha以上(%)
日照条件	良(%)・不良(%)
排水条件	良(%)・普通(%)・不良(%)
土壌区分	岩石地(%)・岩屑土(%)・未熟土(%)・黒ボク土(%)・褐色森林土(%)・ポトゾル(%)・赤黄色土(%)・褐色低地土(%)・灰色低地土(%)・グライ土(%)・泥炭土(%)・その他(%)
荒廃状況	一年生・多年生
農機具の搬入	可能・不可能
活用可能性	即可能・可能・その他
周辺状況(住宅等)	ある・なし
周辺状況(森林)	ある・なし
周辺状況(幹線道)	ある・なし

- ・ データベースでは遊休農地の活用可能性（農地の集団性、日照条件、排水条件など）に関する情報から、農地への復元可能性について5段階で評価している。
- ・ 5段階評価によれば、遊休農地全体の24.5%は「容易」または「やや容易」、65.6%は「復元可能」と評価されている。

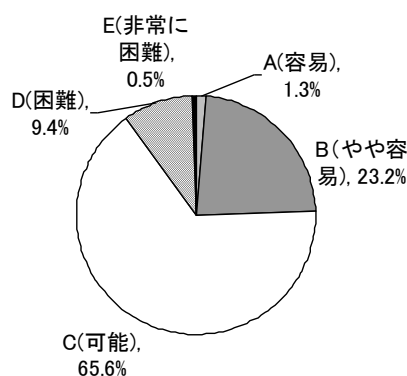


図2-20：遊休農地の解消可能性別面積の割合

出典：2005年遊休農地対策データベースより作成

<sup>5</sup> 遊休農地とは、センサスにおける農家、農家以外の農業事業者及び非農家が所有する耕作放棄地（過去1年以上作物を栽培せず、ここ数年間に再び耕作する明確な意思のない土地）とした。ただし、本調査は、職員による巡回で遊休農地の土地条件別等の把握を行ったものであり、個々の農家等の意思を確認したものではなく、調査者が管理状態から耕作放棄地であるか否かを判断して調査したものである。（平成12年度遊休農地実態調査結果の概要，農林水産省統計情報部）

- ・ 都道府県別に解消可能性別の面積割合をみると、復元可能性が高い（A「容易」とB「やや容易」の合計）農地の割合が50%を越えていたのは、愛知県（A+B=67%）、群馬県（同62%）、山形県（同60%）、東京都（同56%）、沖縄県（同52%）、秋田県（同50%）であった。
- ・ 逆に復元可能性が低い（D「困難」とE「非常に困難」の合計）農地の割合が高かったのは、和歌山県（D+E=74%）、佐賀県（同56%）であった。

表2-6：遊休農地の解消可能性別面積の割合（都道府県別）

都道府県	面積ha	農地への復元可能性				
		A (容易)	B (やや容易)	C (可能)	D (困難)	E (非常に困難)
全国	383,559	1.3%	23.2%	65.6%	9.4%	0.5%
北海道	18,964	1.3%	47.7%	50.6%	0.5%	0.0%
青森県	14,599	5.8%	31.6%	60.3%	0.7%	1.7%
岩手県	12,595	0.0%	8.3%	82.3%	9.4%	0.0%
宮城県	8,718	0.0%	26.7%	66.1%	7.2%	0.0%
秋田県	6,806	0.0%	50.1%	49.9%	0.0%	0.0%
山形県	6,833	0.0%	60.3%	32.3%	7.3%	0.0%
福島県	21,755	0.0%	19.0%	76.7%	3.8%	0.5%
新潟県	7,841	0.5%	42.9%	21.4%	26.8%	8.4%
富山県	2,190	0.0%	27.2%	68.8%	4.0%	0.0%
石川県	5,993	0.0%	17.4%	66.7%	10.7%	5.2%
福井県	1,664	0.0%	4.6%	93.0%	2.3%	0.0%
茨城県	20,370	2.4%	34.3%	63.3%	0.0%	0.0%
栃木県	8,622	2.7%	9.6%	87.6%	0.0%	0.0%
群馬県	13,814	0.0%	62.1%	36.1%	1.8%	0.0%
埼玉県	12,144	9.2%	35.0%	55.6%	0.3%	0.0%
千葉県	16,937	0.0%	11.3%	77.2%	11.5%	0.0%
東京都	842	0.0%	56.4%	43.6%	0.0%	0.0%
神奈川県	2,482	2.3%	33.8%	63.9%	0.0%	0.0%
山梨県	5,823	0.0%	19.1%	72.7%	8.2%	0.0%
長野県	17,149	0.3%	27.6%	61.7%	10.3%	0.0%
岐阜県	5,373	0.0%	24.1%	69.8%	6.1%	0.0%
静岡県	11,927	0.0%	3.0%	92.8%	4.1%	0.1%
愛知県	8,961	13.8%	53.4%	23.8%	9.0%	0.0%
三重県	6,919	9.1%	35.2%	47.2%	8.5%	0.0%
滋賀県	2,027	0.0%	9.4%	86.8%	3.8%	0.0%
京都府	2,646	0.6%	12.7%	65.8%	20.9%	0.0%
大阪府	1,382	0.0%	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%
兵庫県	5,057	0.0%	9.2%	77.9%	11.3%	1.7%
奈良県	3,560	0.0%	4.9%	65.8%	29.1%	0.1%
和歌山県	3,705	0.0%	0.0%	26.3%	71.9%	1.8%
鳥取県	3,239	0.0%	10.7%	89.3%	0.0%	0.0%
島根県	6,638	0.0%	10.6%	75.0%	14.4%	0.0%
岡山県	10,540	0.0%	29.3%	65.9%	4.7%	0.0%
広島県	10,682	0.0%	2.4%	73.5%	24.1%	0.0%
山口県	7,600	0.0%	5.7%	77.2%	16.4%	0.7%
徳島県	4,466	0.0%	22.7%	74.0%	3.2%	0.0%
香川県	4,769	0.0%	8.5%	69.6%	21.8%	0.0%
愛媛県	9,644	0.0%	7.5%	54.2%	38.3%	0.0%
高知県	4,071	0.0%	0.0%	84.4%	15.6%	0.0%
福岡県	7,045	0.0%	14.3%	80.4%	5.3%	0.0%
佐賀県	4,478	0.1%	6.6%	37.8%	55.5%	0.0%
長崎県	13,062	0.0%	1.9%	96.4%	1.7%	0.0%
熊本県	11,694	0.2%	17.3%	56.8%	24.7%	1.0%
大分県	8,026	0.0%	11.0%	82.7%	6.3%	0.0%
宮崎県	4,718	0.0%	24.4%	64.6%	9.7%	1.3%
鹿児島県	11,999	0.7%	10.1%	84.4%	4.7%	0.0%
沖縄県	3,190	0.0%	51.8%	48.2%	0.0%	0.0%

※面積は各都道府県の遊休農地の合計面積であり、A～Eは各都道府県の遊休農地の総面積に占める割合を示す。

※A+BまたはD+Eが50%を越えるものについて網掛けをしている。

出典：2005年遊休農地対策データベースより作成

### 3. 自然保全に係る法制度の概況

#### (1) 自然公園・自然環境保全地域の分布

自然公園は、国立公園 28 箇所、国定公園 55 箇所、都道府県立自然公園 309 箇所指定されている。指定地域の合計面積が国土の 14%を占める等、日本の自然環境保全の中核的存在となっている。

表 3-1：自然公園の指定状況

平成17年3月31日現在（単位：面積（ha）、割合（%））

種別	公園数	公園面積	国土面積に対する割合	内訳					
				特別地域 特別保護地区		普通地域			
				面積	公園面積に対する割合	面積	公園面積に対する割合	面積	公園面積に対する割合
国立公園	28	2,065,167	5.46	273,821	13.3	1,471,889	71.3	593,278	28.7
国定公園	55	1,344,453	3.56	66,493	4.9	1,251,218	93.1	93,235	6.9
都道府県立自然公園	309	1,961,287	5.19	-	0.0	704,575	35.9	1,256,712	64.1
合計	392	5,370,907	14.21	340,314	6.3	3,427,682	63.8	1,943,225	36.2

注) 都道府県立自然公園には特別保護地区がない  
 国土面積は、37,790,697ha（平成16年 全国都道府県市区町村別面積調 国土地理院）

出典：環境省資料

自然環境保全地域は、優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。現在、太平山（北海道）、白神山地（青森、秋田県）、早池峰（岩手県）、和賀岳（岩手県）、大佐飛山（栃木県）、利根川源流部（群馬県）、笹ヶ峰（愛媛県）、白髪岳（熊本県）、稲尾岳（鹿児島県）、崎山湾（沖縄県）の 10 地域（計 21,593ha）が指定されている。白神山地自然環境保全地域は世界自然遺産登録地域の中核部分を構成している。

また原生自然環境保全地域は、当該地域の自然環境を保全することが特に必要と認められ、人為の影響を受けることなく原生状態を維持している 1,000ha（島嶼にあっては 300ha）以上の土地で国有地であることが指定の要件となっている。土地の形状変更等各種行為は原則禁止であり、日本の自然保護地域制度の中で最も厳しい保護規制がとられている。遠音別岳（北海道）、十勝川源流部（北海道）、南硫黄島（東京都）、大井川源流部（静岡県）、屋久島（鹿児島県）の 5 地域（計 5,631ha）が指定されている。

表 3-2：自然環境保全地域の指定状況

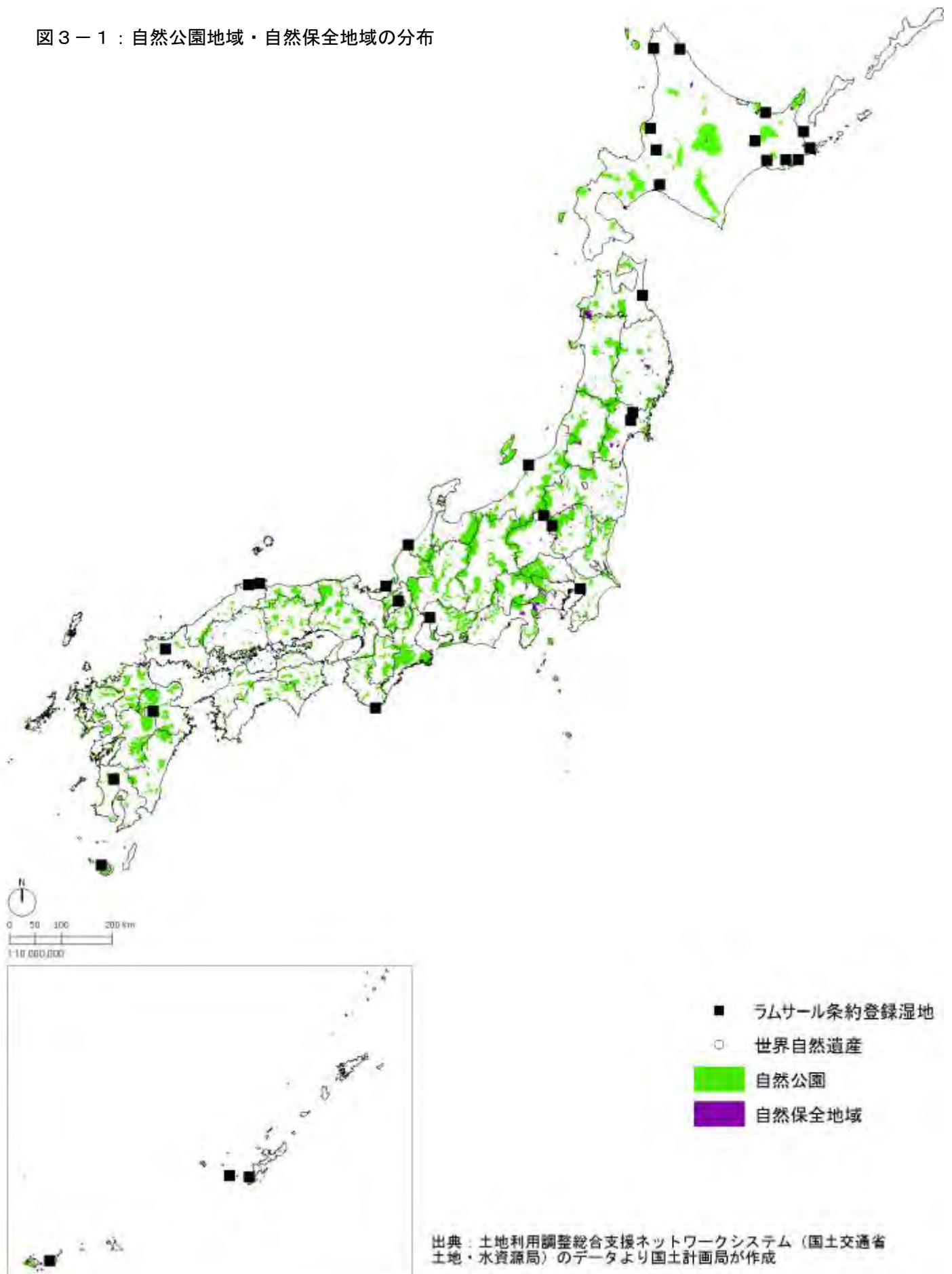
（平成18年3月31日現在）

種別	指定地域		特別地区			海中特別地区		備考	
	地域数	面積（ha）	地域数	面積（ha）	野生動植物保護地区 地域数	面積（ha）	地域数		面積（ha）
原生自然環境保全地域	5	5,631.00							国指定南硫黄島全域のみ立入制限地区
自然環境保全地域	10	21,593.00	9	17,266.00	7	14,868.00	1	128.00	
都道府県自然環境保全地域*	536	76,341.38	315	25,289.98	103	2,685.27			
計	551	103,565.38	324	42,555.98	110	17,553.27	1	128.00	

\*平成18年3月31日現在の都道府県の報告に基づくもの。

出典：環境省資料

図3-1：自然公園地域・自然保全地域の分布



## (2) 国内希少野生動植物種の生息地等保護区と保護増殖事業

### 1) 生息地等保護区

生息地等保護区は、「種の保存法」(平成4年)に基づいて、国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全するため必要に応じて指定される。①特にその種の生息・生育にとって重要な区域であって、その種の生態や生息環境等の特性から特に規制の高い区域である「管理地区」、②その他の区域である「監視地区」の2種類に区分される。

管理地区では、工作物の設置や木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行おうとする場合、環境大臣または都道府県知事の許可が必要とされる。監視地区は、より緩やかな規制でも生息環境等が維持できる生息地や、管理地区の緩衝地帯として必要な地域であり、上記の行為を行おうとする場合、届け出が必要とされる。

平成18年度末現在、下表の7種9地区(合計885ha)が指定されている。

表3-3: 生息地等保護区

名称	設定年月日	面積(ha) ( )は管理地区	指定地の概要	保護に関する方針(概要)
羽田ミヤコタナゴ 生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年12月26日	60.6 (12.8)	・栃木県北部の那須野ヶ原扇状地東部に位置する丘陵地。 ・羽田沼と同沼を水源とする農業用水路及びそれらを取り巻く水田等。	・ミヤコタナゴの生息には、用水路の水質・形質維持及び餌条件、産卵母貝であるマツカサガイの生息の確保が必要。 ・当該区域における各種行為は、用水路の水質・形質等の生息環境への影響について特に配慮が必要。 ・マツカサガイの捕獲を規制。
北岳キタダケソウ 生息地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年12月26日	38.5 (38.5) 全域	・南アルプス北岳山頂部南東斜面。 ・標高2,750m以上の高山帯で、高山植物群落地帯。	・キタダケソウの生育には、生育基盤である地形・地質の維持並びにキタダケソウ群落及び周辺植生の確保が必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境への影響について特に配慮が必要。 ・積雪期以外の期間(毎年6月1日から11月30日まで)について登山道を除く全域を立入制限地区に指定。
善王寺長岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (京都府京丹後市)	平成18年7月3日	13.1 (3.9)	・丹後半島のほぼ中央部の丘陵地に位置する標高30~60mの小丘陵。 ・主に落葉広葉樹二次林で、一部竹が優先している。	・繁殖場所、幼生の生息環境となる池、水路、それらの湧水源並びに成体の生息環境となる水辺周辺の森林の保護が必要。 ・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
大岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (兵庫県豊岡市)	平成10年11月4日	3.1 (3.10) 全域	・兵庫県北部の大岡山(標高663.6m)の東南斜面。 ・ヤブツバキ、アラカシ等の常緑広葉樹及びヒノキ、スギや竹林の混交林。	・水路等の水質、底質等の保全、水量の安定的な供給、うっ閉し森林の湿潤な林床の保全が必要。 ・当該区域における各種行為は、生息環境に影響を及ぼすことのないよう配慮が必要。
山迫ハナシノブ 生息地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	1.13 (1.13) 全域	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・採草地として利用されてきた草地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制することが必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
北伯母様ハナシノブ 生息地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	7.05 (1.94)	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・高さ数メートル程度のヒノキの若齢造林地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制すること、及び間伐等の森林管理を適切に実施し造林木の被陰による生育への影響を最小限とすることが必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
藪牟田池ベッコウトンボ 生息地保護区 (鹿児島県薩摩川内市)	平成8年6月3日	153 (60)	・藪牟田池は、標高300mに位置する火口湖で、池の北西部は泥炭からなる湿原となっている。 ・藪牟田池の周囲は、水田、畑地等として利用されているほか、宿泊施設、キャンプ場等が整備されている。	・池は、産卵、幼虫の生息、羽化の場として重要であり、当該区域における各種行為は、池の水位、水質、底質及び湿原植生の維持について配慮が必要。 ・池周辺の草地は、成虫の採餌の場として利用されており、草地植生を維持することが必要。
宇江城岳キクザトサワヘビ 生息地保護区 (沖縄県久米島町)	平成10年6月15日	600 (255)	・沖縄県久米島北部の宇江城岳を中心とする山地周辺の地域。 ・複数の沢の源流となっており、イタジイなどの広葉樹林が広がっている。	・キクザトサワヘビは、水環境への依存度が高く、水質の保全、集水域の地形及び森林の維持、水量の安定的な確保が必要。 ・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
米原イシガキニイニイ 生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成15年11月11日	9.0 (9.0) 全域	・沖縄県石垣島北部のヤエヤマヤシ群落と一体となって成立している湿潤な広葉樹林及びその周辺地域。	・生息基盤である広葉樹林内の環境及びヤエヤマヤシ群落の一体的維持が必要。 ・幼虫が成育する地域においては、土壌の乾燥化、踏み固め及び流失を避けるため立入制限地区に指定。

## 2) 保護増殖事業

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全を図るためには、捕獲、譲渡等の規制や生息地等の保護だけではなく、減少した個体数を回復させ、また生息環境等を維持・回復させるための取り組みが必要である。種の保存法では、特にこうした措置が必要な「国内希少野生動植物種」を対象として、餌条件の改善、繁殖場所の整備、飼育・栽培下の増殖、生息環境等の整備など、保護増殖のための事業を「保護増殖事業」として位置付け、積極的に推進していくこととしている。

平成 18 年度末現在、トキ、ツシマヤマネコなど 38 種の国内希少野生動植物種について保護増殖事業計画が策定され、これに基づく事業が実施されている。

## 3) 国指定鳥獣保護区指定状況

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づき、環境大臣が指定する鳥獣保護区である。①国立、国定公園など国内で代表的な鳥獣の生息地、②国際条約により保護対象となっている渡り鳥の重要な渡来地、③国内を代表する大規模な繁殖地、代表的な希少鳥獣の生息地、といったいずれかの要件を満たす場合に設定される。平成 18 年度末現在の国指定鳥獣保護区数は 66 カ所となっている。



図3-2：国内稀少野生動植物種の生息地等保護区と保護増殖事業

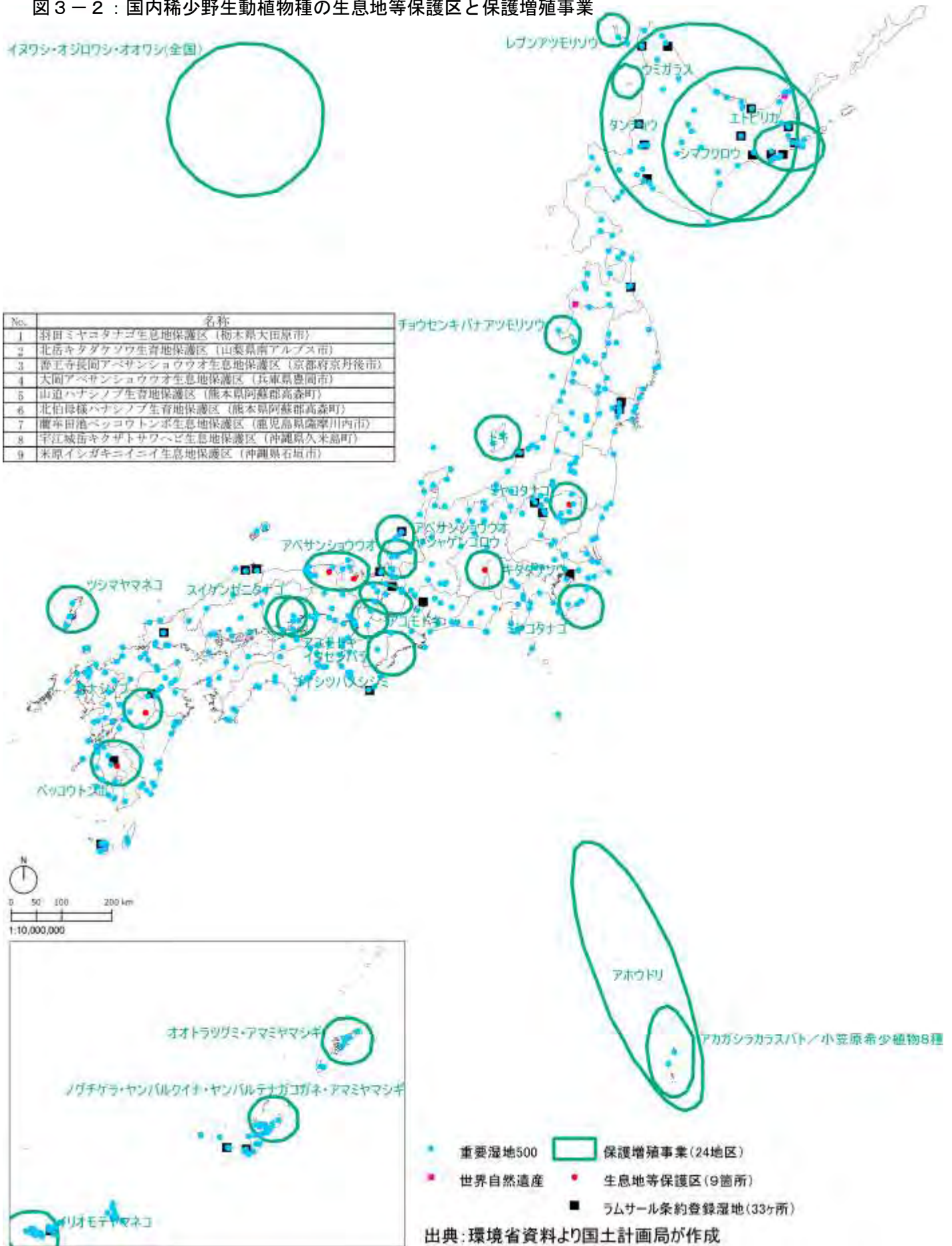
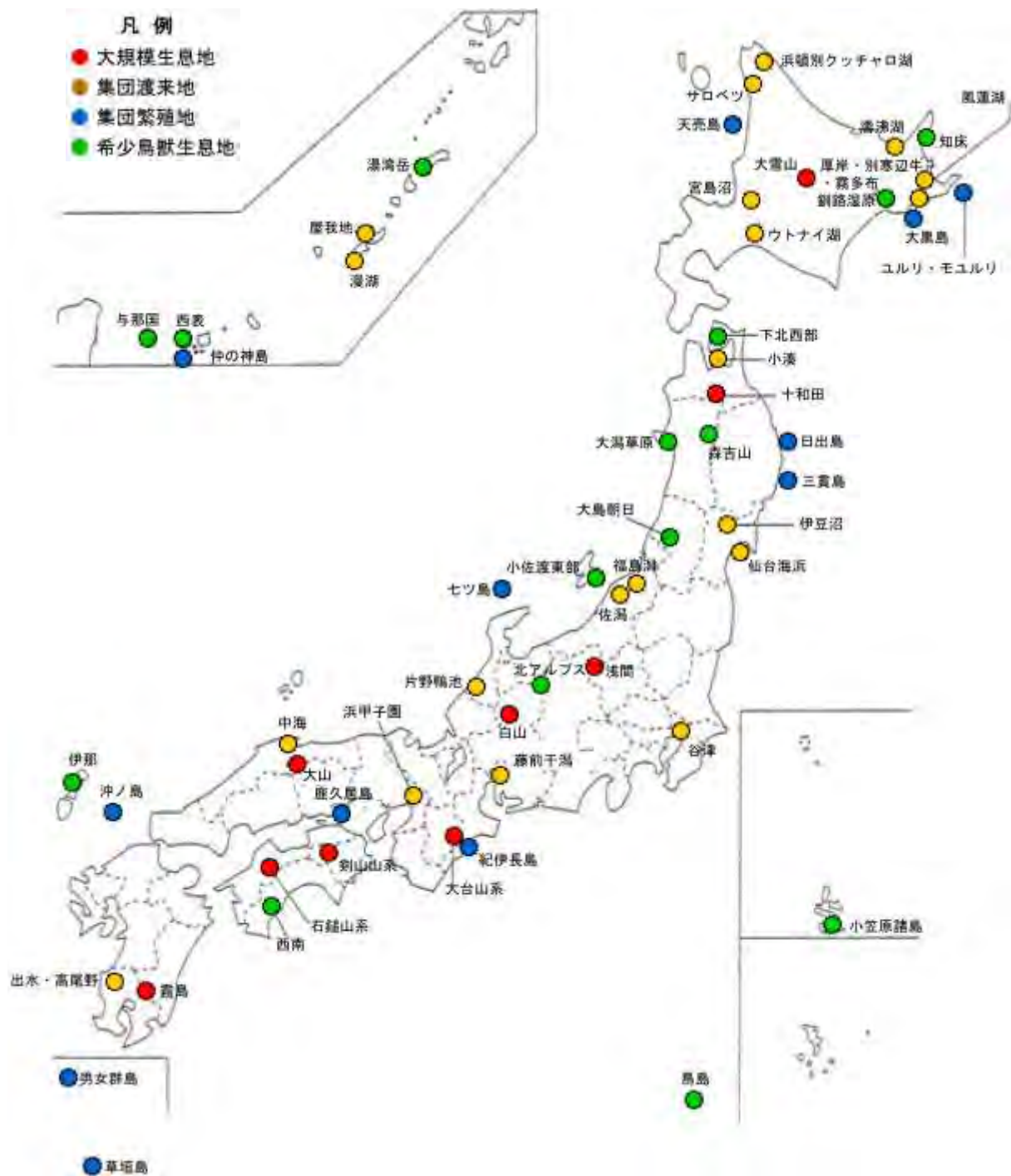


図3-3：国指定鳥獣保護区指定状況



出典：環境省自然環境局野生生物課資料

### (3) 保安林の分布

保安林は、水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全等の特定の公共目的のために必要な森林について、農林水産大臣または都道府県知事が指定している。

保安林の種類は17種類あり、延べ面積は12,046千ha（実面積11,331千ha）となっており、全国の森林面積の45.1%、国土面積の30%を占める。

表3-4：保安林面積（平成17年3月31日現在）

（単位：千ha）

	国有林	民有林	合計
合計（延面積）	6,729	5,317	12,046
保安林実面積	6,387	4,943	11,331
全国森林面積に対する比率	25.4	19.7	45.1
国土面積に対する比率	16.9	13.1	30

注1：「保安林実面積」とは、複数の保安林種が同一の森林に重複して指定されている場合に、重複関係を排除し、保安林に指定されている森林の面積を算出したもの。

注2：全国森林面積については、林野庁計画課調べによる平成14年3月31日現在の数値を使用。

注3：国土面積については、国土交通省国土地理院による平成16年10月1日現在の数値を使用。

出典：林野庁資料

### (4) 国有林・民有林の分布

#### 1) 国有林の指定状況

国有林とは一般に林野庁所管のものを指し、その面積はおよそ764万haであり、我が国の国土の約20.2%、森林面積の約30.4%を占める。国有林は、奥山の水源地域に多く存在することから、高山植物が生育する高山帯から、日常生活でよく見かける里山まで、多様な森林生態系を有している。

特に東日本を中心に広い範囲にわたってまとまっているものが多いという特徴がある。また保安林の5割、国立公園の6割が国有林内に所在している。

#### 2) 民有林の指定状況

民有林の面積はおよそ1,728万haであり、国土面積に占める割合は45.7%、森林面積の68.8%を占める。特に西日本において広範囲に分布している。

表3-5：森林資源の現況

区分		面積(千ha)	
国有林	総数	7,838	
	林野庁所管	総数	7,641
		国有林	7,524
		官行造林	107
		対象外森林	10
	その他省庁所管	197	
民有林	総数	17,283	
	公有林	総数	2,796
		都道府県	1,200
		市町村・財産区	1,596
	私有林	14,440	
対象外森林	46		
総数		25,121	

注1：「対象外森林」とは、森林法第5条に基づく地域森林計画及び同法第7条2に基づく国有林の地域別の森林計画の対象となっている森林以外の森林をいう。

注2 平成14年3月31日現在の数値である。

出典：林野庁資料

図3-4：保安林の分布図

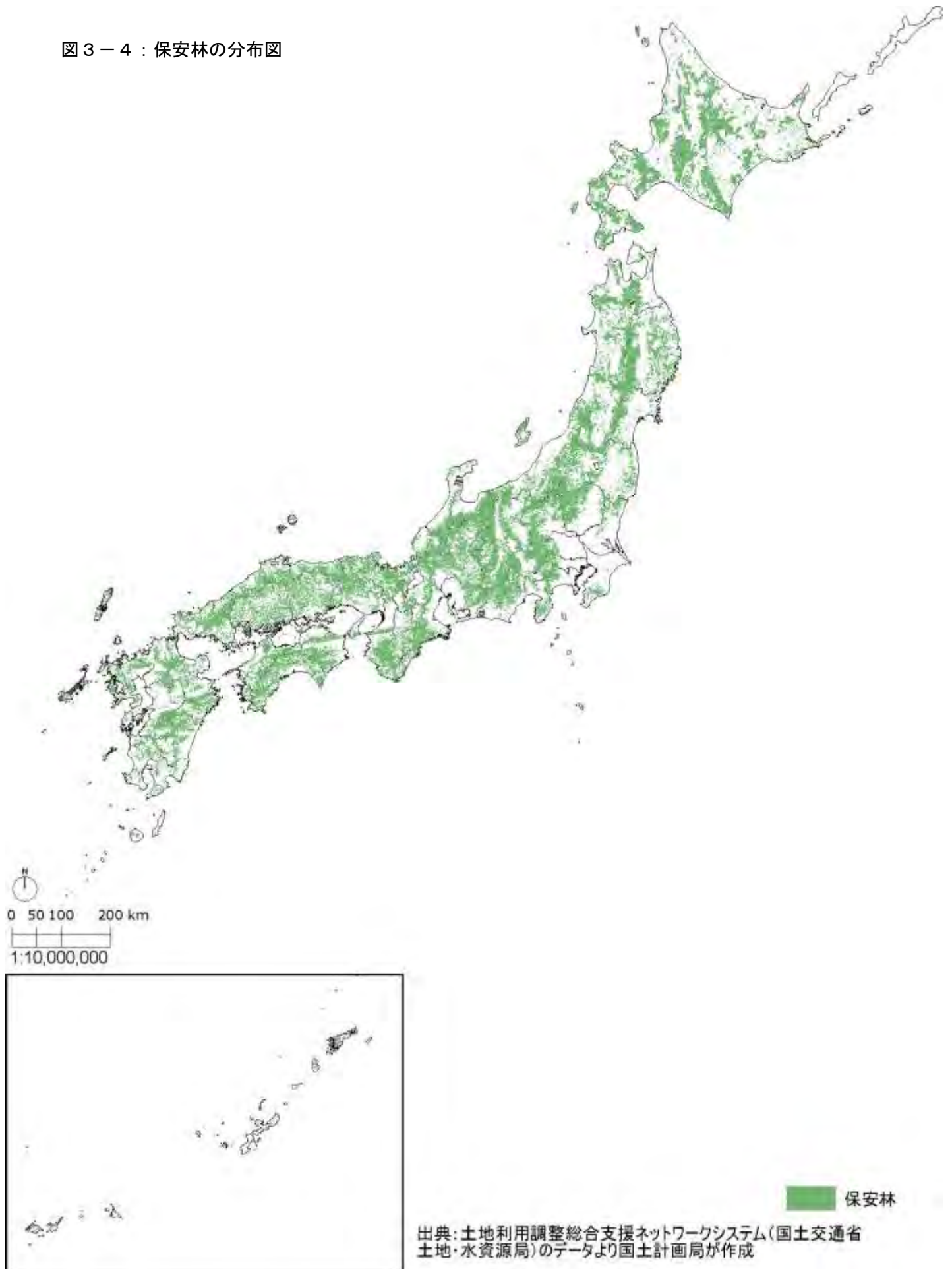
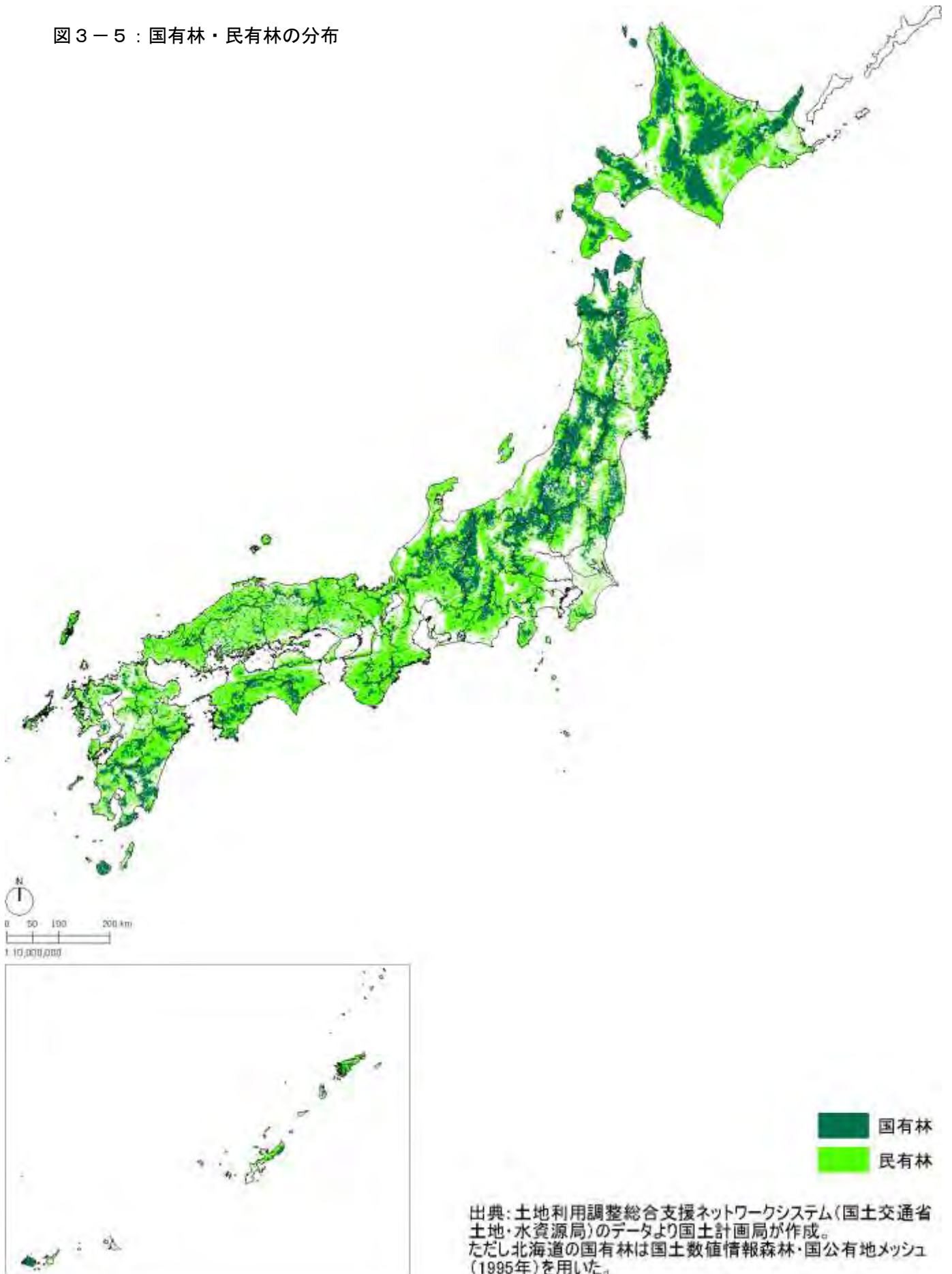


図3-5：国有林・民有林の分布



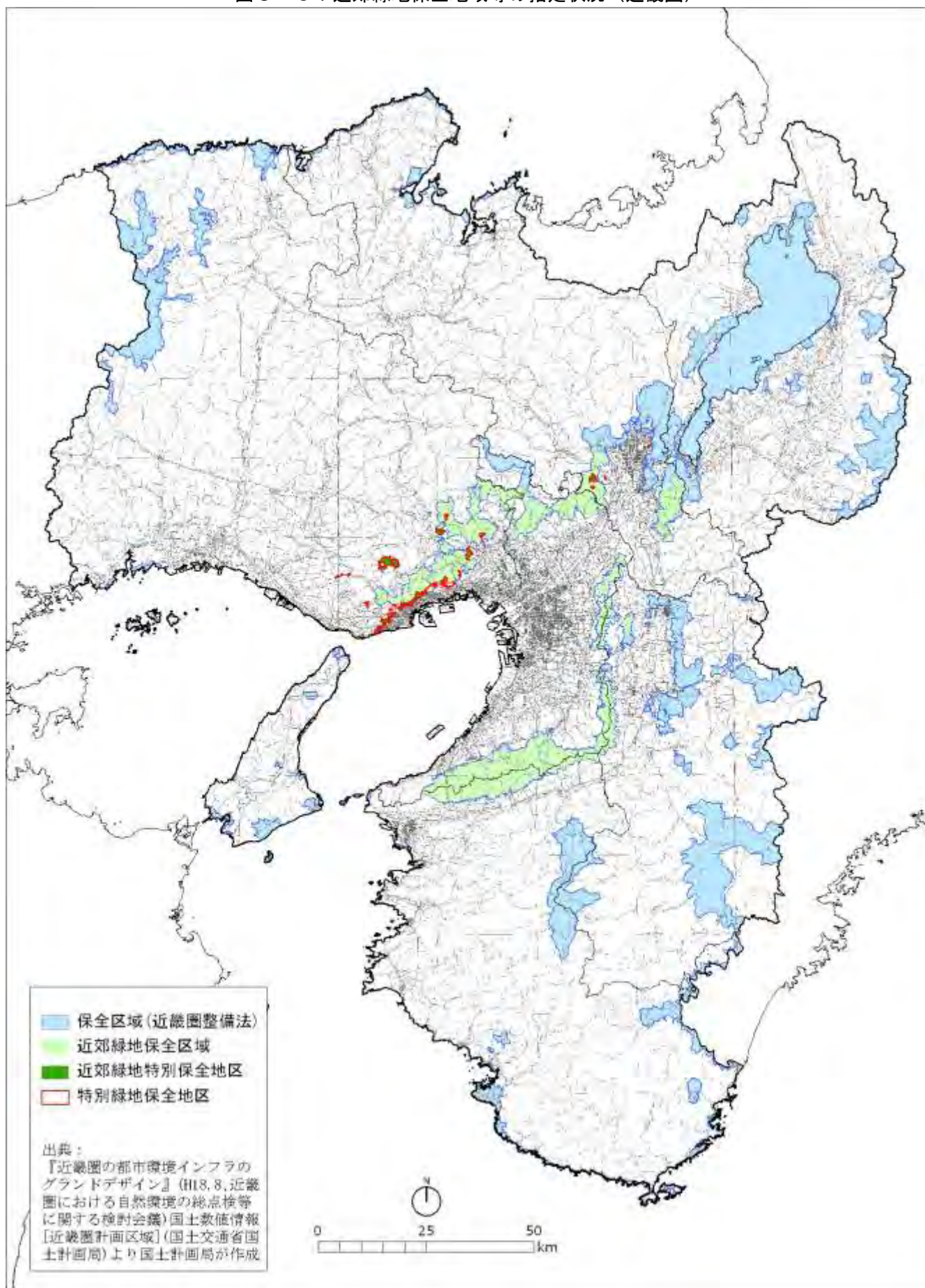
#### (5) 都市域における緑の保全・緑化

都市の緑の保全と緑化の推進は、国が「緑の政策大綱」や「社会資本整備重点計画」に基づいて行う施策や、地方公共団体が「広域緑地計画」や「緑の基本計画」に基づいて行う施策、住民やNPO団体などが行う緑化活動等の様々な施策によって支えられている。

緑の基本計画や都市緑地法等に基づく緑地は、都市域における緑地の保全、緑化推進において重要であり、エコロジカル・ネットワーク形成の上で重要な部分となりうる。

近畿圏を事例に示すと、近畿圏整備法に基づく保全区域は、都市圏を囲むように指定されている（図3-6）。

図3-6：近郊緑地保全地域等の指定状況（近畿圏）



## (6) 各種自然再生事業の実施地域

### 1) 自然再生推進法に基づく自然再生協議会

自然再生推進法は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、平成15年1月1日より施行されている。これを受けて、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針「自然再生基本方針」を平成15年4月1日に策定し、本格的に運用が開始された。

平成18年3月31日現在で、自然再生推進法に基づき、18の協議会が設置されている。

### 2) 里地里山保全再生モデル事業実施地域

環境省では、平成16年度から、全国の里地里山の代表的なタイプ毎に行政、専門家、住民、NPO等が参加するモデル事業を実施し、里地里山の保全及び再生に取り組むための実践的手法や体制、里地里山の普及啓発・環境学習活動等のあり方について、具体的な検討を進めることとしている。モデル地域として、神奈川西部地域、京都北部・福井地域、兵庫南部地域、熊本南部地域の4地域5地区が選定されている。

これらのモデル的取組を全国に発信することにより、全国各地の様々な主体による里地里山保全活動を促進する予定である。

### 3) 都市再生プロジェクト

都市再生プロジェクトは、様々な「都市の課題」について、関係省庁、地方公共団体、関係民間主体が参加・連携し、総力を挙げて取組む具体的な行動計画である。

実現手段は、国直轄事業、まちづくり交付金及び各種の補助事業、民間都市再生事業と関連した取組の促進、様々な主体によるソフトなまちづくり活動、関係者間の連携構築の支援など様々である。

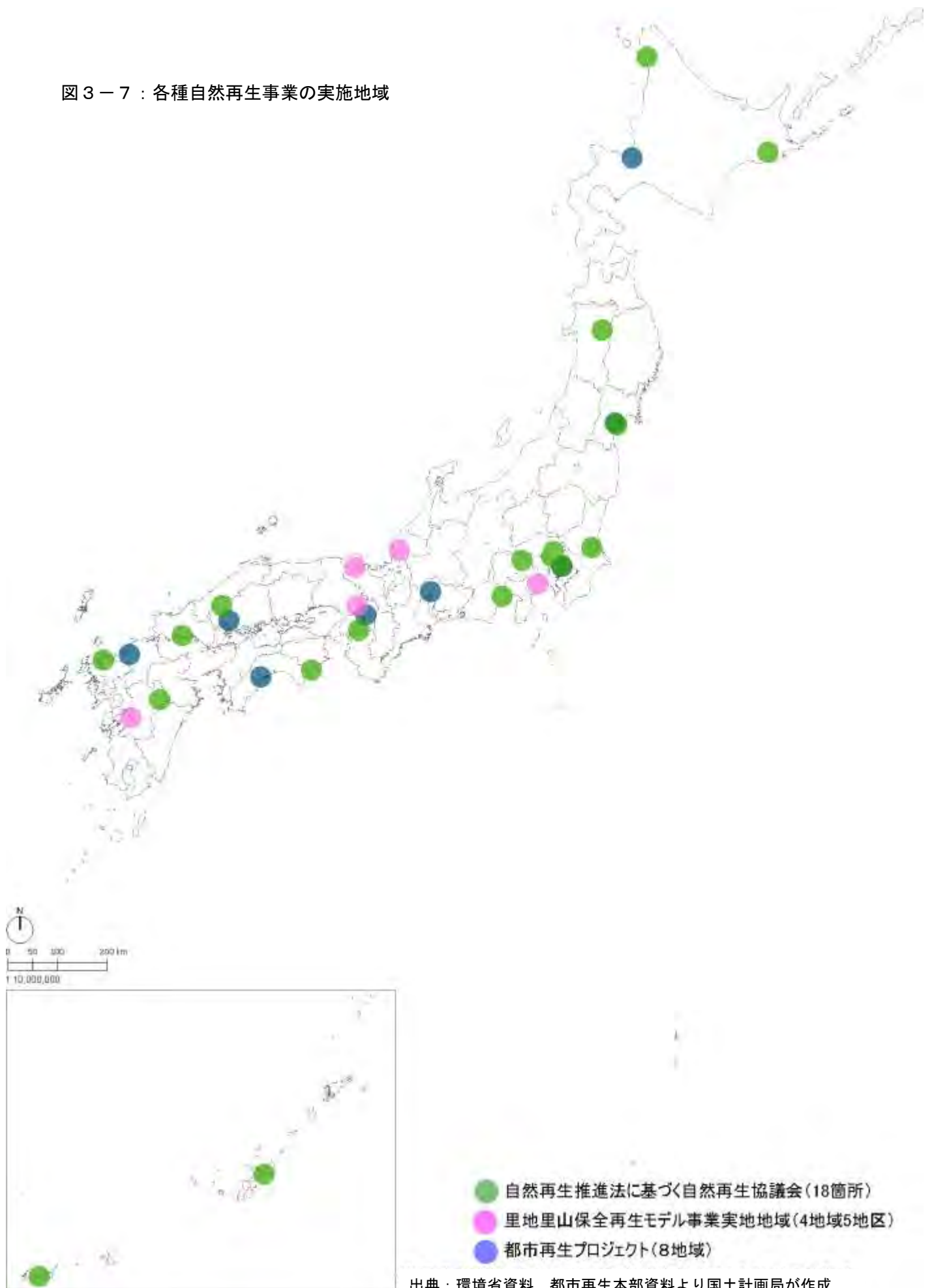
- ・地球環境問題、体感治安の低下等都市における重要な政策課題
- ・全国都市再生モデル調査を通じて明らかとなった共通的な課題
- ・様々な都市再生取組みの展開・発展により生まれたプロジェクト 等

のうちから、総力を挙げて取組むべきものを選定し、都市再生本部において決定している

現在、東京圏、名古屋圏、大阪圏・京阪神圏、札幌市、仙台市など全国9箇所が設定されている。



図3-7：各種自然再生事業の実施地域



出典：環境省資料、都市再生本部資料より国土計画局が作成

(7) エコロジカル・ネットワークの形成に資する制度・事業

エコロジカル・ネットワークに資する制度・事業について下表にまとめているが、都道府県、市町村とスケールダウンしていった場合には、これ以外に自治体策定の条例等、独自の制度・事業が追加されることになる。

表3-6：エコロジカル・ネットワーク形成に資する制度・事業 総括表

No	名称	対象地域	所管行政 (担当行政)	事業主体(施 策の対象者)	エコロジカル・ネットワーク形成に関する内容		備考
					概要(効果など)		
1	制度 「緑の基本計画」制度	全国	国交省都市・地域整備局	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村単位で、緑地の保全、緑化推進を総合的、計画的に実施するための計画</li> <li>緑地の配置方針で、エコネット形成を例示</li> </ul>		
2	制度 緑地保全地域制度	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緑地保全地域」指定による、まとまりある現存緑地の緩やかな保全</li> </ul>		
3	制度 特別緑地保全地区制度	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別緑地保全地区」指定による、まとまりある現存緑地の緩やかな保全</li> </ul>		
4	制度 管理協定制度	緑地保全地域、特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区含む)	国交省都市・地域整備局	土地所有者 緑地管理機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全地域及び特別緑地保全地区内の緑地について、協定により、土地所有者に代わって管理することを可能とする制度</li> <li>身近な自然に対し適切な維持管理が可能</li> </ul>		
5	制度 市民緑地制度	都市計画区域内(300㎡以上/箇所)	国交省都市・地域整備局	土地所有者 都道府県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有緑地を、土地所有者が、市民に公開することを支援・促進するとともに、緑地の保全を推進する制度</li> <li>身近な自然に対し適切な維持管理が可能</li> </ul>		
6	制度 緑地管理機構制度	全国	国交省都市・地域整備局	NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化や保全に関し民間団体や市民による自発的な取り組みを推進</li> </ul>		
7	制度 緑地協定制度	全国	国交省都市・地域整備局	土地所有者(関係住民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定地域の緑地の保全、緑化の推進に関し、関係住民等が「協定」に基づき自発的に計画的な取り組みを推進する制度</li> </ul>		
8	制度 緑化施設整備計画認定制度	緑化地域、緑の基本計画で指定された緑化重点地区内	国交省都市・地域整備局	都道府県、市町村 土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上緑化、敷地内緑化等に対する優遇税制の適用</li> <li>緑の基本計画に沿った市街地の緑化の推進</li> </ul>		
9	事業 国が定める政策課題に対応した国が個別に補助金を交付する必要がある事業(個別補助事業)	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の施策を計画的、効率的に実施(自然再生緑地整備事業がその1つ)</li> </ul>		
10	事業 都市公園等統合補助事業	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緑の基本計画」に基づき、市町村の裁量により、中期的な都市公園整備事業を計画的に推進する事業</li> </ul>		
11	事業 風致公園(都市公園)	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のシンボルとしてまとまりのある緑地、水辺の確保、整備</li> </ul>		
12	事業 都市緑地(都市公園)	都市計画区域内(採択条件あり)	国交省都市・地域整備局	都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図ることを目的とする都市公園事業</li> </ul>		
13	事業 都市林(都市公園)	都市計画区域内(採択条件あり)	国交省都市・地域整備局	都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として動植物の生息・生育地である樹林地等の保全、改善を目的とする都市公園</li> <li>動植物の生息地又は生育地としての適度な保全</li> </ul>		
14	事業 緑道(都市公園)	都市計画区域内(採択条件あり)	国交省都市・地域整備局	都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難路、都市生活の安全性、快適性確保のための都市公園・緑道</li> <li>連続した緑が形成され、回廊機能が期待される</li> </ul>		
15	事業 緑化重点地区総合整備事業(その他の公園事業)	三大都市圏に位置する都市、政令指定都市、県庁所在都市、地方中核都市等(緑の基本計画で指定された緑化重点地区内)	国交省都市・地域整備局	都道府県 政令指定都市 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画に基づき、町の顔となる地区のネットワークを形成する公園整備、緑化を総合的に推進する事業</li> <li>一定地区の緑のネットワークを形成</li> </ul>		
16	事業 特定地区公園(カントリーパーク)	都市計画区域外	国交省都市・地域整備局	町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山里地等中間地域と都市との接点における自然環境の連続性の確保策として有効</li> </ul>		
17	事業 古都保存統合補助事業(古都及び緑地保全事業)	歴史的風土保存区域内	国交省都市・地域整備局	府県 指定市	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の地域が対象ではあるが、一定の区域について、用地確保等によりネットワークの永続性確保が可能</li> </ul>		
18	事業 緑地保全等統合補助事業(古都及び緑地保全事業)	特別緑地保全地区内、特別緑地保全地区指定計画地内、近郊緑地保全地区内	国交省都市・地域整備局	都道府県 指定市 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地保全事業計画に基づき、都市の重要な緑地保全、整備を機動的に推進する事業</li> <li>都市のエコネット形成の重要な部分の整備が促進される</li> </ul>		

No	名称	対象地域	所管行政 (担当行政)	事業主体(施 策の対象者)	エコロジカル・ネットワーク形成に関する内容		備考
					概要(効果など)		
19	事業 緑地環境整備総合支援 事業(都市環境整備費)	三大都市圏に存する都市 等緑とオープンスペース の確保が課題とされる都 市	国交省都市・地域整備局	都道府県 市町村	地方自治体への一括助成により、「緑の基本計画」に基 づくエコネット形成を総合的に支援する事業 ・エコネット形成推進事業そのもの		
20	制度 緑陰道路プロジェクト制度	全国(25地域)	国交省道路局	国 都道府県 市町村	極力剪定しないことにより緑豊かな街路樹の並木を形 成 ・エコネット回廊効果を期待		
21	制度 道路のり面の緑化・植樹	全国の道路	国交省道路局	国 都道府県 市町村	緑豊かな道路区間の形成 ・回廊機能整備の重要な空間整備		
22	制度 道路緑化の推進	全国の道路	国交省道路局	国 都道府県 市町村	「緑の回廊」の形成等 ・沿道環境改善 ・良好な景観の形成		
23	事業 エコロードの推進	全国の道路	国交省道路局	国 都道府県 市町村	自然環境に配慮した道づくり ・生息・生育域分断の回避、復元等		
24	制度 雨水貯留・利用浸透施設 整備促進税制	三大都市圏及び人口3 0万人以上の都市	国交省河川局	民間事業者	地下水涵養による健全な水循環の構築 ・都市における生態系健全化に貢献		
25	事業 直轄総合水系環境整備事 業	河川区域	国交省河川局	国	清浄な流水の確保、湿地等の再生 ・基幹回廊としての河川生態系の改善、回復 ・ダム下流の無水区間の解消等、ダム貯水池及びダム下 流の総合的な水環境改善 ・ダム貯水池の水質保全		
26	事業 総合河川環境整備事業	河川区域	国交省河川局	都道府県 市町村	清浄な流水の確保、湿地等の再生 ・基幹回廊としての河川生態系の改善、回復		
27	事業 多自然川づくり	河川区域	国交省河川局	国 都道府県	生物の良好な生息・生育環境の維持、改善 ・川の有する多様な生態系の健全性の維持、保全		
28	事業 エコポートモデル事業(港 湾整備事業)	港湾区域内外 (一般海域)	国交省港湾局	国	陸と海の連続的なネットワーク形成 ・健全な海域生態系の維持、改善		
29	事業 海域環境創造・自然再生 事業	港湾区域外 (一般海域)	国交省港湾局	国	閉鎖性海域における水質・底質の改善や多様な生物 の生息・生育を可能とする海域環境の創出 ・健全な海域生態系の維持、改善		
30	事業 海域環境創造・自然再生 等事業	港湾区域内	国交省港湾局	港湾管理者	閉鎖性海域における水質・底質の改善や多様な生物 の生息・生育を可能とする海域環境の創出等 ・一般市民「憩いの場」として利用促進		
31	事業 緑地等施設(港湾環境整 備事業)	港湾区域内	国交省港湾局	国 港湾管理者	都市の防災性の向上 ・都市のヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対 策への貢献 ・環境教育や自然とのふれあいの推進 ・都市の緑の骨格として個性の発揮及び郷土の誇りの 創出 ・一般市民「憩いの場」としての利用促進 ・観光振興等地域の活性化への関与		
32	事業 海岸環境整備事業	海岸保全区域内	国交省港湾局	都道府県 市町村	高潮、波浪等から海岸を含む国土の保全を図るととも に、環境等に配慮した良好な海岸を創造することで市民 の憩いの場として利用を促進する ・健全な海岸域生態系の維持、改善		
33	事業 ふるさと海岸整備事業 (高潮対策、侵食対策)	海岸保全区域内	国交省港湾局	海岸管理者	地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる美しい景観を もった安全で潤いのある海岸空間の創出。		
34	事業 エコ・コースト事業	海岸保全区域内	国交省港湾局	海岸管理者 都道府県 市町村	生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸 形成の推進 ・陸域と海域の生態系の連続性の維持、改善、保全		
35	制度 元気な地域づくり交付金	農業振興地域等	農林水産省農村振興局	国	農山漁村の活性化に向けた取組として、地域産業の核 となる農林水産業の振興を柱とし、農地・用水、人材、 自然環境、景観、文化、歴史などの多様で豊富な地域 資源を創意と工夫により有効に活用する「元気な地域づ くり」を推進することを目的とする。 ・地域住民やNPOとの連携、順応的管理等の支援 ・水田と水路をつなぐ水田魚道などネットワーク形成のた めの整備が実施可能		

No	名 称	対象地域	所管行政 (担当行政)	事業主体(施 策の対象者)	エコロジカル・ネットワーク形成に関する内容		備考
					概要(効果など)		
36	制度 農地・水・環境保全向上対 策	農業振興地域等	農林水産省農村振興局	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する。</li> <li>農地・農業用水路、ため池等の保全活動等を通じたエコロジカル・ネットワーク形成に貢献</li> </ul>	平成19年度より本格運用	
37	事業 魚を育む流れづくり推進対 策事業	農業振興地域等	農林水産省農村振興局	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位で各々の河川の利用形態などを勘案した魚道整備構想の策定</li> <li>水田と河川を繋ぐ農業用水路に魚道を設置することで良好なネットワークの創出を図る</li> </ul>		
38	事業 田園整備事業	農業振興地域等	農林水産省農村振興局	都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村の持つ豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、地域活性化に資する田園整備構想を策定する。</li> <li>集落路の並木道の整備、石積み水路の整備など</li> </ul>		
39	事業 景観・自然環境保全形成 支援事業	農業振興地域等	農林水産省農村振興局	民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村自然環境の保全・形成等に向けた地域の取組を支援し、それらを活用した地域活性化を図る取組を効率的に実施する</li> <li>水田、ため池、里山等農村空間の保全</li> </ul>	平成19年度新規	
40	制度 緑の回廊	国有林	林野庁	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有林における「保護林」を核としつつ、これらをつなぐ回廊地域の設定と整備。</li> <li>国土レベルでのエコネット形成即ち核心地域と基幹的回廊の形成、保全整備。</li> </ul>		
41	制度 森林計画制度	全国	林野庁	国 都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林を「水工保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つのタイプに区分することにより、重視する機能に応じた森林保全・整備。</li> <li>国土レベルでの重要地域の保全・整備</li> </ul>		
42	制度 利用調整地区制度	国立公園	環境省	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用人数や利用形態の調整を行うことで、原生的な自然環境や生物多様性の保全と、適正な利用を推進。</li> </ul>		
43	事業 自然再生事業	国立・国定公園 国指定鳥獣保護区	環境省	国 都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域において、失われた自然の積極的な再生を効率的、総合的に推進する事業。</li> <li>エコロジカル・ネットワーク要素の保全・再生に寄与。</li> </ul>		

※平成18年10月に「多自然型川づくり実施要領」が廃止、「多自然川づくり基本方針」を策定。

注) 本表は、エコロジカルネットワークの構築に向けた公共事業連携方策検討調査報告書、平成17年3月、国土計画局、表IV-1をもとに情報を更新したものである。

上表の中から、いくつかの事例を抜粋して次に整理する。

## ○元気な地域づくり交付金（農林水産省）

所管省・局：農林水産省農村振興局

根拠法等：元気な地域づくり交付金要綱・元気な地域づくり交付金要領

制度の対象地域：農業振興地域等

概要＞

- ・ 地場産業の核である農林水産業の振興を柱として、多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種の施策を総合的に推進することを目的に、平成 17 年に設置された。
- ・ 上記の趣旨を踏まえ、(1) 農村の振興、(2) グリーン・ツーリズム、都市農業の振興、(3) 農業生産の基盤の整備、(4) 中山間地域等の振興を目標とする施策メニューが実施対象となる。



出典：農村振興局整備部地域整備課資料

元気な地域づくり交付金パンフレット（平成 18 年度版）

## ○農地・水・環境保全向上対策（農林水産省）

所管省・局：農林水産省農村振興局  
 根拠法等：経営所得安定対策等大綱  
 制度の対象地域：農業振興地域等

### 概要＞

- ・ 農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が高齢化や混住化等により困難になってきていること、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、農業生産全体の在り方を、環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、農水省では、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」の導入を目指している。
- ・ 平成 19 年度からの本格的な運用に向けて、平成 18 年度は全国 568 地区においてモデル的な支援を行うなど、準備を進めている。
- ・ ホームページでモデル支援事業地区 549 地区の活動状況やイベント情報を掲載するなど、情報発信を行っている。



### ＜モデル支援事業地区の事例：かわち東部農村資源保全隊＞

- ・ 豊かな生態系を育む河内東部地区の自然環境と農地・水等の農村資源を、多様な主体によって保全していくシステムの構築、都市農村交流、地域の活性化を目標に活動を展開。
- ・ 既に先進的な取組を展開している N P O を核とし、土地改良区や自治会との連携、従来からの参加者である学校や、企業、さらには学識経験者などの参加による幅広い組織構成であり、平成 18 年 10 月現在の構成員は 73 名（農業者 64 名）である。
- ・ 用水路および農道側溝の草刈や泥上げ、魚道の設置、谷川・水路等の生態調査などの活動のほかに、都市農村交流活動、学校教育との連携等を行っている。



生態水路（どじょう水路）の草刈



用水路の清掃活動

出典：「農地・水・環境保全向上対策」：農林水産省農村振興局 HP (<http://www.inakajin.or.jp/midorihozen/>)  
 N P O 法人グラウンドワーク西鬼怒 HP (<http://www2.ucatv.ne.jp/~nisikinu.snow/>)

## ○緑の回廊（林野庁）

所管省・局：林野庁東北森林管理局  
 根拠法等：林野庁長官通達  
 制度の対象地域：国有林

### 概要＞

#### □白神八甲田緑の回廊

目的：野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流の促進や森林の連続性の確保を目的とする。

対象範囲：延長全体約 50 k m、面積 22,400ha、白神山地森林生態系保護地域から、青森・秋田の県境沿いに八甲田・十和田湖周辺までを設定し、奥羽山脈緑の回廊と接続させる。

対象要素：森林生態系を構成する多様な生物種を対象とする。

地域の特定期準：原則として既存の保護林を連結するものとする。緑の回廊の幅は分布が限られた希少な固有種や絶滅が危惧される種に優先的に着目する必要があると判断される場合を除き、幅 2 k m を目安として設定する。

実現手法：本回廊区域内の森林は原則として広葉樹を中心とした天然林を指向する。現存する人工のスギ林については現生態系の急激な変化を避けながら将来的に広葉樹を中心とした天然林に誘導を図る。鳥獣保護区の設定等関係機関との連携に努める。

#### □奥羽山脈緑の回廊

目的：国有林における公益的機能発揮の一方策として、より後半で効果的な森林生態系の保護・保全を図るために設定する。野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流の促進や森林の連続性の確保を図る。野生動植物の保護、遺伝資源の保存などを目的に設定している。保護林の機能を高度に発揮させるよう、この保護林を連結する「緑の回廊」を新たに設定することとし、森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全を図り、もって、生物多様性の維持に資するものとする。

対象範囲：八甲田山から蔵王に至る約 400 k m、面積 88,000ha、平成 12 年度については奥羽山脈を対象に設定。

対象要素：森林生態系を構成する多様な生物種を対象とする。

地域の特定期準：「緑の回廊」は原則として既存の保護林を連結する。基本的には、脊梁山脈、主要山地等に設定する。森林生態系として保護・保全することが妥当と判断される規模、形状を有するものとなるように設定する。保護林間を連続的に連結することを基本とするが、必要に応じて不連続な形状も可能とする。緑の回廊の幅は、分布が限られた希少な固有種や絶滅が危惧される種に優先的に着目する必要があると判断される場合を除き、幅 2 k m を目安として設定。

実現手法：(ア) 生息・生育地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な形状を避け、最短距離で連結する。(イ) 極力、急峻な地形を避ける。(ウ) 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮する。(エ) 農林業にも十分配慮し、極力、里山から離れた奥地に設定する。(オ) 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所をできるだけ含むよう配慮する。(カ) 緑の回廊の設定にあたり、既存の権利関係等については次による。  
 a. 採放牧地等貸地に区分されている小林班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外する。  
 b. 分収造林、分収育林地及び共用林野については、現行の権利関係を前提に、緑の回廊への編入を検討する。



出典：東北森林管理局資料

## ○緑地環境整備総合支援事業（国土交通省都市・地域整備局）

所管省・局：国土交通省 都市・地域整備局

根拠法等：都市緑地法、都市公園法 等

制度の対象地域：三大都市圏に存する都市等緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市  
（平成 16 年度は、北海道、沖縄、離島を除く地域）

概要＞

- 平成 16 年に都市緑地保全法、都市公園法等が改正され、緑の基本計画の拡充、行為の届出・命令制により里山等の緑地を保全する緑地保全地域制度の創設、緑化地域制度の創設、立体都市公園制度の導入、借地公園の整備を促進する措置などが行われた。
- 本事業は、これらの内容を踏まえ、都市公園の整備、緑地保全事業等及び市民緑地制度による私有緑地の公開など、多様な手法の活用による水とオープンスペースの確保に対して総合的な支援を行い、都市域における水と緑のネットワークの形成を支援するものである。



### 東京都西東京市東伏見地区における検討事例（出典②）

出典①：「環境の世紀」における公園緑地の取り組み，国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室

出典②：緑の回廊構想検討調査研究会（2003）：緑の回廊構想



## ○多自然川づくり（国土交通省河川局）

所管省・局：国土交通省 河川局

根拠法等：河川局長通達

制度の対象地域：河川

### 概要＞

- 平成2年の河川局長通達『多自然型川づくり』の推進についてにおいて、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する「多自然型川づくり」が開始された。平成9年の河川法改正を受けて、河川環境の整備と保全が目的として明確化され、ほぼすべての川づくりにおいて実施されている。10数年が経過し、治水機能と環境機能を調和させた川づくりが定着しつつある一方、画一的な標準横断形で計画したり、河床や水際を単調にするなど課題の残る川づくりも指摘されている。
- 平成17年9月には多自然型川づくりの現状を検証し、今後の方向性について検討するための『多自然型川づくり』レビュー委員会が設立され、4回の委員会を経て、提言「多自然川づくりへの展開」を提出しており、これを受けて、平成18年10月に、新たに「多自然川づくり基本指針」を策定している。

### □多自然型川づくりの事例／土生川（高知県香美郡土佐山田須江）

土生川は河積が狭く、たびたび洪水が氾濫する未改修河川であったが、圃場整備事業などと調整を図って、平成元年度より下流部から1.1kmの区間を河川局部改良事業として改修に着手することとなった。改修にあたっては「昔ながらの川づくり」をテーマに自然豊かな川づくりを進めることとし、護岸工に空石張り護岸を採用し、水際にネコヤナギやセキショウなどを植栽して河岸を緑ある自然な形態とした。



施工後1年10カ月

水際にはセキショウやネコヤナギが繁茂（H7.4）



施工前

水深も浅く、流れも単調、法面には接続ブロックが露出している。

### 川づくりのポイント：

- 魚の生息場を形成し、河岸植栽の生育環境も確保できるよう水際を空隙のある自然な空石張り護岸として、細かい凹凸を持たせた。
- 現地になじませるため、自然石護岸の施工に際しては、石材の整形加工を避けて、山から切り出したものをそのまま使用した。また形状や空隙の大きさ、色彩にも配慮した。
- 河道中心部や兩岸の凹部に置石を配置し、しぶきを上げる瀬やせせらぎ状の緩やかな部分など、緩急の変化がある流れを創出した。

出典：国土交通省河川局資料，リバーフロント整備センター資料

## ○自然公園等事業（環境省）

所管省・局：環境省 自然環境局

根拠法等：自然公園法、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律

制度の対象地域：国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区

概要＞

- ・ 国立公園等においては、自然公園等事業費（自然環境整備交付金）により、植生復元施設、自然再生事業など、エコロジカル・ネットワーク形成に資する事業を実施することが可能である。
- ・ 自然公園の利用のための中心的な地域において、周辺の自然環境と調和が図られた整備を実施するため、伐採跡地及び建物撤去跡地などを有効活用し、各種事業を実施している。

### 【各種事業】

- ・ 湿地植生や高山植物の保全・復元
- ・ 自然河川への再生
- ・ 親水公園及びビオトープの整備



### 阿寒国立公園阿寒湖畔集団施設地区における湖と緑のネットワーク事例

阿寒国立公園の阿寒湖畔地区においては、

- ・ 緑地の連続化、緑のボリュームアップを図り、緑地空間としての機能の充実
- ・ 水の循環、自然エネルギーの利用など環境負荷の少ない空間の整備
- ・ 湖の船上及び湖畔の両側からの景観の確保

という視点から、緑地の確保、自然河川への再生、緑、花、水に関する広場の創出などを計画し、分断化された生態系をネットワーク化することとしている。

出典：平成14年度阿寒国立公園阿寒湖畔集団施設地区再整備基本構想策定業務報告書，平成15年，環境省